

人口增加與亞之基

人口問題研究

第三卷第十號

昭和十七年十月刊行

調查研究

東亞共榮圈人口略說(暫定稿)(一)……………館上 笹田嘉彰(一)

乳兒死亡の家族集積性に關する一考察……………間 尚武(三五)

彙報

人口問題研究所特別懇談會

人口動態調査令施行細則中改正——朝鮮青年特別鍊成令の公布——厚生省の昭和十七年度優良多子家庭並に母子保護事業功勞者表彰の發表——勞務報國會設立要綱の決定——農林省の昭和十七年度第一回米豫想收穫高の發表——外務省東亞局の中華民國在留本邦人及第三國人口概計表の發表——財團法人中央社會事業協會主催の第二回厚生事業研究發表會の開催——康徳七年滿洲國臨時國勢調査に依る確定人口發表表

文獻

邦文人口問題關係文獻(二九)

厚生省
人口問題研究所

昭和十七年十月十一日
3196

人口問題研究

第三卷 第十號

調査研究

東亞共榮圈人口略説(暫定稿) (一)

館 上 田 正 夫
稲 田 嘉 彰

本稿の概要と目次

はしがき

一、東亞共榮圈及接壤地域の人口分布

1 基本統計表の作成方法

イ、東亞共榮圈及接壤地域の範圍を東經六〇度乃至一八〇度にとつた。それでも尙且つアジアの部に屬する地域には非人口調査地域人口の割合が少くはない。

ロ、東亞共榮圈及接壤地域に於ても、歐米の植民地であつた地域に

東亞共榮圈人口略説(暫定稿)(一)

2 皇國の政治地理的位置

は近代的人口調査を施行し、人口動態の登記を導入したと云つてゐるが、皇國が南洋群島に於て實施してゐるものに較べると同日の談でないやうなものが多い。過信してはならない。

イ、人口分布を観察するに當つて、「壓力係數」「人口の生物學的比重」と云ふやうな考へ方が重要である。

ロ、東亞共榮圈に於ける指導者皇國人口の現在の比重は一〇分の一乃至一分の一である。

ハ、皇國の政治地理的位置の一大特色は世界有數の巨大人口、中國四億五千萬、英領印度三億七千萬、ソ聯一億七千萬及アメリカ合衆國一億五千萬の人口が皇國を圍繞してゐるといふことである。

3 人口分布の不均衡

東亞共榮圈には四つの大きな人口密集地域がある。皇國內地・中國・英領印度及ジャワが即ちそれである。皇國を暫く別として、共榮圈は農業地域で大部分の人口が農業に依存し、そこでは所謂アジア的農業生産が營まれてゐるのであるから、特に人口密集地域に働く人口壓力は多大なるものがある。此の人口壓力の激流の中から、オーストラリア、ニュー・ジールランド、ニュー・ギニア、ジャワの外領等の地域は人口閑散なるままに保持せられてゐる。

4 中國の人口壓力

イ、巨大なる密集地域、中國では、其の大部分の人口が(一)華北平原、山東地塊、長江下游平原地域、(二)珠江下游平原地域の中南北支海岸平原地域と、(三)大湖平原地域、即ち内陸平原地域、及

(四)四川盆地に集つてゐる。

口、中國人口の七割以上が農業に包攝せられてゐるが、技術及農業經濟の現狀では中國全域に互る人口壓力は著しきものがあると思はれる。對耕地面積人口密度、農家一戸當平均耕地面積、食糧生産等に一瞥を投じても其の狀態がよく理解出来る。

ハ、人口粗なる地域は可住面積・可耕面積の割合も少く、土地其他の自然條件が劣悪で住むに住めない人口を上記の密集地域に向つて押出してゐる。又、逆に密集地域の人口壓力が如何に強くても、少くとも現在のままでは人口粗なる地域へ逆流せしめることが出来ないこと云ふまでもない。

ニ、中國に於ける夥しき過剩人口の存在と其の溢れ出づる様は十分之を察知することが出来るが、中國農業の現狀が著しく勞働集約度の高いことを看過してはならない。その爲に、中國に於ける農業生産力を保持向上せしめつつ、急速大量なる勞力を抽き出さうとする場合には困難支障を生ずる。滿洲國、北支等に於ける勞力不足は此等の事情を以て説明される部分が少くはない。

ホ、中國人口の壓力に對して中國の爲政者は如何に考へて來たか。現代中國の父たる孫文の思想に代表せられてゐるところを見ると、中國存続の根基を人口最多、民族最大なることに認め之が増強を希ふと共に人口壓力を緩和する方策として、「建國方略」に於て近代産業の導入による一大國土開發計畫を描いた。現在中國の爲政者にも此の考へ方が傳承せられてゐる。

ヘ、之に對して歐米列強の見方は、中國の農業は之以上人口收容力を急速に高めることは出来ない。工業化には半世紀の歲月を要する。工業化が高まつて中國特有の家族制度が分解し、産兒制限が普及しなければ中國の人口壓力は根本的に取除かれ得ない。それは前途尙遼遠である。然し中國の人口壓力は之以上高まつても、中國の人知が低いから積極的に生存權の要求を世界に突きつけてく

る心配はないから「危険」でない。歐米の東亞經營の人的資源として見ると中國人程辛棒強く、勤勉で、低廉な上に、白色人種が適應性を持たない熱帯勞働が出來て優れたものはない。其の勞力源が保持存続されることは喜ぶべきである。但し、「牛を飼はされて乳を搾られては」ならないので、東亞が事實上の中國人の植民地となることには大いに戒心を要する。と言ふことである。インド、ジャワの過剩人口の處理に悩む英、蘭はその爲にも中國人の流入制限を考へねばならなくなつた。原住民の民族運動は之を促進した。(以上本號所載)

5 太平洋に於ける中國人口の流れ

6 英領印度及ジャワの人口壓力

7 白人オーストラリア

8 主要都市の分布

二、東亞共榮圈及接壤地域に於ける若干の人口構成

1 男女別人口構成

2 年齢別人口構成

3 職業別人口構成

三、東亞共榮圈及接壤地域の人口増殖力

1 人口動態統計

2 出生率

3 死亡率

4 自然増加率

四、東亞共榮圈及接壤地域に於ける内地人人口の分布と其の増殖力

1 内地人人口の分布

2 在外内地人人口の人口構成

3 在外内地人人口の増殖力の變動

4 在外内地人人口の地域別増殖力

五、結 語

民族の生命と生活とを集約して如實に表現するものは蓋し其の人口現象に如くはない。又、民族の持つ人口現象は其の生命と生活とを決する基本的條件の一である。大東亞共榮圈及接壤地域に於ける人口現象を明確に認識することが大東亞共榮圈建設に必要缺くべからざる前提たる所以は正しく此處にある。然し大東亞共榮圈及接壤地域に於ける人口現象を研究することは決して容易なる業ではない。第一、其の素材たる數字を蒐めることさへ極めて困難である。未だ完璧を期するには至らないが、手近な資料によつて差當り取り蒐め得る限りに於て、一應、取纏め逐次若干の解説を附することとする。

此の仕方には二つの仕方が考へられる。一つは東亞共榮圈全域を取つて其の人口現象の特色や之に關聯する問題を人口現象の若干の主要なる側面から、言はば横に、觀察し説明する行き方である。今一つは東亞共榮圈各地域について個々の地域に分つて、言はば縦に、觀察し説明する行き方である。個々の地域の人口現象は東亞共榮圈全域の人口現象の有機的な一環として考へて意義があるのであつて、前者の見方が先づ以て必要なのではないかと考へる。そこで本稿に於ては、専ら前者の立場で取扱つてみることにとする。尤も説明の途中、中國とか、英領印度とか、ジャワとか、特定の地域について若干説明するところもあるが、それは決して地域別考察を主眼とするものではない。従つて此等の部分を地域別考察として見ると甚だ粗雑なものとならざるを得ない。尙、後者、即ち地域別考察は稿を改めて適當な機會に筆にしたいと考へてゐる。

本稿は先づ東亞共榮圈及接壤地域に於ける人口分布に一瞥を投ずることから始めよう(1)。

一、東亞共榮圈及接壤地域の人口分布

1 基本統計表の作成方法

東亞共榮圈の人口を觀察するに當つては、先づ第一に、東亞共榮圈及接壤地域について國又は地域別に人口を求めて基本統計表を作成しなければならぬ。人口總數は國又は植民地別に兎に角一應之を求めることが出来る。然し、其の數字の性質には甚だ差等がある。(一)近代的人口調査(Consus)に據るもの、(二)非近代的人口調査に據るもの、(三)(一)又は(二)に補正を加へたもの、(四)部分的人口調査に基いて全域の人口を推計したるもの、(五)推計(Estimate)に據るもの、(六)所謂「推量(Guess)」に過ぎざるもの等頗る區々である(2)。

人口を正確に知る爲には近代的人口調査に據るの外はない。然るに、アジア及大洋洲に於ては如何なる意味の人口調査も未だ曾て行はれたことのない國や地域(以下「非人口調査地域」と呼ぶ)が少くない。然も其の國や地域の包攝する人口の割合は著しく大である。試みにアジア及大洋洲に於て非人口調査地域を掲ぐれば次の如くである(3)。

- (一) アジアの獨立國—(1)アフガニスタン、(2)アラビア、(3)中國、(4)イラン、(5)イラク、(6)ネパール。
- (二) アジアの非獨立國—(1)クリア・ムリア諸島、(2)サラワク、(3)ソコトラ島、(4)シリア及レバノン、(5)トランス・ヨルダニア。
- (三) 大洋洲—(1)ニュー・ギニア、(2)ニュー・ヘブライズ、(3)パプア。

アジアに於ける以上(一)及(二)の地域の包攝する人口は四億八千八百萬に達し、アジア人口總數の四割一分を占めてゐる。世界に於ける非人口調査地域の人口の割合は大約二割五分であつて、之に較べてもアジアには特

に非人口調査地域人口の割合が著しく大なることを知ることが出来る。従來アフリカは「未知の地域」と云はれて來たが、アフリカに於ける非人口調査地域は、(1)アビシニア、(2)リベリア、(3)ベルギー領コンゴ、(4)スペイン領モロッコ、(5)モザンビック、(6)リオ・デ・オロ、(7)ルアンダ・ウルンヂ、(8)英領ソマリランド、(9)スダン、(10)タンヂール、(11)フランス委任統治トーゴ・ランドであつて、其の人口は約二千六百萬、アフリカ人口總數の一割六分を占むるに過ぎない。上掲(三)の大洋洲に於ける非人口調査地域の人口は約百二萬であつて、大洋洲人口總數の一割に達しない(4)。

本稿に於ては、假りに東亞共榮圈及接壤地域の範圍を東經六〇度から東經一八〇度線の間にある地域にとることとした。但し、住民の四割を邦人が占めてゐるハワイ諸島は之を併せて一瞥を投じておくこととした。かやうな地域の取り方をすると、アジアに於ける非人口調査地域の多くが考察の外におかれる。即ち、(1)アフガニスタン、(2)アラビア、(3)イラン、(4)イラク、(5)クリア・ムリア諸島、(6)ソコトラ、(7)シリア及レバノン、(8)トランス・ヨルダニアが除かれ、東亞共榮圈及接壤地域中の非人口調査地域は(1)中國、(2)ネパール、(3)サラワク、(4)ニュー・ギニア、(5)ニュー・ヘブライズ及(6)パプアの六地域に過ぎないこととなる。然し、元來、アジアに於ける非人口調査地域人口の割合の多い重要な理由は世界第一の大人人口と云はれる中國が人口調査されてゐないことに歸するを得る。従つて非人口調査地域の多數が考察の外におかれるが非人口調査地域人口の割合は遺憾ながら依然としてそれ程少くはならない。

歐米の植民地支配は、近代的人口調査を實施し、人口動態の登記制度を導入したと吹聴せられてゐるが、其の所謂近代的人口調査や人口動態の登記が、帝國が南洋群島に實施してゐるものと較べて決して同日の談ではな

い程度のもが少くないことに注意しなければならない。例へば印度支那の人口調査人口なるものは人口調査の結果を一人人口一人當鹽の消費量を以て補正してゐたのである(5)。又、一九二〇年香港の人口調査人口は實は人口一人當の下肥の量を以てした推計に過ぎないと云はれてゐる(6)。比律賓が米領となつて以來人口調査が行はれたとは云ふものの周期不定の點に於て嚴密な近代的人口調査とは云ひ得ない。セイロン島の人口調査人口は一部實査、爾餘は推計である(7)。「オランダは前世紀の初葉以來ジャワの人口の數字を發表したが、高い正確性を要求し得る最初の人口調査は一九三〇年である」(8)。其の他イギリスが植民地で行つた人口調査の如何なるものであるか、植民地人口調査及動態登記の經費を如何に削減したか、Kewynski が明瞭痛烈に之を指摘してゐる(9)。

本稿の基本とした東亞共榮圈及接壤地域の人口分布表作成に關する方法の概要を列記すれば概ね以下の如くである。

(一) 昭和一五年現在を基準とし、昭和一五年について數字を求め得ない地域については取り得る最近のものを取り之に基いて昭和一五年現在を推計した。

(二) 地域は國別、屬領別を原則としたが、ボルネオ、ニュー・ギニア等の如く一島嶼として觀察する必要のある場合には、利用の便宜の爲、かかる島嶼別等についても集計しておいた(第五表中斜體數字)。國、屬領等の内部の地域は細に失せず粗に互らざるやう、原則として中間行政区劃(省、州等)によることとした。

(三) 面積は數字の統一を圖る爲、なるべく「大日本帝國統計年鑑」並に「列國國勢要覽」所載のものに據ることとし、之に據り難きものにつきては、夫々の國の統計書及年鑑類、Statistisches Jahrbuch für das Deutsche

Reich, Statistical Year-Book of the League of Nations, Statesmans' Year-Book 等を比較参照として採ることとした。

(四) 人口は原則として、人口調査又は推計による現在人口又は現住人口を用ふることとした。而して原住民のみならず一切の現在者又は現住者を含むものとする。昭和一五年に於てかかる人口を缺く地域については、既往の人口中最も適當なるものを選び、過去に於ける年幾何平均増加率を既往最近の人口に適用して昭和一五年人口を推計した。以上に於て用ひた既往の人口中、其の最近のものは調査年次を附して参考として第五表に掲載しておいた。

(五) 人口密度は昭和一五年につき算定したる普通人口密度を掲げた。密度の算定は本表所載の面積を以て本表所載の昭和一五年人口を除したる商であつて、一平方料當りの人口數である。

(六) 各地域別に資料の出所、計算方法等につき注意すべき事項を列記すれば概ね以下の如くである。

(1) 帝國—面積は「大日本帝國統計年鑑」により、人口は昭和一五年一〇月一日國勢調査の結果に據る。但し關東州には南滿洲鐵道株式會社附屬地を含まず。

(2) 滿洲國—面積は滿洲國臨時國勢調査事務局發表の臨時國勢調査速報に據り人口は滿洲國臨時國勢調査事務局發表の確定人口に據る昭和一五年一〇月一日現在。

(3) 中國—中國の面積及人口特に人口を確定することは極めて困難である。試みに中國最近の主要なる人口を表記すれば、第一表の如くである。

Warren S. Thompson は中國各種の人口は一般に過大なりとし、最も東亞共榮圈人口略説(暫定稿)(一)

第1表 最近の中國各種人口

調 査 者	調 査 年 次	人 口 總 數	備 考
民郵政局 W. W. Rockhill China Continuation Committee	明治43年 明治43年 大正6年 大正7年	342,639,000 438,425,000 325,000,000 377,673,422	全全全全 全全全全 古を除く全 全
海郵關局長 Annuaire général de la France et l'étranger	大正11年 大正12年 大正12年 大正13年	444,968,000 436,094,953 443,373,860 436,709,204	2 1 全 2 2 全 行 行 全
Jahrbuch für Wirtschaft, Politik und Arbeiterbewegung Viesmer	大正13年	400,000,000 ~ 500,000,000	全 全
露陳內務部調查員 Walter F. Wilcox	大正13年 大正14年 昭和3年 昭和3年 昭和4年 昭和4年 昭和4年 昭和5年 昭和5年 昭和8年 昭和10年 昭和10年	445,195,000 547,020,880 471,787,386 411,849,148 445,000,000 444,297,256 490,000,000 485,508,838 342,000,000 445,000,000 424,522,936 458,915,439 446,649,832	全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全 全全全全

精緻なる推計として明治三十七年の W. W. Rockhill の推計、中國本土二七〇、〇〇〇、〇〇〇を採り、昭和三年に至る一〇%の増加を見込んで、昭和三年三〇〇、〇〇〇、〇〇〇を採つてゐる(四)。然るに飯田茂三郎氏は明治三十七年の Rockhill の推計が戸當平均人口を四・一九人としたる點を我が國內地、臺灣、朝鮮等の一世帶當平均人口と比較し、一戸當平均

*上松一光・山本廣治譯陳啓明、蔣傑：支那の人口と食糧問題，昭和17年，18—24頁に據る。其の他は財團法人人口問題研究會（飯田茂三郎稿）：支那人口問題研究，昭和10年57—63頁に據る。全國中に舊滿洲を含む。

人口四・一九人は過少なりとして此の推計を斥けてゐる。同様にして一戸當平均人口四・八人としたる大正元年の Robinson の推計も亦過少なりとし、Wilson の推計についても同様に過少であると斷じ、「從來の文獻が示す如く、支那の戸口調査の中戸數に關する統計は比較的信頼し得るから、支那全國約八四、〇〇〇、〇〇〇戸に對し一九二八年四四一、八四九、一四八人となした陳長衡氏の計算(一戸當平均人口五・三人—筆者)、竝に一九三〇年の陳夏寅氏の計算(四四五、〇〇〇、〇〇〇人は決して過大でない許りでなく、同じく漢民族の形づくる我領土臺灣に於て一戸當平均人口數が五・六七人強なるに鑑みる時は、一九三〇年現在の支那人口總數は大約五〇〇、〇〇〇、〇〇〇に達すると信ず。随つて滿洲獨立後の支那人口總數は大約四七〇、〇〇〇、〇〇〇人である。」としてゐる(1)。

黃鐘の「最近支那人口統計の方法と其結果」もアメリカ人の推計を何れも一戸平均人口の採り方が過少であるとして排除し、陳長衡に贊意を表し、昭和三年内務部の調査を採つてゐる(2)。

周知の通り、中國推計人口に關する根本問題の一は、戸數については

第2表 中國平均每户人口數

地域別	年次	平均每户人口數
總計		5.294
蘇 蘇	22年	5.035
	21年	5.993
	20年	4.321
	20年	5.021
	21年	5.742
	21年	5.045
	22年	4.314
	22年	4.995
	5年	5.129
	22年	5.102
	17年	4.905
	22年	4.806
	22年	5.646
	22年	4.937
	20年	5.419
	22年	5.692
	19年	5.504
	22年	5.672
	22年	5.019
	22年	5.102
	22年	4.893
22年	5.039	
21年	5.128	
21年	5.481	

中華民國編局統計處主計廳國民政府統計局編「中華民國統計提要」24年輯，226頁。

比較的統計の信頼性があるとすれば、一戸當平均人口を如何に見るかといふ問題である。そこで國民政府主計處統計局編「中華民國統計提要」二十四年輯によつて平均每户人口數を探ると第二表の如くである。

又、劉大均は戸の概念を明かにしたる後平均一戸當人口を論じてゐるが(3)、主要なるものを纏めて掲ぐれば第三表の如くである。

第3表 中國1戸當平均人口

省 別	1912年人口調査		1928年人口調査
	縣 數	平均值	
全 支 那	1,489	5.67	—
浙 江 蘇 魯 鄂 湘 閩 粵 桂 滇 黔	75	4.85	4.43
	61	5.75	5.11
	26	7.50	5.76
	123	5.42	5.75
	98	7.41	—
	75	5.64	5.17
	69	5.33	4.87
	76	5.78	—
	81	5.48	4.51
	59	5.82	4.97
寧 奉 天 西 東 西 疆 遼 川 南	37	6.91	—
	67	5.45	—
	53	6.69	6.78
	105	5.34	5.38
	107	5.58	5.52
	91	5.92	5.80
	36	4.97	4.85
	8	5.19	5.49
146	5.04	—	
96	5.34	—	

此等の結果は臺灣本地人の一戸當平均人口と極めてよく接続する。今此等によつて見ればアメリカ學者の推計は明かに過少と云はねばならぬ。

帝國統計年鑑は昭和七年について中國人口總數四四五、一八一、〇〇〇を掲げ、昭和一一年について四四六、六〇五、〇一七を掲げてゐるが、概ね妥當であるとして之を用ふる。かくて、中國人口は帝國統計年鑑所載の上記二年次の人口を用ひ、此の間に於ける年幾何平均増加率〇・七五%を以て昭和一五年人口を推計した。此の幾何平均増加率は極めて微弱であるが、後述の如く自然増加少く、流出超過の少からざる中國人口は殆んど停滯的であつて不合理とは云ひ得ないであらう。

海南島—面積及人口に關し未だ利用し得る正確な資料はないが、面積については G. Henzel の計算に據れば三六、〇〇〇方呎、理科年表に據れば三四、〇〇〇方呎である。人口は廣東南區善後員公署黃強調査の昭和五年の結果は二、一九五、六四五人、又、瓊崖綏靖委員會公署許廷杰發表の昭和一一一年の結果は、二、二〇〇、〇〇〇人である(4)。今、假りに面積は三五、〇〇〇方呎とし、昭和一五年人口は二、二〇〇、〇〇〇人と假定した。尙、海南島の人口は中國人口中に含まれ此處に特記したのは再出である。

(4) 香港—面積及昭和一三年人口は「列國國勢要覽」に據り、昭和一四年人口は Statesman's Year-Book に據る。人口は何れも推計人口。昭和一五年人口は昭和一三—同一四年の増加率を用ひて推計した。

(5) 印度支那—面積は「大日本帝國統計年鑑」に據る。人口は T. Sino-Iski; Art. "Les Statistiques de la Population Indochinoise..." Demographie de la France D'Outremer-Congres International de la Population, 1937 及 Statesman's Year-Book に據る人口調査人口。昭和一五年安南及ラオスの人口は昭和一一一年—同一四年、カンボヂヤ及交趾支那の人口は大正一〇年—昭和一一一年の幾何平均増加率を用ひて推計した。上記の年幾何平均増加率は安南三一・七二%、ラオス三・九二%、カンボヂヤ一六・〇二%、交趾支那一三・〇五%である。

(6) 泰—面積及昭和四年及同一二年人口は Statistical Year-Book of Siam に據り、昭和一五年人口總數は Statesman's Year-Book に據る。昭和四年及昭和一二二年人口は人口調査人口。昭和一五年の地方別男女別人口は假りに、昭和四年人口を用ひて昭和一五年人口總數を按分して推計したるものである。

(7) マレー—面積は Statesman's Year-Book に據り、昭和一五年人口總數は「人口問題研究」第二卷第六號、昭和一六年六月、九三頁所載の公簿現住人口に據り、昭和一五年男女別人口は假りに Statesman's Year-Book 所載昭和六年男女別人口を以て按分推計した。尙、ブルネイは英領ボルネオに、クリスマス島及ココス島はシンガポールに、デイデイングはペラクに夫々含ましめた。

(8) ビルマ—面積及昭和一四年人口は「列國國勢要覽」、昭和六年人口は Statesman's Year-Book に據り、昭和一五年人口は昭和一二—同一四年間の年幾何平均増加率一〇・一四%を用ひて推計した。

(9) 英領印度—面積、大正一〇年及昭和六年人口は Statesman's Year-Book に據る。兩年次の人口は人口調査人口。昭和一五年人口は各地域別に大正一〇年—昭和六年間の年幾何平均増加率を用ひて推計した。(數雜に失するから増加率の掲出は省略する)。尙ビルマ及アデンの面積及人口は之を除いた。又、昭和一六年三月の人口調査の結果に關する情報については「人口問題研究」第二卷第六號、昭和一六年六月、九三頁参照。

(10) 佛領印度—面積、昭和一一年及昭和一三年人口は「列國國勢要覽」に據る。昭和一一年人口は人口調査人口、昭和一三年人口は推計人口。昭和一五年人口は昭和一一一年—同一三年間の年幾何平均増加率を各地域別に適用して推計した。

(11) ポルトガル領印度—面積及昭和六年人口は「列國國勢要覽」に據る。人口は人口調査人口。昭和一一年人口は Statesman's Year-Book に據る推計人口。昭和一五年人口は昭和六一—同一一年間の年幾何平均増加率を用ひて推計した。

(12) **ブータン**—面積及昭和一三年人口は「列國國勢要覽」に據る。人口は推計人口。昭和一五年人口は昭和一三年以降人口數に増減なきものとして昭和一三年と同數の人口を掲げた。

(13) **ネパール**—面積及昭和一三年人口は「列國國勢要覽」に據る。人口は推計人口。昭和一五年人口は昭和一三年以降人口數に増減なきものとして昭和一三年と同數の人口を掲げた。

(14) **セイロン**—面積及昭和六年人口は *Statesman's Year-Book* に據る。昭和六年人口は人口調査人口。昭和一四年人口は「列國國勢要覽」に據る推計人口。昭和一五年人口は昭和六年—同一四年間の年幾何平均増加率一三・四五%を用ひて推計した。昭和六年の州別人口中には軍隊、船員等を含まなす。

(15) **比律賓**—面積及昭和一四年人口は *Philippine Year-Book, 1940-1941* に據る。昭和一五年人口總數は *Statesman's Year-Book* に據る推計人口。昭和一五年男女別人口は昭和一四年人口調査人口の性比を用ひて推計した。

(16) **舊英領ボルネオ**—面積は「大日本帝國統計年鑑」に據る。ブルネイの昭和一五年人口は「人口問題研究」第二卷第六號、昭和一六年六月、九三頁所載に據る。北ボルネオ、サラワクの昭和一二年及同一三年人口は「列國國勢要覽」に據り、昭和一五年人口は昭和一二—同一三年間の増加率(北ボルネオ八・九八%、サラワク〇%)を用ひて推計した。尙第五表に掲出した昭和一三年英領ボルネオの人口は「列國國勢要覽」に據る。

(17) **舊蘭領東印度**—面積及昭和五年人口は *Indisch Verslag, 1941* に據る。大正九年人口は *Statesman's Year-Book* に據る。人口は何れも人口調査人口。昭和一五年人口は大正九年—昭和五年間の年幾何平均増加率

一五・〇〇%を用ひて推計す。昭和一五年男女別人口は昭和五年人口調査人口の性比を用ひて推計した。總數中に男女不詳を含む。

(18) **ポルトガル領チモール**—面積及昭和九年及昭和一二年人口は「列國國勢要覽」に據る。以上の人口は何れも推計人口。昭和一五年人口は昭和九—一二年間の年幾何平均増加率を用ひて推計した。

(19) **ニュー・ギニア**—面積は「列國國勢要覽」に據る。ニュー・ギニア(オーストラリア聯邦委任統治區域)の昭和一二年及昭和一三年人口及パプア領(オーストラリア聯邦屬領)の昭和一四年人口は「列國國勢要覽」に據る。以上の人口は推計人口。パプア領の昭和一五年人口(推計)は *Statesman's Year-Book* に據る。ニュー・ギニア(オーストラリア聯邦委任統治區域)の昭和一五年人口は昭和二年—同一三年間の増加率二七・五三%を用ひて推計した。

(20) **オーストラリア聯邦**—面積、昭和八年人口(人口調査人口)及同一四年人口(推計人口)は *Official Year-Book of the Commonwealth of Australia, No. 32, 1939* に據り、昭和一五年總人口は昭和八年—同一四年間の年幾何平均増加率七・三四%を用ひて推計し、昭和一五年の地域別人口は同年總人口を昭和八年の地域別人口に據り按分推計した。

(21) **ニュー・ジランド**—面積、昭和一一年人口(人口調査人口)及同一五年本土人口(推計人口)は *New Zealand Official Year-Book, 1941* に據り、昭和一五年北島及南島別人口は昭和一一年人口を用ひて推計した。但し本計數中には、昭和一一年に於て八二、三二六、昭和一五年に於て九〇、九八〇のマオリ人人口が夫々除かれてゐる。

(22) **ニュー・カレドニア**—面積及昭和一三年人口(推計人口)は「列國國勢要覽」に據り、昭和一五年人口は昭和一三年以降人口數に増減なきも

第4表 東亞共榮圈及接壤地域國・地域別面積
人口及人口密度摘要表(昭和15年現在)

國・地域名	面積	人口	人口密度	
	千方町	千人	1方町に付	
1 日本帝國	681	105,226	155	
内朝鮮	383	73,114	191	
朝臺灣	221	21,326	110	
臺東	36	5,872	163	
關南	36	415	11	
南洋群島	3	1,367	395	
滿洲	2	131	61	
2 中印支那	1,303	43,203	33	
3 香港	10,362	448,034	43	
4 印度支那	1	1,073	1,059	
5 暹羅	740	24,807	33	
6 泰國	518	15,718	28	
7 マレー半島	132	5,465	41	
海峽植民地	4	1,421	404	
聯邦	71	2,194	31	
諸邦	57	1,850	32	
8 ビルマ	605	16,282	27	
9 英領印度	4,080	370,753	91	
10 佛領印度	1	304	595	
11 ポルトガル領印度	4	618	155	
12 ブータン	50	250	5	
13 ネパール	140	5,600	40	
14 セイロン	66	6,002	92	
15 比律賓	299	16,356	55	
16 英領ボルネオ	211	790	4	
17 舊英領東印度	1,904	70,476	16	
ジャバ	132	46,720	353	
スマタラ	474	10,316	22	
ボルネオ	539	2,071	5	
セレベス及メナド	189	5,289	28	
モルツケン	496	1,117	2	
チモール	63	2,316	33	
バリ及ボン	10	2,253	219	
18 ポルトガル領チモール	19	484	25	
19 ニュージーランド	475	933	2	
20 オーストラリア聯邦	7,704	6,978	1	
21 ニュージーランド	268	1,550	6	
22 ニュージーランド	19	55	3	
23 ハワイ	17	423	26	
24 ソヴィエト聯邦	21,175	172,581	8	
合計				
1	—	24	50,774	1,313,961
1	—	22	29,582	1,140,956
2	—	22	28,901	1,035,730
5	—	22	17,235	543,420
(1—8)	+	(15—22)	25,242	757,429
(1—8)	+	(15—19)	17,252	748,846

東亞共榮圈人口略説(暫定稿)(一)

のとして昭和一三年の人口數を掲げた
(23) ハワイ—面積、昭和五年人口(人口調査人口)及昭和一五年總人口(人口調査人口)は Statesman's Year-Book に據り、昭和一五年の地域別人口は同年總人口を昭和五年の地域別人口を用ひて按分推計した。昭和一五年男女別人口は昭和五年人口の性比を用ひて推計した。
(24) ソヴィエト聯邦—面積及昭和一四年人口調査人口は Wirtschaft und Statistik 及 HACEPIHHE СССР, 1939 に據り、昭和一五年總人口は大正一五年人口調査人口(「大日本帝國統計年鑑」に據る)及昭和一四年人口から求めた年幾何平均増加率一二・四〇%を用ひて推計し、昭和一五年地

域別人口は、同年總人口を昭和一四年地域別人口に據り按分推計した。以上の方法によつて求めた結果を表示したものが即ち第五表である。而して第五表は相當複雑であるから通觀に便ならしめる爲、之を極力簡單にして摘要表を作成し第四表として掲げておいた。第四表に於ては人口と面積とについて、考察上種々の場合を豫想し、色々に地域を組合せて幾通りかの合計を算定しておいた。又共榮圈及接壤地域に於ける人口分布を一眸の下に收める爲に第五表に基いて、人口分布のドット・マップを作成して第一圖として掲げておいた。

第 5 表 東亞共榮圈及接壤地域・地域別・面積・人口及人口密度表

國 地 域 名	面積 (方 料)	昭和 15 年 人口		人口密度 (1方料に付)	昭和14年以前最近の調査又は推計人口				調査年次
		總 數	男		女	總 數	男	女	
1 日 本 帝 國	681,011	*105,226,101	52,896,862	52,329,239	155	*98,934,173	49,955,921	48,978,252	昭 10.10. 1
内地	382,561	*73,114,308	36,566,010	36,548,298	191	*69,254,148	34,734,133	34,520,015	昭 10.10. 1
朝鮮	220,788	*24,326,327	12,266,230	12,069,097	110	*22,899,038	11,662,637	11,236,381	昭 10.10. 1
南洋羣島	35,961	*5,872,084	2,970,635	2,901,429	163	*5,212,426	2,659,819	2,552,607	昭 10.10. 1
	36,090	*414,891	239,835	175,056	11	*331,943	186,225	145,718	昭 10.10. 1
	3,462	*1,367,334	781,592	585,742	395	*1,134,081	655,754	478,327	昭 10.10. 1
	2149	*131,157	72,540	58,617	61	*102,537	57,333	45,204	昭 10.10. 1
2 滿 洲 國	1,303,143	*43,202,880	23,908,082	19,294,798	33	—	—	—	—
特別市	138	*355,009	347,075	207,934	1,267	—	—	—	—
省	88,925	*5,608,922	3,069,143	2,539,779	63	—	—	—	—
	67,482	*2,093,500	1,163,200	930,300	31	—	—	—	—
	76,183	*2,318,957	1,317,989	1,000,968	30	—	—	—	—
	118,899	*149,887	114,782	35,105	1	—	—	—	—
	90,418	*1,415,633	851,964	565,669	16	—	—	—	—
	41,397	*512,240	336,044	176,196	13	—	—	—	—
	32,975	*688,424	446,880	241,544	21	—	—	—	—
	63,860	*1,231,206	2,369,337	1,864,869	66	—	—	—	—
	30,134	*848,197	467,163	381,034	28	—	—	—	—
	31,705	*982,387	603,356	379,031	31	—	—	—	—
	26,506	*2,231,507	1,170,787	1,060,720	84	—	—	—	—
	74,860	*10,570,669	5,740,690	4,829,979	141	—	—	—	—
	40,162	*4,817,822	2,240,001	2,077,821	108	—	—	—	—
	103,062	*4,553,228	2,448,898	2,104,330	44	—	—	—	—
	73,934	*763,701	428,418	335,583	10	—	—	—	—
	76,866	*1,026,635	580,885	445,750	13	—	—	—	—
	109,107	*199,530	120,317	79,213	2	—	—	—	—
	156,230	*132,426	91,453	40,973	1	—	—	—	—
3 中 國	10,361,604	448,034,000	—	—	43	446,605,017	—	—	昭 11.12.31
本部	3,782,105	419,999,000	—	—	111	418,659,321	—	—	昭 11
川 東 蘇 州 省	431,309	51,531,000	—	—	119	51,367,141	—	—	昭 11
西 南 東 北 省	180,559	37,730,000	—	—	209	37,610,188	—	—	昭 11
中 國	109,829	40,177,000	—	—	366	40,048,971	—	—	昭 11

河廣河湖湖安浙江廣雲龍山陝貴甘	南東北南北徽江西西南陝西西州肅	省省省省省省省省省省省	172,736	34,400,000	—	—	—	—	199	34,290,148	—	—	—	昭	11
察駁寧	蒙 遼夏	古省省省	845,239	5,808,000	—	—	—	—	7	5,789,612	—	—	—	昭	11
內 察駁寧	哈 爾 濱	古省省省	278,957	2,107,000	—	—	—	—	8	2,100,205	—	—	—	昭	11
青西新外西	海 康 疆 蒙	省省省古藏	201,432	2,329,000	—	—	—	—	8	2,321,604	—	—	—	昭	11
海	南	島	274,910	1,372,000	—	—	—	—	6	1,367,803	—	—	—	昭	11
4 香	港	港	35,000	2,200,000	—	—	—	—	63	2,200,000	—	—	—	昭	14
5 印	那 支 度	那 支 度	1,013	1,073,000	—	—	—	—	1,059	1,050,256	—	—	—	昭	14
安カ交ヲ東	ソ 趾	南ヤ那ノ京	740,400	24,807,000	—	—	—	—	33	23,030,355	—	—	—	昭	11
			147,600	6,408,000	—	—	—	—	43	6,211,228	—	—	—	昭	14
			181,000	3,246,000	—	—	—	—	18	3,046,432	—	—	—	昭	14
			61,700	4,862,000	—	—	—	—	75	4,615,968	—	—	—	昭	11
			231,400	1,027,000	—	—	—	—	4	1,023,314	—	—	—	昭	14
			115,700	9,264,000	—	—	—	—	80	9,077,592	—	—	—	昭	14
6 泰	中	部	518,162	15,718,000	—	—	—	—	28	14,464,105	7,313,584	7,150,521	—	昭	12
	クア	ル	185,483	6,261,000	3,226,000	3,035,000	—	34	4,583,178	2,361,678	2,221,500	—	昭	4	
	ラ	ン	3,052	1,259,000	682,000	577,000	—	413	921,617	498,895	422,722	—	昭	4	
	チ	ン	15,453	1,147,000	883,000	664,000	—	74	839,775	426,578	413,197	—	昭	4	
	ン	チ	24,442	694,000	357,000	339,000	—	28	508,339	260,990	247,349	—	昭	4	

國・地域名	面積(方	昭和15年人口		人口密度(1方料に付)	昭和14年以前最近の調査又は推計人口		調査年次		
		總數	男女		總數	男女			
ナラチヤスリ	8,207	648,000	381,000	318,000	79	474,542	242,028	232,514	昭 4. 7.15
ナラチヤスリ	37,629	791,000	403,000	389,000	21	579,357	294,951	284,406	昭 4. 7.15
ナラチヤスリ	43,182	701,000	353,000	347,000	16	512,971	260,103	252,868	昭 4. 7.15
ナラチヤスリ	41,192	788,000	398,000	390,000	19	576,951	291,528	285,423	昭 4. 7.15
ナラチヤスリ	12,326	232,000	118,000	113,000	19	169,626	86,605	83,021	昭 4. 7.15
北 部	93,842	2,117,000	1,061,000	1,055,000	23	1,549,390	776,780	772,610	昭 4. 7.15
東 部	93,842	2,117,000	1,061,000	1,055,000	23	1,549,390	776,780	772,610	昭 4. 7.15
東 部	164,249	5,310,000	2,593,000	2,717,000	32	3,887,275	1,898,327	1,988,948	昭 4. 7.15
東 部	70,337	1,454,000	715,000	739,000	21	1,064,565	523,581	540,984	昭 4. 7.15
東 部	93,912	3,856,000	1,878,000	1,978,000	41	2,892,710	1,374,746	1,447,964	昭 4. 7.15
南 部	74,588	2,030,000	1,036,000	995,000	27	1,486,364	758,280	728,084	昭 4. 7.15
南 部	43,581	1,242,000	631,000	611,000	28	909,175	461,698	447,477	昭 4. 7.15
南 部	16,773	331,000	174,000	157,000	20	242,041	127,437	114,604	昭 4. 7.15
南 部	14,234	458,000	231,000	227,000	32	335,148	169,145	166,003	昭 4. 7.15
7	132,027	5,464,649	3,242,919	2,221,730	41	4,355,211	2,582,600	1,772,611	昭 6. 6. 1
海 峽	3,512	1,420,841	855,911	564,930	404	1,114,015	671,080	442,935	昭 6. 6. 1
シベリア	745	762,799	451,178	311,621	1,021	559,946	353,748	206,198	昭 6. 6. 1
シベリア	285	245,281	265,680	149,549	361	359,851	208,307	151,544	昭 6. 6. 1
シベリア	751	169,948	134,025	99,905	226	186,711	105,083	81,629	昭 6. 6. 1
シベリア	1,640	233,930	5,029	3,854	143	7,507	3,943	3,564	昭 6. 6. 1
シベリア	91	8,883			98				昭 6. 6. 1
シベリア	71,328	2,193,605	1,339,463	834,142	31	1,713,096	1,046,054	667,042	昭 6. 6. 1
シベリア	20,668	984,464	595,110	389,354	48	765,989	464,751	301,238	昭 6. 6. 1
シベリア	8,184	696,173	419,251	276,922	85	538,197	327,414	205,783	昭 6. 6. 1
シベリア	6,682	293,510	190,001	108,509	44	233,799	148,381	85,418	昭 6. 6. 1
シベリア	35,794	219,458	135,102	84,356	6	180,111	105,508	74,603	昭 6. 6. 1
シベリア	57,187	1,850,203	1,047,545	802,658	32	1,526,604	864,330	662,274	昭 6. 6. 1
シベリア	18,985	644,472	391,968	252,504	34	505,311	323,413	181,898	昭 6. 6. 1
シベリア	9,428	520,719	288,245	222,474	55	429,691	237,831	191,860	昭 6. 6. 1
シベリア	14,892	404,470	223,858	180,612	27	362,517	184,705	177,812	昭 6. 6. 1
シベリア	13,079	203,253	111,948	91,310	16	179,789	92,364	87,435	昭 6. 6. 1
シベリア	803	57,289	31,544	25,745	71	49,296	26,027	23,269	昭 6. 6. 1
8	605,000	16,282,000	8,316,000	7,966,000	27	16,119,000	7,491,601	7,176,545	昭 6. 2.24

9 英	領	印	度	91	*338,119,154	174,305,977	163,813,176	昭	6. 2.26
英	州	印	度	107	*274,772,617	141,540,493	133,222,124	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	89	560,292	296,081	264,211	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	4	29,463	19,702	9,761	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	60	9,247,857	4,844,133	4,403,724	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	3	868,617	488,414	380,203	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	253	* 51,087,938	26,557,860	24,529,478	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	161	* 42,329,583	21,082,560	21,247,023	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	75	* 26,347,519	13,792,181	12,555,338	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	59	* 17,990,937	8,993,734	8,993,734	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	39	* 163,327	90,575	72,752	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	544	* 636,246	369,497	266,749	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	138	* 47,193,602	23,301,145	523,892,457	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	46	* 4,684,364	2,528,165	2,156,199	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	100	* 21,018,639	13,109,800	10,908,839	昭	6. 2.26
ア	メ	ル	ラ	181	* 49,614,833	26,063,177	23,551,656	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	53	* 63,346,537	32,765,484	30,581,053	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	131	* 9,443,007	1,257,817	1,185,190	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	51	* 6,632,790	3,405,438	3,227,352	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	379	* 1,205,016	589,813	615,203	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	56	* 3,523,070	1,867,031	1,656,039	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	77	* 14,436,448	7,370,010	7,066,138	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	18	* 3,646,243	1,938,338	1,707,905	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	94	* 6,557,302	3,353,963	3,203,339	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	61	* 4,472,218	2,451,394	2,020,828	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	38	* 11,925,712	5,885,028	5,340,684	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	18	* 109,808	55,825	53,983	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	320	* 5,053,973	2,565,073	2,530,900	昭	6. 2.26
印	度	俵	領	49	* 3,939,250	2,025,754	1,973,496	昭	6. 2.26
10 佛	領	印	度	595	* 300,353	—	—	昭	13
10 佛	領	印	度	—	* 299,000	—	—	昭	11. 7. 1
ボ	ソ	シ	リ	—	184,000	—	—	昭	13
カ	ン	カ	ル	—	63,000	—	—	昭	13
シ	ル	カ	ル	—	38,000	—	—	昭	13
ヤ	ン	カ	ル	—	14,000	—	—	昭	13
ヤ	ン	カ	ル	—	5,000	—	—	昭	13
11 ホ	ル	ト	ガ	155	* 601,000	—	—	昭	11
11 ホ	ル	ト	ガ	—	* 579,969	—	—	昭	6
12 ヲ	ー	タ	ン	5	* 250,000	—	—	昭	13

東亞共榮圈人口略説(暫定稿)(一)

國・地域名	面積(方	昭和15年人口		人口密度 (1方料に付)	昭和14年以前最近の調査又は推計人口		調査年次		
		總數	男		總數	男			
13 米	140,000	5,600,000	—	—	—	—	昭13		
14 セ	イ	ロ	ン	40	92	5,922,000	—	—	昭14
				—	—	5,321,548	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	1,445,034	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	953,388	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	771,204	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	398,874	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	212,421	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	546,966	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	97,365	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	303,243	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	578,368	—	—	昭 6. 2.26
				—	—	133	—	—	昭 6. 2.26
15 比	299,404	16,356,000	8,245,000	8,111,000	55	16,000,303	8,065,281	7,935,022	昭 14. 1. 1
ア	ア	バ	バ	94	24	87,780	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	99,023	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	432,465	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	199,414	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	85,538	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	9,512	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	442,034	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	491,608	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	57,561	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	332,807	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	299,270	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	98,324	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	385,695	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	405,285	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	238,581	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	1,068,078	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	298,935	—	—	昭 14. 1. 1
				—	—	292,600	—	—	昭 14. 1. 1
—	—	237,586	—	—	昭 14. 1. 1				
—	—	271,532	—	—	昭 14. 1. 1				
—	—	744,022	—	—	昭 14. 1. 1				
—	—	219,864	—	—	昭 14. 1. 1				
—	—	207,701	—	—	昭 14. 1. 1				
—	—	279,505	—	—	昭 14. 1. 1				
—	—	243,437	—	—	昭 14. 1. 1				
—	—	915,853	—	—	昭 14. 1. 1				
ア	3,810	90,000	—	—	94	87,780	—	—	昭 14. 1. 1
ア	10,671	101,000	—	—	9	99,023	—	—	昭 14. 1. 1
ア	4,010	442,000	—	—	110	432,465	—	—	昭 14. 1. 1
ア	2,679	204,000	—	—	76	199,414	—	—	昭 14. 1. 1
ア	1,330	88,000	—	—	66	85,538	—	—	昭 14. 1. 1
ア	198	10,000	—	—	51	9,512	—	—	昭 14. 1. 1
ア	3,086	452,000	—	—	146	442,034	—	—	昭 14. 1. 1
ア	4,078	502,000	—	—	123	491,608	—	—	昭 14. 1. 1
ア	8,038	59,000	—	—	7	57,561	—	—	昭 14. 1. 1
ア	2,614	340,000	—	—	129	332,807	—	—	昭 14. 1. 1
ア	8,988	299,000	—	—	33	299,270	—	—	昭 14. 1. 1
ア	2,147	101,000	—	—	47	98,324	—	—	昭 14. 1. 1
ア	5,336	394,000	—	—	74	385,695	—	—	昭 14. 1. 1
ア	4,410	414,000	—	—	94	405,285	—	—	昭 14. 1. 1
ア	1,289	244,000	—	—	189	238,581	—	—	昭 14. 1. 1
ア	4,869	1,092,000	—	—	224	1,068,078	—	—	昭 14. 1. 1
ア	22,968	306,000	—	—	13	298,935	—	—	昭 14. 1. 1
ア	19,499	299,000	—	—	15	292,600	—	—	昭 14. 1. 1
ア	3,387	243,000	—	—	72	237,586	—	—	昭 14. 1. 1
ア	2,685	278,000	—	—	104	271,532	—	—	昭 14. 1. 1
ア	5,304	761,000	—	—	143	744,022	—	—	昭 14. 1. 1
ア	10,540	225,000	—	—	21	219,864	—	—	昭 14. 1. 1
ア	1,373	212,000	—	—	154	207,701	—	—	昭 14. 1. 1
ア	1,204	286,000	—	—	287	279,505	—	—	昭 14. 1. 1
ア	6,668	249,000	—	—	37	243,437	—	—	昭 14. 1. 1
ア	7,987	936,000	—	—	117	915,853	—	—	昭 14. 1. 1

マヤ	ニ	ラ	市	37	637,000	—	—	—	17,216	623,492	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ス	ツ	ケ	920	84,000	—	—	—	91	81,768	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ソ	バ	テ	4,070	186,000	—	—	—	46	182,483	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	シ	ド	ロ	10,078	194,000	—	—	—	13	131,569	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ミ	サ	ス	2,077	215,000	—	—	—	104	210,057	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	3,917	219,000	—	—	—	56	213,812	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ミ	ン	ス	14,136	303,000	—	—	—	21	296,874	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	7,741	843,000	—	—	—	109	824,858	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	5,316	404,000	—	—	—	76	394,680	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	5,492	426,000	—	—	—	78	416,762	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	6,804	80,000	—	—	—	12	78,505	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	14,746	96,000	—	—	—	7	93,673	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	2,142	384,000	—	—	—	179	375,281	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	5,234	750,000	—	—	—	145	742,475	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	2,049	455,000	—	—	—	222	444,805	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	1,327	102,000	—	—	—	77	99,367	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	13,751	558,000	—	—	—	41	546,306	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	2,055	253,000	—	—	—	90	247,653	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	2,813	253,000	—	—	—	123	247,117	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	7,976	231,000	—	—	—	29	225,895	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	3,042	367,000	—	—	—	88	358,553	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	11,957	367,000	—	—	—	31	358,553	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	3,646	109,000	—	—	—	30	106,945	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	16,879	364,000	—	—	—	22	355,984	—	—	—	—	昭	14.1.1
マヤ	ニ	ン	ス	211,258	790,000	—	—	—	4	787,652	—	—	—	—	昭	13
マヤ	ニ	ン	ス	76,008	308,000	—	—	—	4	302,000	—	—	—	—	昭	13
マヤ	ニ	ン	ス	5,750	39,000	—	—	—	7	39,000	—	—	—	—	昭	15
マヤ	ニ	ン	ス	129,500	443,000	—	—	—	3	442,900	—	—	—	—	昭	13
マヤ	ニ	ン	ス	750,718	3,500,000	—	—	—	5	—	—	—	—	—	昭	—
マヤ	ニ	ン	ス	1,904,346	70,476,000	—	—	—	16	60,727,233	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	132,174	46,720,000	—	—	—	353	41,718,364	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	46,877	12,764,000	—	—	—	272	11,397,146	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	7,954	1,152,000	—	—	—	145	1,028,628	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	8,027	2,953,000	—	—	—	368	2,637,035	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	11,615	2,478,000	—	—	—	213	2,212,997	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	13,655	3,862,000	—	—	—	283	3,448,796	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	5,626	2,318,000	—	—	—	412	2,069,690	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	28,167	12,478,000	—	—	—	443	11,141,629	—	—	—	—	昭	5.10.7
マヤ	ニ	ン	ス	5,636	2,956,000	—	—	—	525	2,640,124	—	—	—	—	昭	5.10.7

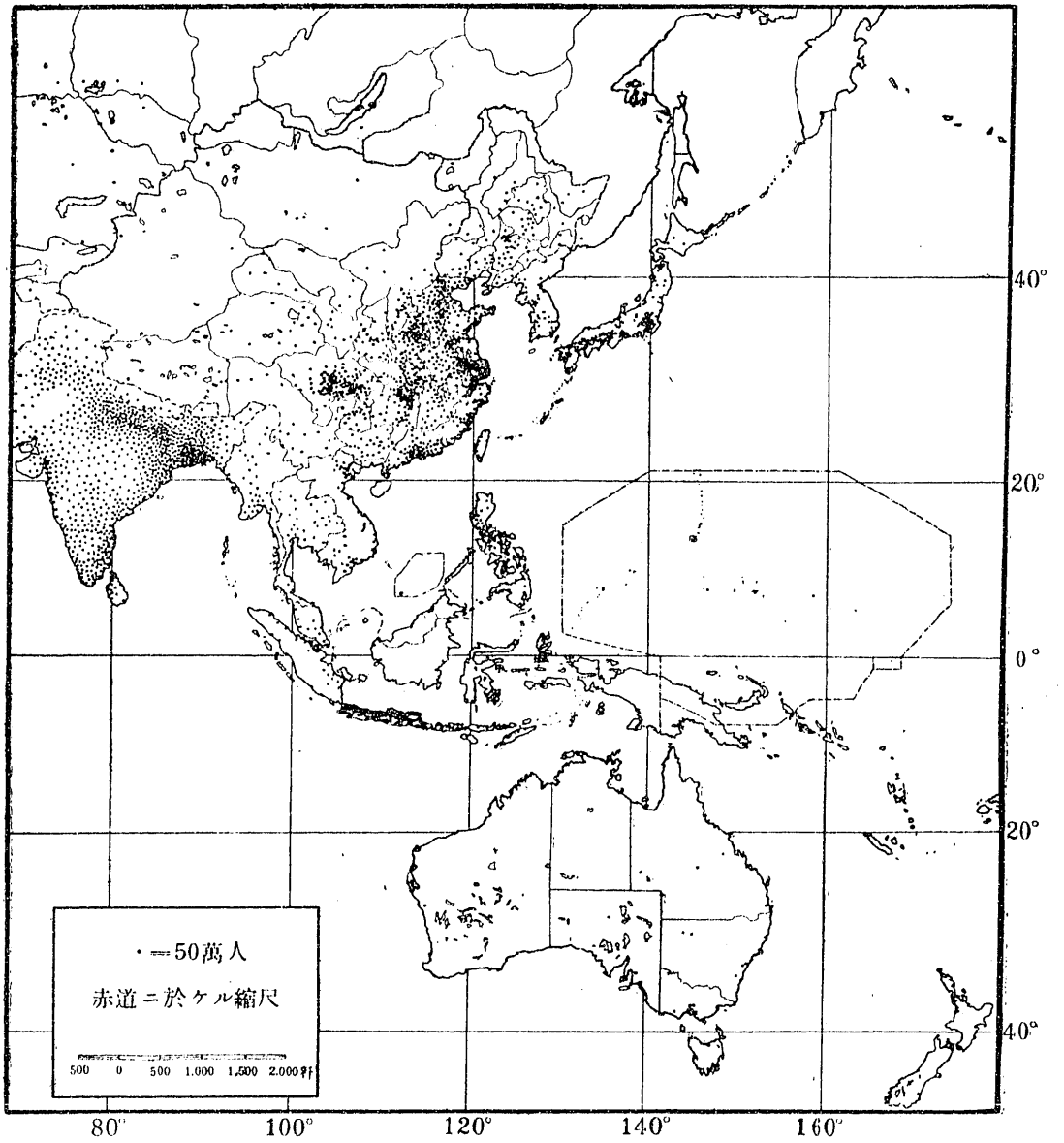
國・地域名	面積(方料)	昭和15年人口		人口密度(方料に付)	昭和14年以前最近の調査又は推計人口		調査年次
		男	女		男	女	
スウェーデン	5,159	2,263,000	—	415	2,020,687	—	昭5.10.7
スウェーデン	6,008	2,101,000	—	350	1,876,477	—	昭5.10.7
スウェーデン	5,612	2,316,000	—	413	2,068,441	—	昭5.10.7
スウェーデン	5,452	2,810,000	—	521	2,535,900	—	昭5.10.7
スウェーデン	3,169	1,746,000	852,000	551	1,539,027	760,390	昭5.10.7
スウェーデン	6,039	2,872,000	1,416,000	476	2,561,818	1,264,167	昭5.10.7
スウェーデン	47,922	16,861,000	8,211,000	352	15,055,714	7,358,371	昭5.10.7
スウェーデン	4,296	2,437,000	—	567	2,176,123	—	昭5.10.7
スウェーデン	6,055	1,918,000	—	317	1,712,659	—	昭5.10.7
スウェーデン	6,505	2,205,000	—	339	1,968,547	—	昭5.10.7
スウェーデン	6,619	2,700,000	—	408	2,411,209	—	昭5.10.7
スウェーデン	8,839	3,070,000	—	347	2,711,105	—	昭5.10.7
スウェーデン	10,137	2,333,000	—	230	2,083,309	—	昭5.10.7
スウェーデン	5,471	2,198,000	—	402	1,962,462	—	昭5.10.7
スウェーデン	473,606	10,316,000	5,338,000	22	8,254,843	4,271,436	昭5.10.7
スウェーデン	28,784	452,000	—	16	361,563	—	昭5.10.7
スウェーデン	86,356	1,373,000	—	16	1,098,725	—	昭5.10.7
スウェーデン	44,924	307,000	—	7	245,272	—	昭5.10.7
スウェーデン	94,583	2,116,000	—	22	1,693,200	—	昭5.10.7
スウェーデン	26,249	404,000	—	15	323,123	—	昭5.10.7
スウェーデン	49,778	2,387,000	—	48	1,910,298	—	昭5.10.7
スウェーデン	39,077	1,303,000	—	33	1,042,583	—	昭5.10.7
スウェーデン	55,392	1,251,000	—	23	1,003,062	—	昭5.10.7
スウェーデン	31,688	373,000	—	12	298,225	—	昭5.10.7
スウェーデン	16,775	348,000	—	21	278,792	—	昭5.10.7
スウェーデン	539,160	2,710,000	1,378,000	5	2,168,661	1,102,886	昭5.10.7
スウェーデン	146,760	1,003,000	—	7	802,447	—	昭5.10.7
スウェーデン	392,700	1,707,000	—	4	1,366,214	—	昭5.10.7
スウェーデン	88,578	1,423,000	718,000	16	1,138,655	574,803	昭5.10.7
スウェーデン	100,457	3,866,000	1,901,000	38	3,093,251	1,521,092	昭5.10.7
スウェーデン	496,456	1,117,000	575,000	2	893,400	390,555	昭5.10.7
スウェーデン	412,781	393,000	—	1	314,271	—	昭5.10.7
スウェーデン	83,675	724,000	—	9	579,129	—	昭5.10.7
スウェーデン	63,324	2,071,000	1,038,000	33	1,657,376	831,028	昭5.10.7
スウェーデン	10,290	2,253,000	1,110,000	219	1,802,683	888,505	昭5.10.7

18	ホルトガル領子モール	18,990	484,000	—	—	25	472,264	—	—	昭12
	チモール島	82,314	2,555,000	—	—	31	—	—	—	
19	ニューギニア	475,367	932,822	—	—	2	—	—	—	
	ニューギニア(オーストラリア連邦委任統治区域)	240,869	591,000	—	—	2	563,387	—	—	昭13
	バレーア領(オーストラリア連邦領)	234,498	338,822	—	—	1	338,608	—	—	昭14
	ニューギニア島	888,148	1,323,822	—	—	1	—	—	—	
20	オーストラリア連邦	7,704,129	6,978,000	3,544,000	3,434,000	1	6,927,288	3,367,111	3,262,728	昭14. 6.30 昭 8. 6.30
	ニューサウスウェールズ州	801,421	2,737,000	1,388,000	1,350,000	3	2,600,847	1,318,471	1,282,376	昭 8. 6.30
	イーストタスマニア州	227,617	1,916,000	951,000	965,000	8	1,820,261	903,244	917,017	昭 8. 6.30
	クィーンズランド州	1,736,578	997,000	523,000	474,000	1	917,534	497,217	450,317	昭 8. 6.30
	南オーストラリア州	984,372	611,000	306,000	305,000	1	580,949	290,982	289,987	昭 8. 6.30
	タスマニア州	2,527,609	432,000	246,000	216,000	0.2	438,852	233,937	204,915	昭 8. 6.30
	北オーストラリア直轄州	67,896	240,000	121,000	118,000	4	227,599	115,097	112,502	昭 8. 6.30
	北オーストラリア直轄州	1,356,163	5,000	4,000	2,000	0	4,850	3,378	1,472	昭 8. 6.30
	北オーストラリア直轄州	2,435	9,000	5,000	4,000	4	8,947	4,805	4,142	昭 8. 6.30
21	ニュージブラント(本土)	267,846	1,549,921	—	—	6	1,491,484	756,226	735,258	昭 11. 3.26
	北島	111,687	975,727	—	—	9	938,939	—	—	昭 11. 3.26
	南島	150,460	574,194	—	—	4	552,545	—	—	昭 11. 3.26
	北島及其の島	—	—	—	—	—	—	—	—	昭 11. 3.26
22	ニューカレドニア	18,653	55,000	—	—	3	55,000	—	—	昭 13
23	ハバロフスク	16,594	423,330	255,861	167,469	26	368,336	222,640	145,696	昭 5. 4. 1
	ハバロフスク	10,438	84,281	—	—	8	73,325	—	—	昭 5. 4. 1
	オホカシラ	1,886	56,401	—	—	30	48,756	—	—	昭 5. 4. 1
	オホカシラ	1,564	233,202	—	—	149	202,887	—	—	昭 5. 4. 1
	オホカシラ	1,437	41,156	—	—	29	35,806	—	—	昭 5. 4. 1
	オホカシラ	673	5,784	—	—	9	5,032	—	—	昭 5. 4. 1
	オホカシラ	365	2,708	—	—	7	2,356	—	—	昭 5. 4. 1
	オホカシラ	186	156	—	—	1	136	—	—	昭 5. 4. 1
	オホカシラ	117	2	—	—	0	2	—	—	昭 5. 4. 1

國・地域名	面積(平方)	昭和15年人口		人口密度(1平方に付)	昭和14年以前最近の調査又は推計人口			調査年次	
		總數	男女		總數	男女	調査年次		
24 ソウイェト聯邦	21,175,000	172,581,000	82,678,000	89,903,000	8	*170,467,186	81,664,981	88,802,205	昭大
ロシア聯邦共和國總數	16,510,000	110,634,000	—	—	7	*147,027,915	71,043,352	75,984,563	昭大
シベリア總數	11,079,000	14,387,000	—	—	1	*109,278,614	—	—	昭大
極東地方	2,778,600	2,367,000	—	—	1	14,209,740	—	—	昭大
沿海地方	2,066,000	918,000	—	—	1	2,388,095	—	—	昭大
シベリア地方	2,572,000	1,449,000	—	—	1	907,220	—	—	昭大
ヤクート自治共和國	3,030,900	406,000	—	—	0.1	1,430,875	—	—	昭大
ブリヤートモンゴル自治共和國	331,400	549,000	—	—	2	400,544	—	—	昭大
西部シベリア地方	905,000	6,624,000	—	—	2	542,170	—	—	昭大
シベリア地方	613,400	4,073,000	—	—	7	6,542,755	—	—	昭大
シベリア地方	291,600	2,551,000	—	—	7	4,022,671	—	—	昭大
東部シベリア地方	1,613,600	2,477,000	—	—	9	2,520,084	—	—	昭大
イリクツク州	899,600	1,303,000	—	—	2	2,446,174	—	—	昭大
チンタ州	720,000	1,174,000	—	—	1	1,286,696	—	—	昭大
ウラヌク地方	2,413,800	1,964,000	—	—	2	1,159,478	—	—	昭大
ウラヤ	445,000	31,344,000	—	—	1	1,940,002	—	—	昭大
白ロシア	127,000	5,637,000	—	—	70	*30,960,221	—	—	昭大
アゼルバイジャン	86,000	3,250,000	—	—	44	5,567,976	—	—	昭大
ジョージア	70,000	3,586,000	—	—	38	3,209,727	—	—	昭大
アゼルバイジャン	30,000	1,298,000	—	—	51	3,542,289	—	—	昭大
トルコ	444,000	1,270,000	—	—	43	1,281,599	—	—	昭大
ウズベク	378,000	6,360,000	—	—	3	1,258,985	—	—	昭大
タジク	144,000	1,503,000	—	—	17	6,282,446	—	—	昭大
カザフ	2,744,000	6,222,000	—	—	10	1,485,091	—	—	昭大
キルギス	197,000	1,477,000	—	—	2	6,145,387	—	—	昭大
アゼルバイジャン	14,986,000	41,746,000	—	—	7	1,459,301	—	—	昭大
ヨーロッパの部	6,189,000	130,835,000	—	—	3	41,234,412	—	—	昭大
					21	129,232,774	—	—	昭大

* は人口調査人口，作成方法本文参照。 総數数字は政治區劃に據らず地域として總めて再掲せるもの。

第1圖 東亞共榮圈及接壤地域人口分布圖
(昭和15年)



2 皇國の政治地理的位置

嘗て Alexander Supan は「壓力係數」(Druckquotient)と云ふ概念を考案し

東亞共榮圈人口略説(暫定稿)(一)

接する國の國力の中に浮べて此の國に作用する壓力と其の反作用とを測らうといふのである。三・一とか三・三とかと云ふ數値そのものには頗る疑ふ餘地があるが、數値そのものではなくて、考へ方自體の裡には人口を觀察

た。それは地理的に一國に直接隣接する諸國の人口の和に對する其の國の人口の比率を以て表はされる。而して此の値を以て一國が直接の隣接國から受ける壓力と、之に對して一國が抗すべき反對の力を示さうと云ふのである。更に而して此の「壓力係數」を以て一國の政治地理學的的位置の指標としようとするのである。此の極めて簡単な算術には地理學上多くの批判がある。算定の技術的過程についても種々の議論がある。此の「壓力係數」の概念が極めて機械的であつて、一國の政治地理學的的位置を精密に示すものと云ひ得ないことは之を承認しなければならぬ。然し、人口を觀察する場合に此の種の考へ方には興味ある重要なものが含まれてゐる。先づ此の概念は一國の人口が一國の勢力を表現するところの唯一ではない迄も少くとも最も客觀化された最も重要な要因であることを前提してゐる。極言すれば、國力は其の人口に比例するといふ考へ方を前提とする。而して人口によつて表現せられた一國の國力を地理學的に隣

する上にも極めて意義深きものがある。夙に飯本信之學士が Supan の「壓力係數」を解説批判し、人口の質的側面の考慮の不足を指摘してゐられることは重要である⁽¹⁶⁾。特に人口現象の側から考察する場合に其の質的側面の考慮を補ふことは決定的に必要である。又、Supan 自ら地域の隣接關係國間の指數の不十分なることを認め、上記の地域の隣接關係國間の「壓力係數」を「地理的壓力係數」(Geographische Druckquotient)と呼び、政治的關係國間の同様の係數を考慮して之を「政治的壓力係數」(Politische Druckquotient)と稱し、之を以て「地理的壓力係數」の缺を補はんとしたことも看過してはならない。係數の數値に重點を置くことなく、考へ方に重點を置して見るならば、Supan の兩様の考へ方は同時に可能であるとともに人口現象觀察上基本的な重要性を帯びるものと云はねばなるまい。

Supan の「壓力係數」の概念とは範疇を異にするが、往々人口現象の研究上用ひられる「人口の生物學的比重」(Biologische Schweregewicht der Bevölkerung)といふ概念がある。即ち、一國又は一民族の勢力の生物學的基礎を其の人口に認めることを前提とする。而して特定の地域に於ける一國又は一民族の相對的勢力の消長を、特定地域の人口中に占める一國又は一民族の人口の割合の變化によつて把握しようとするのである。最近眼に觸れた此の概念の最も巧妙なる適用は、A. Reithinger のフランス國力の解剖に之を求めることが出来る⁽¹⁷⁾。「十九世紀の初め迄は確かにフランスは歐洲第一の強國であつたばかりでなく又最も人口豊富なる國家であつた。併しルイ十四世時代には尙歐洲全人口の大約三分の一を占めてゐたフランスは、十九世紀の初めには約六分の一に落ち、現在は約十二分の一を占めるに過ぎない。其の總人口は十八世紀末にはロシアに追ひ越され、十九世紀中葉には獨逸に、二十世紀初頭には英國に、そして現在では既に伊太利に

も追ひ越されて了つてゐる。此のフランスが、其の生物學的比重の斯くの如き急激なる低下にも拘らず、少くとも歐洲に於ては依然として其の政治經濟的優位を保持し得、且つは強化しきへして來たのは、著者によれば全く僥倖なる諸情勢の然らしめたもので決して名實兼ね備へたるものではない。況んやアメリカの援助を得て獲得された前大戰の勝利は既にフランスの生物學的並に財政的力量を完全に蕩盡し去ることによつてこそ購はれたものに過ぎぬ。従つて今次の第二次歐洲動亂……への再度の參加は、その軍事的勝敗の如何に拘らず、いよくフランスの歐洲に於ける軍事的、政治的並に經濟的霸權を名實ともに拂拭し、フランスを歐洲の第二流國としてその實力相應の地位にまで後退せしめずば熄まないことなる⁽¹⁸⁾。かくて彼は軍事的政治的要因としてのフランス民族力の羸弱性を人口簿記學的(Demographisch)に分析し、人的資源の薄弱性から經濟力の不足、従つてフランス財政の脆弱性を分析して示してゐるのである。Supan の「壓力係數」の意義を以上の如く解するに於ては、考へ方として「生物學的比重」と一脈の彼此相通するものがあると云はねばならない。

東亞共榮圈の範圍は皇國の勢力の及ぶ範圍であつて、今日、其の範圍を限定することは云ふ迄もなく困難である。今假りに、

(一) 東經六〇度から一八〇度の間に於て、ソヴィエト聯邦、英領印度、アフガニスタン、イラン、オーストラリア、ニュー・ジールランド及ニュー・カレドニアを除いてみると、其の面積は凡そ一千七百萬方呎、人口は凡そ七億五千萬に達してゐる。

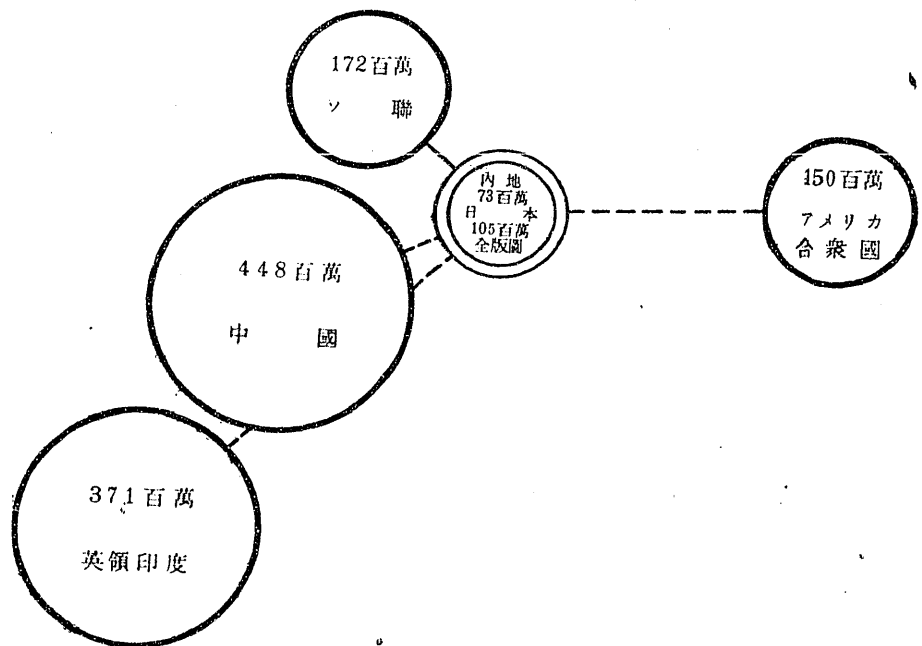
(二) 今之に英領印度を加へると面積は凡そ二千二百萬方呎、人口は凡そ一億三千萬を算ふる。

(三) 更に之にオーストラリア、ニュー・ジールランド及ニュー・カレドニアを加へると面積は凡そ三千萬方呎、人口は凡そ一億四千萬に上るのである。

昭和十五年一月一日現在に於ける皇國の全版圖は面積六八萬方呎餘、内、内地僅かに三八萬方呎を出づること幾莫もない。其の人口は全版圖一億五百萬餘、内地七千三百萬餘に過ぎない。上記(一)の場合の生活圏の面積中に占める皇國全版圖の面積の割合は大約二五分の一、人口は一〇分の一。(二)の場合には、面積百分の三、人口一分の一。(三)の場合には面積百分の二、人口一分の一と云ふ計算になる。

東亞共榮圈及接壤地域に於ける人口分布を一瞥して先づ第一に氣付くことは、皇國を圍繞して世界有数の巨大人口が存在すると云ふことである。或は皇國と直接境を接し、或は皇國と直接境を接しないが、共榮圈と直接隣接し或は共榮圈の内部に世界の四大人口が悉く存在すると云ふことである。即ち、海洋國型の皇國が陸地を以て直接隣接するソヴィエト聯邦には一億七千萬餘の大人人口がある。其のアジアの部に於ける人口は稀薄であるに相違ないが、一國人口として有機的關聯に於て考察すれば、アジア部四千萬の人口ではなくして一億七千萬として考へなければならぬこと云ふ迄もない。既に一言した如く、中國の人口は定かでないが、四億數千萬に上る世界第一の人口たるは疑ひを容れぬ。世界人口二億とすれば、中國一國の人口は世界人口の正に五分の一を超えてゐる。又、英領印度の人口は三億七千萬を超えるのであつて、中國に亞ぐ世界第二の巨大人口である。又太平洋を距てて一億三千萬、其の屬領を合して一億五千萬のアメリカ合衆國の人口がある。今此の皇國の人口地理學的、乃至は政治地理學的的位置の特色を模型圖を以て示せば第二圖の如くである。圖中圓の面積は人口に比例する。

第2圖 皇國の政治地理的位置(模型圖)



3 人口分布の不均衡

次に東亞共榮圈及接壤地域の人口分布は著しく不均衡である。第一圖によつても直ちに氣付く如く、此の地域内に四つの大きな人口の稠密地域を見出すことが出来る。即ち、皇國內地、中國、英領印度及ジャワの四地域がそれである。他方、之に反してジャワの外領ニュー・ギニア、オースト

ラリア及ニュー・ジールランドの如く人口極めて稀薄なる地域が在存する。

第四表を見るに皇國各地域中最大の密度を示すものは關東州の一方料に付三九五であるが、面積は僅かに三千方料であつて鳥取縣の面積よりも少く、人口は約一三七萬であつて大略名古屋市の人口に類似し、恰も一大都市の如き特殊の地域を形成し、香港、昭南島、海峽植民地等と相通ずるものを持つてゐる。内地の人口密度は一九一に達し、全版圖平均密度一五五の高きを示してゐる。滿洲國は今日尙方料三三といふ低き密度を示してゐる。次に中國は全國平均密度四三に過ぎないが、内外蒙古、青海、西康、新疆及西藏をも含むのであつて、中國本部のみをとれば一一一の高きに達し、山東、江蘇、河北、浙江等の各省は密度二〇〇を超える稠密さを示してゐる。印度支那、泰、ビルマは何れも密度三〇の前後を示し人口は稠密でない。マレーに於ても特殊地域たる海峽植民地が四〇四を示すの外は何れも密度三〇内外である。英領印度及セイロンの密度は九〇餘であるが、東部海岸及ヒンドスタン平原には密度一五〇を超える地域も少くない。比律賓は密度は五五であつて人口が稠密であるとは云ひ得ない。ジャワ及マヅラの面積は一三萬方料であるから皇國內地の約三分の一の面積に過ぎない。然るに人口は四千七百萬を算へ滿洲國の人口よりも遙かに大であつて、密度は方料三五三の高きに昇つてゐる。然るにスマトラ及セレベスは人口極めて粗であつて、密度夫々二二及二八に過ぎないが、ボルネオに至つては更に著しく、密度僅かに四乃至五である。ニュー・ギニアの人口稀薄なることは周知の通りであるが密度僅かに方料二を算ふるに過ぎない。又、オーストラリアは面積七百七十萬方料であつて皇國內地の二〇倍、アメリカ合衆國本國よりも稍、少といふ程廣大なる地域である。然るに人口は僅かに七百萬を示すに過ぎず、東京市一市の人口と略、相等しい。

従つて密度は極めて低く方料につき僅かに一といふ状態である。ニュー・ジールランド及ニュー・カレドニアは之亦人口頗る稀薄であつて密度は夫々方料六及三に過ぎない。

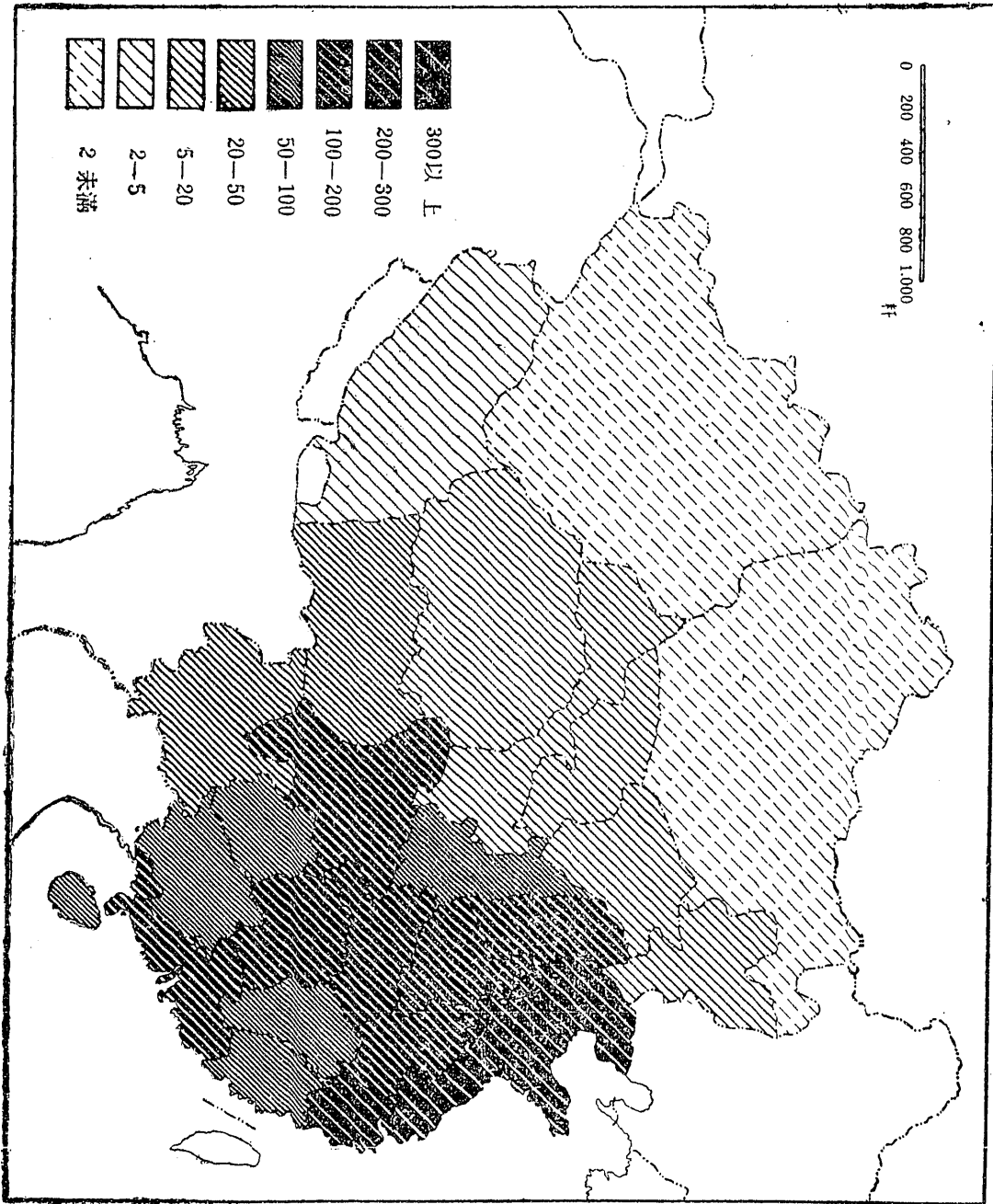
後に述べるが如く、皇國及居住植民地として原住民絶滅政策の上に特殊の經營がなされて來たオーストラリアを除くれば、其榮園諸地域の大部分の人口は原始産業、就中、農業によつて生活を營んでゐることを容易に知ることが出来る。然も農業生産、農業經營の所謂アジア的特色によつて、稠密地域には著しき人口壓力が發生し、其の壓力の作用が其榮園に關する諸問題の根柢に存在することを豫め推測することが出来る。そこで皇國內地を暫く別として、爾餘の三つの稠密地域に極めて簡單に一瞥を投じ、其の人口壓力の強度と、近き過去から現在に至る其の作用と意義とを顧みることとしよう。

4 中國の人口壓力

中國全國の面積は一千萬方料を超え、アジア四千二百萬方料の面積の約四分の一を占め、其の人口は四億五千萬に達しアジア一二億の人口の三分の一を遙かに超えてゐる。確かに廣漠たる地域に展がる世界第一の巨大人口である。既に一言した如く、中國全國の平均密度は僅かに方料に付四三であつて、我が北海道の昭和一五年三七よりも稍、高き程度である。然し第五表の通り、中國本部をとつて見ると其の面積は約三八〇萬方料であつて中國全國の三割七分に過ぎないが、人口は四億二千萬に達し、中國全國人口の九割三分が此處に居住する。従つて中國本部の人口密度は一一一の高きに上り、我が朝鮮(昭和一五年一一〇)と殆んど同様の密度に達するのである。更に従つて外領に於ける密度は極度に低く、僅かに西康省が二四を示す

の外は、青海省九、内蒙古七、西藏三、新疆省及外蒙古に至つては夫々一及〇・四といふ状態である。中國内部に於ける人口分布を明かにする爲に、人口密度の平均分布圖を作成し第三圖として掲げた。中國内部に於ても、

本部及外領間の人口分布の不均衡は以上の如くであるが、本部についても人口分布は著しく不均衡である。中國本部中人口の最も稠密なのは全省高度二〇〇米未滿の沃野に展がり最も發達したる農業地域たると共に、上海、南京等の都市を含み、交通、文化、近代的産業の中心地をなす江蘇省であつて、密度は三六六に達シジャワ、マツラの密度をも超えてゐる。南に隣る浙江省は之に亞いで二一一の密度を示し、江蘇に北接する山東省が之に亞いで二〇九を示してゐる。更に之に亞ぐものは河北省の二〇三、河南省の一九九及安徽省の一六八であつて、江河の下流に開く一大沃野を含む江蘇、浙江、山東、河北、河南及安徽六省に人口の一大集中を見るのである。即ち此等六省の面積は約八六萬方料であつて中國本部の僅かに二割三分に過ぎないが、其の人口はソ聯を遙かに凌駕して一億九千萬の多きに達し、中國本部人口の約半ばに近き人口(四割五分)が此處に集つてゐる。次に廣東(密度方料に付一五三)、湖北(一一二)、四川(一一九)、湖南(一一五)四省の密度が高



第3圖 中國人口密度圖

いが、此等の四省が前掲六省に較べて

遙かに山岳地帯多く耕地の割合が少ないことを注意しなければならない。特に四川省の如きは、高度五〇〇メートル以上の地域が大部分を占めるといふ山岳地帯であるが、四川盆地を中心として、尙且つかくの如く高き密度を示してゐることは注意を要する。以上の如く、中國に於ては、(一)華北平原、山東地塊、長江下游平原は人口の約半ばが集り、(二)大湖平原、(三)珠江下游平原之に亞ぎ、(四)四川盆地を中心として山岳地域型の集中を認めるのである。

中國の此の巨大なる人口が如何なる産業、職業によつて支持せられてゐるかは常識的には明かであるが、職業別人口構成を以て確かめようとするに殆んど用ふべき資料がない。飯田氏の掲げられる民國五年(大正五年)の第五次農商部統計によると第六表の如き職業構成がある(20)。假りに農戸一戸當平均人口五・七人とすると(21)三億三千六百萬人となる。從屬者其の他の職業に屬するものも含まれるのであらうが、此の統計によれば中國人口の七七%が農戸に包攝されてゐる計算になる。此の統計は古いが、黃鐘が掲げてゐる立法院統計處發表の昭和四年―同五年の農業調査による總人口に對する農業人口の割合を見ると第七表の如くである(21)。

第6表 中國職業別人口

農	戶	59,028,865	戶
工場職工	男女	234,152	人
鑛業勞働	者	231,103	人
商	人	417,659	人
共	業	215,905	人
	職	9,230,976	人

第7表 中國農業人口率

省	別	總人口に對する 農民の百分比
江	蘇	78.4
浙	江	69.4
河	北	85.6
山	西	83.0
遼	寧	82.3
察	哈	78.4
山	爾	90.0
安	東	71.6
黑	徽	78.8
湖	江	68.4
河	北	84.0
合	南	80.0
	計	

第8表 中國對耕地面積人口
密度 (1)

省	別	人口 單位 (1,000人)	耕地面積 (方畝)	人口密度 (1方畝 に付)
江	蘇	34,125	70,739	482
浙	江	20,612	32,524	635
河	北	31,232	79,529	393
山	西	12,228	16,565	263
遼	寧	15,233	55,331	275
察	哈	1,997	12,948	154
湖	北	26,699	46,903	569
河	南	30,565	86,886	352
安	徽	21,715	37,530	579
山	東	28,672	84,579	339
黑	龍	3,724	38,445	97
合	計	226,827	591,978	383

黃鐘は「右の表に依ると諸省總人口中平均八割が農民なることを示してゐる。だがこゝに考慮に入れて置くべきことは、調査した省はいづれも専ら農業の行はれてゐる華北の諸省であること、若し商業、工業が比較的に多い華南の諸省を入れて計算すれば、平均値はもつと低くなるかもしれない(22)。」と云つてゐる。然し、商工業の多い地域に於て農民の比率が更に著しく低下するものと考えべき根據は比較的乏しいやうである。中國農業人口の割合に關しては、今日、H. H. Park の七一・七五%が通説になつてゐるが(23)、恐らく遠からざるものと認めて差支へあるまい。果して然らば中國は殆んど類例を見ない農業國と云はねばならない。

人口の七割以上が農業に依存するとすれば、中國人口の壓力を觀察する爲には耕地面積に對する人口密度に一瞥を投じなければならぬ。然し此處でも亦資料は頗る不完全である。先づ黃鐘が立法院公表數字を用ひて算定した(24)省別耕地面積に對する人口密度を表示すれば第八表の如くである(但し比較の便宜の爲表中耕地の單位を方畝に換算しておいた)。而して黃鐘は此の密度をドイツ、フランス、イギリス、ソヴィエト聯邦、英領印

第9表 中國對耕地面積人口密度 (2)

省 別	總面積 (方畝)	耕地面積 (方畝)	人 口 (昭和15年)	對總面積 人口密度 (1方畝 に付)	對耕地面積 人口密度 (1方畝 に付)	總面積に 對する耕 地面積の 割合(%)
山 西	171,230	37,221	11,707,000	68	315	21.7
河 北	137,819	63,369	31,275,000	227	494	46.0
山 東	146,185	67,889	37,730,000	258	556	46.1
江 蘇	184,432	68,372	31,400,000	187	503	37.1
安 徽	108,727	38,279	40,177,000	370	1,050	35.2
湖 北	144,598	32,821	22,609,000	156	689	22.7
湖 南	192,446	36,714	25,202,000	131	686	19.1
江 西	216,854	27,997	31,401,000	145	1,122	12.9
貴 州	181,010	25,586	16,921,000	93	661	14.1
浙 江	173,700	14,046	10,586,000	61	754	8.1
福 建	96,343	25,652	21,722,000	225	847	26.6
廣 東	125,728	11,313	10,015,000	80	700	11.1
廣 西	226,310	26,092	33,308,000	147	1,277	11.5
合 計	2,324,175	496,686	338,424,000	146	681	21.4

度、アメリカ合衆國と比較し、中國が最も高いとして中國の對耕地面積密度の大なるを指摘してゐる。然し、一般に此等の密度は低いとは云へないとしてもそれ程高いとは見られない。日本に比較すれば遙かに低く、ベルギー、オランダ等と比較すれば之亦著しく低い。人口及耕地面積、特に後者の統計自體の信頼性が餘り大なりとは云ひ得ない。之に較べると J. I. Buck の調査資料に基く方が遙かに信頼度が高いと云はなければならぬ。

東亞共榮圈人口略説(暫定稿)(一)

第10表 東亞共榮圈主要地域對耕地面積人口密度

國・地域 別	總面積	耕地面積	人 口	普通人口 密度 (1方畝 に付)	對耕地面積 人口密度 (1方畝 に付)	總面積に 對する耕 地面積の 割合(%)
日 本 帝 國	681	116	105,226	155	906	17
内 地	383	60	73,114	191	1,219	16
滿 洲 國	1,303	159	43,231	33	272	12
(2)中國本部	3,782	915	418,659	111	443	25
(1)中國8農區	3,518	879	402,982	115	458	25
ビ ル マ	605	88	16,282	27	184	15
英 領 印 度	4,080	1,517	370,753	91	244	37
比 律 賓	296	32	16,356	55	509	11
ジャワ及マヅラ	132	79	46,720	353	615	60
オーストラリア	7,704	132	7,044	1	53	2
ニュージーラ	268	8	1,646	6	207	3
參 考						
フランス本國	551	228	41,907	76	184	41
イタリア本國	310	153	42,919	138	281	49
ベルギー	31	11	8,396	271	763	35
オランダ	33	11	8,833	268	803	33

(1) J. Lossing Buck 調査8農區 — Land Utilization in China, Statistics に據り算定。

(2) (1)に據る推計。

そこで Buck の調査耕地面積(2)が農區別縣別となつてゐるのを省別に再計算を施し、第五表所載の省別人口を以て對耕地面積人口密度を算定し取纏めたものが第九表である(省別に再計算し得ない部分は除去した)。本表について見ると別記の各省の對耕地面積密度は確かに高いと認めてよい。特

に福建、廣東及廣西省の普通密度は比較的低い、耕地面積について考へると極めて高く現はれて來ることは注意を要する。此等の地域には普通密度を以て示されるよりも遙かに絶大な人口壓力が作用してゐることを推測し得るし、同時に此等の地域が華僑の郷土であると云はれ、此處からの人口流出が頗る著しい事實も首肯され得ると思ふ。

今、中國本部について類似の方法を以て對耕地面積人口密度を算定し、東亞共榮圈主要地域及若干國と比較すれば第一〇表の如くである。之に據つて見れば、中國の對耕地面積人口密度は皇國に比すれば著しく低い。比律賓及ジャワ、マヅラに比して稍、低いが、滿洲國、英領印度等に較べれば明かに高い。歐洲の農業國、フランス、イタリア、ベルギー及オランダと比較れば、フランス及イタリアに比しては著しく高く、ベルギー及オランダに比しては著しく低い。中國の此の密度を中國よりも密度の高き地域と比較するに當つては、職業別又は産業別人口構成の差異、中國の自然的條件、中國農業生産の前時代的、半植民地的特色、農業技術等を斟酌しなければならぬ。此等の條件を考慮するに於ては、中國の人口壓力は決して容易ではないことを推測することが出来る。

尙、參考として「中華民國統計提要」二十四年輯によつて、中國二三省について農家戸數及農家一戸當平均耕地面積を算定して比較すれば第一一表の通りである。之に據つて見れば、新疆、甘肅、寧夏、察哈爾、綏遠等邊疆地域を除けば、中國の農家一戸當平均耕地面積は極めて小である。邊疆地域を含めて尙且つ第一一表總計の平均耕地面積は一町一反八畝に過ぎない。北海道を含む皇國內地の昭和一四年農家一戸當平均耕地面積は一町一反一畝、昭和五年一町六畝であつて、殆んど皇國內地と同様である。農業生産技術、農業經營等の格段の相違、自然條件の差異、更に農家の家族構

第 11 表 中國省別農家 1 戸當平均耕地面積(昭和 5 年)

地 域 別	總戸數 (千戸)	農戸數 (千戸)	農戸對總戸數 の百分	耕 地 面 積(千公畝)			每農戸 平均耕地 面積(公畝)	同 上 (反)
				總面積	水 田	旱 田		
總 計	73,977.7	54,925.5	74	6,405,701	1,839,409	4,566,292	117	11.8
江 安 浙 福 廣	蘇 6,438.0	5,056.5	79	563,214	218,567	344,647	111	11.2
	徽 3,788.8	2,682.2	71	328,772	127,980	200,792	123	12.4
	江 4,559.5	3,164.9	69	253,188	183,128	70,060	80	8.0
	建 2,287.6	1,625.7	71	143,093	73,654	69,439	88	8.9
	東 5,459.1	3,479.1	64	260,825	151,695	109,130	75	7.6
雲 貴 湖 江 湖	南 1,947.0	1,383.9	71	166,656	73,949	92,707	120	12.1
	州 1,769.0	1,193.5	67	141,312	58,448	82,864	118	11.9
	南 5,537.7	3,899.7	70	280,240	177,218	103,022	72	7.3
	西 4,942.2	3,292.3	67	255,775	145,367	110,408	78	7.9
四 新 甘 寧 陝	湖 5,771.4	3,959.7	69	374,845	161,427	213,418	95	9.6
	川 7,263.5	4,975.3	68	591,495	259,412	332,083	119	12.0
	疆 512.3	344.1	67	84,124	—	84,124	244	24.6
	肅 1,075.9	793.2	74	144,445	23,722	120,723	182	18.4
	夏 76.1	54.2	71	12,312	8,761	3,551	227	22.9
山 河 山 河 察 綏	西 1,896.9	1,384.6	73	205,799	19,114	186,685	149	15.0
	南 2,263.4	1,874.1	83	372,081	22,297	349,784	199	20.1
	東 6,029.1	5,061.7	84	694,155	47,935	646,220	137	13.8
	北 6,659.9	5,918.3	89	679,907	14,715	665,192	115	11.6
	爾 4,938.7	4,223.7	86	635,486	52,021	583,465	150	15.1
哈	察 394.1	309.1	78	103,459	11,397	92,062	335	33.8
	綏 367.5	249.7	68	114,518	8,602	105,916	459	46.3

成の差異等を考慮すれば、中國に於ける人口壓力の如何に著しきかは之を以ても推測することが出来る。尙又、湖南、廣東、江西、浙江、福建等の省の平均耕地面積が特に小なることは注意を要する。

以上の如く、中國に於ては、人口の分布が頗る不均衡であるが、人口粗なる地域は自然的地理的條件悪く、既に人口壓力の作用を推測し得ると共

に人口稠密地域に於ても著しき人口壓力が存在することを認めることが出来る。

從來中國はマルサス的人口過剰の好例として屢、論ぜられて來たのであるが、中國食糧の絶對的不足は計量的に決して明確ではなかつた。喬啓明及蔣傑の合著は計量的に見る限り、近年に於ける中國の人口と食糧とに關する比較的進歩した研究であるとする事が出来る。彼等に據れば「民國二十一年より二十四年に至る間の我國の實狀を見るに、米、小麥及び麵粉の三種の食糧の不足だけでも、已に人を驚かすに足るものがある。毎年平均の入超額、米は二三、四一五、四六三市擔。小麥一四、五三七、八五一市擔。麵粉三、一一七、六〇五市擔。これが價額國幣二〇五、八四八、二八五元に上つてゐる。……

……これは四年來の外貨輸入總價額の二七・七%、入超總價額の三六・三%に當る(26)のである。彼等は人口に對する食糧の過不足を特殊の方法によつて測定せんとした。即ち、「……年齢別人口數を知り得たから次に……アトウオーター(Archer)氏の年齢別、男女別一人の成年男子單位への換算率により各省の成年男子單位人口數が幾何かを求め得る。今この數字を基礎として別に各省食糧の年生産高幾何なるかを求め、それが供給し得る成年男子單位人口數幾何なるかを計算すれば、兩者を比較する事によつて支那に於ける食糧の過不足(成年男子單位數を以て示される「餘」)を明かにする事が出来る(27)」。而して食糧の年生産高は主要食糧を熱量を以て換算統一する。此の計算方法については検討の餘地が多いが、兎に角、彼等が各

第12表 喬啓明・蔣傑による中國27省主要人用食糧の供給可能なる成年男子單位數と各省總人口の成年男子單位換算數との比較

省別	各省總人口成年男子單位換算數	主要人用食糧供給可能なる成年男子單位數	過不足	各省實對分	在率
河北	22,583	17,475	- 5,109	-	22.6
河南	24,436	23,786	- 650	-	2.7
山東	28,489	23,702	- 4,787	-	16.8
山西	8,449	7,471	- 979	-	11.6
陝西	7,683	4,861	- 2,822	-	36.7
甘肅	4,536	2,692	- 1,844	-	40.7
江浙	26,727	23,430	- 3,297	-	12.3
浙江	15,378	13,562	- 1,816	-	11.8
安徽	16,450	13,661	- 2,789	-	17.0
江西	12,296	15,521	+ 3,225	+	26.2
福建	7,341	5,120	- 2,221	-	30.3
廣東	24,189	17,212	- 6,977	-	28.8
廣西	8,549	5,448	- 3,101	-	36.3
湖南	22,443	25,149	+ 2,707	+	12.1
湖北	20,020	22,671	+ 2,656	+	13.3
四川	28,397	26,663	- 1,733	-	6.1
貴州	5,238	3,739	- 1,499	-	28.6
雲南	8,906	5,506	- 3,400	-	38.2
本部18省合計	292,111	257,675	- 34,436	-	11.8
遼寧(奉天)	21,475	21,291	- 184	-	0.9
吉林	357	262	- 95	-	26.5
黑龍江	1,706	1,517	- 189	-	11.1
察哈爾	1,491	1,895	+ 404	+	27.1
熱河	2,109	3,497	+ 1,387	+	65.8
青海	884	905	+ 21	+	2.3
新疆	1,903	2,120	+ 217	+	11.4
邊境9省合計	29,926	31,487	+ 1,561	+	5.2
支那27省總計	322,037	289,162	- 32,874	-	10.2

省別に求めた結果を要約して摘記すれば第一二表の如くである。而して此の結果について彼等は説明する。「之等の支持人口の實在人口に對する不足数の百分率を求むれば甘肅、雲南、陝西、廣西、福建等五省の不足率が最高で總て三〇乃至四〇%の間にあり、之に次いで廣東、貴州の二九%弱である。次に河北は三二・六%、河南、四川兩省の不足率最も低く、その他の省は總て一〇乃至二〇%の間である。本部十八省全體についての不足率は一八・一%である。山西、陝西、甘肅、福建、廣東、廣西、貴州、雲南等の諸省は或は僻遠の地にあり地力瘠瘠してゐるとか、或は年々の災害により生産が低落してゐるものと考へられる。之に反し廣東省は物資豊富で富有であるが耕地不足により人口過剩にして食糧の不足を感じてゐる。河北、河南、山東、四川の四省は自然條件良好で總て農耕地帯に屬し河北、山東兩省の不足数は稍、高いがその他の不足はあまり甚しくはなく、水利統制宜しきを得れば極めて容易に自給に達し得る。……(28)中國食糧の自給策を目的として書かれた本書は以上の部分についても稍、樂觀に過ぎる傾があるかと思はれるが、此の結果も亦食糧生産と人口との關係から地域別の人口壓力の所在を示すことに於ては大いに参考に資するものと云ふべきである。譯者が既に指摘してゐる通り、本書は中國「農業社會の構成に迄は論及してゐない(29)」、中國農業經濟の根本的な分析に迄も及んでゐるとは思はれないのであるが、(1)中國食糧の人口に對する不足を一應計量し、(2)然も其の不足が著者の稍、樂觀的な立場にも不拘、決して容易なものではないといふこと、(3)所謂、絶對的過剩人口の存在は愈、明瞭であるが、(4)中國農業生産が勞働集約度が著しく高く、(5)中國農業生産力を保持發展せしめつつ、農村過剩人口を急速に引き出すことはとかく容易ではなく、中國農村勞働力の急速なる供出能力は寧ろ我々の常識以上に制限的

なのではないかと云ふことを示してゐると思ふ。此等は中國人口政策の最も重要な問題の一であると云ふべきである。又此の事情は滿洲國の多くの部分についても共通であつて、滿洲國或は北支に於ける勞力不足問題の重要な側面を説明することにもなるのではないかと考へる。

さて人口問題を論ずる學者は從來殆んど異口同音に此の中國の人口壓力を認めてゐる(30)。中國人口の統計的過大を主張するアメリカ學者と雖も亦然りである。ただ中國人口壓力の程度と其の政治的意義との認識については立場によつて自ら異つてゐる。今試みに中國農村の實査に従事した J. Lossing Buck の著書を見ても、至る處、比較的客觀的に土地、經濟及人口三段の敍上の關係が極めて明瞭に描かれてゐる。例へば、人口に關する記述の最後から一節を拾へば、「移住の爲に與へられた諸理由の大部分は、直接にしろ間接にしろ、資源や自然的災害に對する人口の壓迫を反映してゐる。述べられた諸原因の殆んど四分の三は、農場狹少、人口過多、洪水、旱魃、匪賊、貧窮、凶作或はその他の災害の項に含まれる。……資源に對する人口の無情の壓迫から新しい逃路を求めて行く無限の移民は、將來もなほ續けられねばならない。……過去においては、マルサスの抑制は峻嚴な現實であつた。……それは、著しき經濟的發展がなければそのやうに繼續するであらう。……(31)と。

此の事實は素より中國の爲政者の眼にも映つてゐる。現代中國思想の父と稱ばれる孫文は、嘗て、「自古以來、民族之所以興亡是由于人口増減の原因很多。(32)」といふ根本認識に立脚し、「中國は幾千年來政治力の壓迫を受け二度も完全に滅亡して居る。即ち一回は元朝に依り、他は清朝に依つてである。然し乍ら、この兩次の亡國はすべて少數民族に依つて亡されたのであつて、多數民族により亡されたものではない。従つてそれ等少數民

族は總じて我等多數民族の同化するところとなつた。故に中國は政權上では二度迄も亡びては居るが、事實民族そのものは何等大損失を蒙つて居なかつたのである(3)。」と謂ひ、中國民族の今日存する所以のものは、世界に於て人數最多、民族最大なるに在りとして民族人口の増強を説いてゐるのである。而して歐米の中國人口論者が殆んどすべて中國に産兒制限を奨めてゐるのに對して孫文は「百年前何れの國に比しても多數であつた佛國の人口は、『マルサス』學説を宣傳し大歓迎して一般に人口の減少を實行したため、今日の如く人口過少の苦痛を受けねばならなくなつたのである。これすべて『マルサス』學説の中毒に因るものに他ならない。現今中國の新青年中にも亦『マルサス』學説に染り人口の減少を主張するものあるは、佛國が既に減少の苦痛を知り、新政策を施行し、人口の増加、民族の保存を提唱し、佛國民族をして世界民族と共に永久に存在せしめんと努力しつつあるを知らないからである。(4)」と云つて之を戒めてゐる。而して世界の轉換期に此の巨大人口を支持し、中國民族に對する氏の所謂三種の壓迫、即ち天然的、政治的及經濟的壓迫をよく排除すべきを強調したのであるが、彼の有名な「建國方略」が即ちそれである。「建國方略」は三つの部分から成つてゐる。心理建設(孫文學說)、物質建設(實業計畫)及社會建設(民族初步)が即ち之である。其の中物質建設は孫文の自序によつて明かなる如く、戦後經營方策たると共に中國恒久の遠大なる政策である。其の大意は次の如くであつて、

第一、交通運輸の開發

- (一) 鐵道十萬哩
- (二) 鋪石道路百萬哩
- (三) 運河の修理

東亞共榮圈人口略説(暫定稿)(一)

- 1 杭州天津間運河
- 2 西江揚子江間運河
- (四) 運河の開鑿
- 1 遼河松花江間運河
- 2 其の他の運河

(五) 河川修理

- 1 揚子江の築堤及び浚渫、漢口以下夏冬共に同港迄外洋船の溯江し得る様にすること。
- 2 黄河の築堤及び浚渫、洪水泛濫の豫防
- 3 西江の疏通
- 4 淮河の疏通
- 5 其他各河の疏通整理

(六) 全國に互る電信、電話、無線電信の敷設

第二、開港場の開設

- (一) 中國中部北部南部に各紐育港に匹敵する大開港場設定
- (二) 沿岸に各種商業港及び漁業港の開設
- (三) 通航河流沿岸に埠頭の建設

第三、鐵道中心地及び終點竝に開港場に新式公共機關を完備せる市街地の建設

第四、水力電氣の開設

第五、以上各項の所要に供する爲め大規模の製鐵所及び洋灰製造所の開設

第六、鑛業の開發

第七、農業の開發

第八、蒙古新疆の灌漑

第九、北部及び中部地方に於ける植林

第十、滿洲、蒙古、新疆、青海、西藏に對する移民及び開墾

「以上の計畫が若し逐一其緒に就いて行つたならば、中國は單に各國の餘剩貨物の消費地たるばかりでなく、惹いては世界の經濟力を吸収する大海の様なものとなり、各工業國で資本の餘裕あるものが全部中國に投資しても之を吸収し盡して少しも停滯する所なく云々」と云ひ、物質建設に於て孫文の意圖したところは、正しく、歐米資本の導入、近代産業の導入による一大國土開發計畫であつた(38)。此等の思想及計畫、就中、彼の人口思想は中國の傳統的人口觀(39)と結合して現下に至る迄中國の政治を支配してきたものと云ふことが出来る。

以上に於て東亞共榮圈に於ける一大人口壓力の所在點としての中國の人口分布に一瞥を投じ、此の事實に對する中國の最も現代的な支配的な見解を、極めて粗略ながら概説した。次には歐米學者が此の同一の中國人口に關する事實を如何に把握したかについて一言することとしよう。其の最も代表的な見解の一を Thompson の中國人口論に見出すのであつて、其の大意を掲げてみることにしよう。

「東亞に於ける人口問題に關する多くの結論は中國人口の大きさに基くのであり、萬一其の大きさが四〇—五〇%も過大に評價されてゐるとするならば多くの結論は明瞭に誤謬となるのであるから、此のことに關しては最善の知識に従ふことが重要である(40)。」とし、先づ以て彼は、曩に一言した通り、從來一般に用ひられてゐる中國人口の數字が過大であるとして Rockhill に據つて、昭和三年中國本部人口三億、中國全國三億七百萬と計算する。此の計算が却つて過小であると思はれることは既に指摘した通り

である。次に鑛産資源に一瞥を投じ、石炭は十分であるが他の燃料特に石油の貧弱さを指摘し、鐵資源及非鐵金屬資源の不足に注意を促してゐる(41)。此の鑛物資源の制約によつて中國に適した工業は鐵鋼を多く必要とせず、勞力及燃料に依存する工業であるとし、特に其の「忍耐強く細心にして、豊富且低廉なる」勞力を重視する。かくて輕工業特に低度の纖維工業の發達は比較的容易であるが、産業革命が進展して機械工業が發達するには尙前途遼遠であるとし、かかる工業化を阻害する條件として資源不足の外に資本の缺乏及人的資源、特に技能、知能の缺乏を掲げてゐる。而して此の二つの阻害條件が取除かれる爲には少からぬ年月を要するものと考へる。かくて中國の工業化に關しては「……中國が漸次工業化されるであらうことは疑ひない。然し、此の工業化が家族に對する傳統的な態度を打破し、産兒制限の行はれる途を切り拓くに至らない限り、過剰人口に何等實質的な救済を與へる程十分迅速な進展は行はれ得ないと信ずる。それまでには、確かに、最小限度數十箇年、恐らくは數世代を要するであらう。……(42)」と見るのである。かくて工業化によつて中國の此の人口壓力が急速には緩和され得ないとすれば、中國農業は如何であらうか。中國人は細心勤勉であるから、耕し得る限りは耕してゐるのであつて、農業による人口收容力を高めようとすれば、自然條件の劣悪なる地域に於て粗放耕作をするより外はない。従つて之に多くの人口收容力を認める譯には行かないといふのが其の論旨である(43)。かくて中國人口壓力の緩和を極めて近い將來に於て期待することは出来ないといふことになる。然らば中國の此の人口壓力は如何なる意義を持つであらうか。此の重大な問題に關して Thompson は次の句を以て中國人口論を結んでゐる。即ち「世界政治の立場から云ふと、日本の人口問題と中國の人口問題とは全く違つてゐる

るのであつて、之を區別して取扱はなければならぬ。……此の二つの國は發達の段階が違つてゐる。さうして二國の他の國や世界全體に對する關係は此の事實によつて決定せられる。日本は國民の教育程度が急速に高まり、新しい要求を感じるやうになり、自らの力や能力を自覺するやうになつたといふ段階に到達してゐる。彼等はどうなことが世界に起つてゐるかを知つてゐるし、彼等に對する差別待遇を知つてゐる。然るに一方中國人は教育の程度が低く自分等の社會の外に在る世界を知らない。又自分達が經濟的に立遅れてゐることに關する不正を感じない。そして自分達の要求を可能ならしめ、又その艱苦を救ふ力を自覺しない。日本人の如くに、何時かは將來自分達の經濟的從屬に憤懣を感じるやうになるであらう。然し、此の忿懣が資源や土地を持つてゐる列強の讓歩を強制するやうに組織され得るのは精々二、三代將來のことであらう。此處で中國の人口問題を粗略に取扱ふ理由は之である……(41)と。

要するに、中國の農業は急速且つ多大に人口收容力を高めることは不可能であるし、工業化も資源、資本及勞力の質の點から前途遼遠であり、中國の家族制度の破壊は之亦急速に行はれ得ないし、産兒制限も普及し得ない。従つて人口壓力は今後急速に之を緩和することは不可能である。然し積極的に生存權の主張をする程人知が進歩してゐないし、又出來もしないから危險性はない。と云ふのである。更に歐米人一般の認むるところは中國人勞力が忍耐強く、細心であり、豊富且低廉である外に熱帯勞働に耐える強靱さを有し、皇國を別として東亞諸地域原住民中最も優れたものであるといふことである。従つて中國人勞力は中國の境域の内外何れに在るとを問はず、歐米の東亞經營に不可缺の勞力資源と考へてゐることである。従つて中國人口壓力の存續は彼等が呼號した東亞經營の勞力資源の保

持擴大といふ見地からは之を喜ぶべき現象とした。然し、此の隱喻は必しも適切であるとは云ひ得ないが、「牛を飼はされて乳を搾り取られること」に、又、勞力として呼んだ中國人が高度の定着性と生活力とを有することによつて、太平洋が事實上、中國人の植民地化することに多大の戒心を怠らぬといふのが歐米列國共通の態度であつた。又、原住民の民族意識の昇揚による中國人排斥の傾向は、歐米植民國に、目的は夫々異つてはゐるが、中國人の入國定着に對して制限的態度の強化を促して來た。英領印度の人口壓力の上昇は云ふ迄もなく英領印度の政治的危機を累加するものであつた。イギリスは英領印度過剩人口處理の爲に中國人口壓力の進出を阻止することを考へねばならなくなつた。ビルマ統治方策には特に強く之が現はれてゐる。ジャワの過剩人口を持つオランダにとつても、此の點に關する限り、事情は之と類似するものがあつた。以上は、中國人口に對する歐米の代表的見解の要點を摘記したに過ぎないのであるが、第一次世界大戰後に於ける歐米太平洋植民政策の根本が此等の點にあつたことは注意を要する。

云ふ迄もなく、今日では、中國人口問題の位相は根本的に轉換した。皇國を指導者として、東亞共榮圈建設發展の有機的一環として之に協力する中國人口壓力の將來、従つて中國人口の流れは全く異つた立場から考察されねばならない。更に具體的には日滿支經濟建設の將來、國土計畫策定實施の將來は中國人口の將來に眞に光明を點じたるものと云はなければならぬ。(未完)

註 (1) 最近に於て東亞共榮圈全體の人口、人口問題乃至は人口政策を論じた論文中、本稿執筆中或は校正中氣付いた主要なものを拾つて參考に掲げてお

(イ) 南亮三郎 「拓けゆく太平洋と東亞人口政策」——人口理論と人口政策、昭和十五年、第九章、三〇五—三二〇頁。

(ロ) 法學博士下村 宏 「大東亞戰と人口問題」——「人口問題」 第四卷第四號、昭和十七年七月五日。

國內の人口の需要——滿洲及び中國の人口需要——シベリア方面及び全米洲の場合——南洋方面の人的需要——日本人の北方生活——日本人の南方生活——我邦現下の人口對策——能率の向上と厚生の要

(ハ) 醫學博士高野六郎 「南方發展と人口問題」——「人口問題」 第四卷第四號、昭和十七年七月五日。

日本國民の南方進出は自然である——我等は南洋人だ——絶好のチャンス——民族廻游——南洋の健康生活——根元は日本國土——人口問題の所相。

(ニ) 野間海造 「人口問題から見た南進論」——「人口問題」 第四卷第四號、昭和十七年七月五日。

諸説紛々——人口發展こそ問題の基調——人口事情と經濟活動との相關的發達——人口政策一億目標の民族的意義——東亞の人口發展と農産物需要——東亞に於ける農産物の過不足——日本人の熱帯適應性——農業植民を主軸とする南方進出——東亞廣域國土計畫と在外人口配分——統計の補足的概説——東亞關係人口統計

(ホ) 館 稔 「東亞共榮圏の人口問題」——中外商業所報、昭和十七年七月二一日—二五日。

本稿の構想を極めて簡略に認めたもの。

(ヘ) 二瓶士子治 「大東亞共榮圏建設と日本民族の人口學的地位」——柳澤統計研究所報、第四九號、昭和十七年七月三一日。

内地人海外發展の史的一瞥——在外内地人の現状——大東亞共榮圏の範圍と其の人口上の地位——日本民族の人口學的優秀性

(ト) 館 稔 「東亞共榮圏の人口配置について」——「國土計畫」第一卷第二號、昭和十七年九月二〇日。

本稿の梗概の講演速記に少しく加筆したるもの。

(チ) 塚原 仁 「大東亞共榮圏の人口問題概観」——「人口問題」第五卷第一號、昭和十七年九月二〇日。

東亞共榮圏の人口分布、人口増殖力を概観し、經濟問題として、問題を (1)人口の制限 (2)移民 (3)人口支持力の三側面から概論したるもの。

(リ) 公傳岩倉具榮 「大東亞人口政策」——「人口問題」 第五卷第一號、昭和十七年九月二〇日。

大東亞建設審議會の答中に則し、大東亞人口政策の主要點を實證的に略説したるもの。

(2) Robert R. Kuczynski: Colonial Population, 1937, vii—xiv 頁參照。

(3) (イ) Statistical Year-Book of the League of Nations, 1938—9.

(ロ) R. R. Kuczynski: 上掲 Colonial Population, 3—6 頁。

(ハ) Robert R. Kuczynski: Population Movements, 1936, 1—8 頁。

以上參照。

(4) 人口問題研究所 「人口政策の葉」昭和十六年、一五六—一六八頁參照。

(5) F. Smolki: Les statistiques de la population indochinoise——パリ國聯人口會議報告書、1938、第6卷。

(6) R. R. Kuczynski: 上掲 Colonial Population, vii 頁參照。

(7) 同上、xi 頁。

(8) A. M. Carr-Saunders: World Population, 1936, 9 頁。

(9) R. R. Kuczynski: 上掲 Colonial Population, 上掲 Population Movement, 1 頁。

(10) Warren S. Thompson: Danger Spots in World Population, 1930, 20 頁 第3表及 50—52 頁參照。

(11) 財團法人人口問題研究會(飯田茂三郎稿) 「支那人口問題研究」 昭和一〇年、五七—六三頁參照。

(12) 東亞研究所(擔當者高橋長太郎) 「最近支那人口統計の方法と其結果」(翻譯)昭和十六年八月、一九—四四頁參照。

(13) 東亞研究所(擔當者小宮山賢) 「支那人口調査論」[劉大鈞の第二〇回國

際統計協會總會報告の翻譯「昭和一六年八月、五一—一六頁參照。

(14) 外務省通商局「海南島農業調査報告」昭和一五年參照。

(15) アレキサンドル・ズーパン著、阿部市五郎抄譯「政治地理學綱要」、昭和八年、一五三—一六一頁。

(16) 飯本信之「政治地理學」第一四版、昭和一七年、一五〇—一五五頁。

(17) A. Reihinger: Frankreichs biologischer und wirtschaftlicher Selbstmord in Kriege Englands gegen Deutschland. 1940.

(18) 本多龍雄「ライティンガー著『英國の對獨戰爭途上に於けるフランスの生物學的竝に經濟的自殺』——人口問題研究、第一卷第五號、昭和一五年八月。

(19) 財團法人人口問題研究會(飯田茂三郎稿)、上掲書、一一七頁參照。

(20) 上掲書、第五表參照。

(21) 東亞研究所(擔當者高橋長太郎)、上掲書、八七頁參照。

(22) 同上、七一—七四頁。

(23) John Lossing Buck: Land Utilization in China, Statistics, 1937.

(24) 東亞研究所(擔當者高橋長太郎)、上掲書、八八頁。

(25) 人口問題研究所「支那の農業生産力に關する調査(其の一)」昭和一七年三月參照。

(26) 喬啓明・蔣傑著、上松一光・山本廣治譯「支那の人口と食糧問題」昭和一七年、四頁。

(27) 喬啓明・蔣傑、上掲書、二五頁。

(28) 喬啓明・蔣傑、上掲書、六六、六八頁。

(29) 喬啓明・蔣傑、上掲書、二頁。

(30) 例へば

W. S. Thompson: 上掲書、四九頁以下。

Etienne Denery: Asia's Teeming Millions: and its Problems for the West, (John. Peile 譯) 1931., Part. II. The Expansion of China.

經濟學博士土方成美「距離距離の群衆」——「改造」昭和六年三月。

A. M. Carr-Saunders: World Population, Past Growth and Present Tr.

東亞共榮圈人口略説(暫定稿)(一)

ends, 1936, 二八六—二八七頁。

(31) John Lossing Buck: Land Utilization in China, 1937, 397 頁。譯文は、

塩谷安夫・仙波泰雄・安藤次郎譯「マック・支那の農業」昭和一五年、四八一—二頁に據る。

(32) 孫文「三民主義」上海民智書局版、民國一六年、二七頁。

(33) 孫文、上掲書、二八頁。譯文は、

外務省調査部譯編「孫文全集(第一卷)——三民主義」昭和一四年、三五頁に據る。

(34) 孫文、上掲書、二二—二三頁、譯文、上掲書、三〇—三一頁。

(35) 外務省調査部譯編「孫文全集(第二卷)——建國方略」昭和一四年、特に一九六頁以下參照。

芳賀 雄譯「孫文著支那の國土計畫」昭和一七年は物質建設の英文本の譯である。

人口問題研究會(飯田茂三郎稿)、上掲書、三〇—三七頁。

(36) 瀧本誠一「支那及日本の人口論」——「經濟一家言」大正九年、一八三頁以下。

(37) W. S. Thompson 上掲書、五一頁。

(38) 同上、五二—五三頁。

(39) 同上、六〇頁。

(40) 同上、六一—六六頁。

(41) 同上、六九—七〇頁。

乳兒死亡の家族集積性 に關する一考察

笠 間 尙 武

一、緒 言

乳兒死亡の減少を圖することは、結核死亡の減少を期すると共に、時局下人口問題の重要性の強調せらるゝとき、出生増加の積極的施策と相俟つて緊急不可欠の問題であることは、此處に敢て言を喋々する迄も無く自明のこと、乳兒保護の問題は人口政策實行上、一刻も忽になし置くことの出来ない問題であると言ふことが出来る。従つて之が施策の完壁化は早急に實施されることが期望されるものであるが、乳兒保護對策の樹立、實行は須らく學理に立脚して重點的であるべく、之が爲には我が國に於ても從來から乳兒死亡に就ての研究は枚擧に遑ない程多く行はれ、その業績が發表せられては居るが、その萬全を期するには、今後尙一層の研究調査が各方面から行はれることが必要とされるものである。

我々が各種の調査を行ふに際して、同じ數の兒を擧げ乍ら、一方全部の出生兒を健全に育成せる家庭があるにも拘らず、乳兒期に兒を失ひ、甚しきに至つては過半數近くの出生兒を生後幾何もなくして死亡せしめてゐる家庭のあることは、屢々目撃經驗するところである¹⁾。かゝる乳兒死亡が或

乳兒死亡の家族集積性に關する一考察

る家庭に特に多く生起してゐることは、偶然の出來事であるのか、それとも乳兒死亡は何等か特に原因がはたらいて特定の家庭に重發累積して生起するものであるのか、つまり乳兒死亡に家族集積の傾向が認められるか否かを考究することも、乳兒保護對策の樹立實行に際して必要なることの一つであらうと思惟し、余は之れが關係の究明を行はんとして、此處に統計的考察を試みてみることにした。

二、研究方法

家族集積性を統計的に證明することは、Weiz(1936)²⁾が猩紅熱後の腎炎の發生に就て試みてゐることであるが、我が國に於ては荒谷壽治氏³⁾がこれと全く無關係に、結核の家族的發生に關する研究に就て試みたるものが最初であつて、其後内田勇四郎氏⁴⁾も赤痢患者の發生に就て同様なる研究を行つてゐる。これらの採れる方法は何れも蒐集せられたる家族票を材料として用ふるもので、余のこの研究に於て用ひた方法も全くそれと趣を一つにするもので、此處に其の概略を述べてみると次の如くである。

先づ調査家庭群を出生兒の數により分け、この分けられたる各兒數別家庭群の夫々を更に乳兒死亡の生起數により分類し、これらの觀察數と、この場合の調査家庭群に於ける乳兒死亡率、即ち

$$q = \frac{\text{乳兒期に死亡せる兒の總數}}{\text{出生兒總數}}$$

を用ひ、乳兒死亡に家族集積性が無く、乳兒死亡は全く偶然の事象として生起し、全ての出生兒が等しく q なる確率を以て乳兒期に死亡の危険に曝されるものであると假定し、蓋然律の觀點から計算により求め得られる乳

兒死亡の理論的分布數との比較を行ふものである。

例へば、四兒家庭に就て述べてみると、この家庭群が全部でN組あつたとすれば、蓋然律から期待される理論數の分布は、次の如き

$$N \left\{ (1-q) + q \right\}^4$$

$$= N \left\{ (1-q)^4 + 4C_1(1-q)^3q + 6C_2(1-q)^2q^2 + 4C_3(1-q)q^3 + 4C_4q^4 \right\}$$

なる二項式の展開式から、乳兒死亡の全然無い家庭の理論數は第一項の示す $N(1-q)^4$ であり、一人乳兒死亡のある家庭は第二項の $N_1C_1(1-q)^3q$ であるべく、同様に二人、三人ある家庭のそれは夫々第三、第四項に見られる $N_2C_2(1-q)^2q^2$, $N_3C_3(1-q)q^3$ で、四人の兒が全部乳兒期に死亡せるところの家庭は、最終項の $N_4C_4q^4$ だけあるべきこととなつて来る。

かゝる方法を以て各兒數別家庭群に就て理論數を求め、之れ等と實際の觀察數と比較を行ふのであるが、この比較の方法としてはピアソンのカイ自乗試験 (χ^2 -test, Test of goodness of fit) を用ひ、理論數と觀察數と二つの系列が適合するか否かを誤差論的に試してみたのである。

三、研究成績及び其の考察

三、一 神奈川県多兒育成功勞表彰被褒賞者同胞家庭に就ての研究

最初に研究材料として用ひたるものは、人口問題研究所(横田研究官)が多産者家系の調査研究のため、昭和十四年に神奈川県が行つた多兒育成功勞表彰の被褒賞者の同胞に就て行へる出産力調査の蒐集票で、實際に研究に用ひたるものゝ總數は、この中から無子夫婦、再婚家庭、記載不明確の

もの等の不完全票を取除きたる殘餘の一、九五八家庭である。

この研究材料として用ふる一、九五八家庭を子女數及び乳兒死亡の生起數別に分類し、乳兒死亡の分布の状態を觀察してみると、第一表に見る如くであつて、一、一四一家庭には全然乳兒死亡を認めることが出來ず、残りの一八一七家庭に於ては、少くとも一人以上の兒を乳兒期に失つてゐることを示してゐる。然してこれらの乳兒期に死亡せる兒は全部で一、三五六名あつて、これはこの研究材料となつた家庭群の出生兒總數一一、五九〇名に對して一一・七%の値を示してゐる。

今この一一・七%なる乳兒死亡率を用ひ、前述の研究方法により、乳兒死亡の生起は全く偶然に支配され、家族集積性が認められないものとし、蓋然律の考へ方より期待される理論數の偶然分布を求めると、第一表各欄の下段に見るゴチック數字で示すが如きものとなる。

この求められたる理論數の分布と實際上の觀察數の分布とを比較對照してみると、概ね全ての家庭群に於て乳兒死亡の一人ある家庭の觀察數は期待さるべき理論數よりも少く、それと反對に乳兒死亡の無い家庭及び二人以上ある家庭は期待されるものより多いことが認めることが出來ると云ひ得る。かゝる事實は如何なることを意味するものであるかと云ふに、乳兒死亡はその生起に際して家族集積性の傾向があつて、二人以上重發するが如き家庭が多く、又乳兒を健全に育てる家庭も豫想されるものより多くて、この爲に乳兒死亡が一人ある家庭は實際上期待される數より少くなつて現れて來たものであると見做さるべきものであつて、乳兒死亡はあつて特定の家庭に理論上期待される以上に重積累發するものであると云へるのである。

この比較を更に詳細に考究してみんがために、理論數と實際の觀察數と

第一表 子女数別に見たる各家庭内に於ける乳児死亡の分布
 神奈川縣下多児育成功勞表彰
 (昭和14年)被養育者同胞家庭

(各欄上段の普通数字は觀察數、下段のワチツク数字は理論數を示す)

乳児死亡數	子女數															計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
0	134 120.1	132 122.4	153 134.9	118 102.7	139 120.3	137 110.9	122 97.9	88 72.4	66 59.4	32 33.1	14 15.5	5 6.1	1 3.4	0 1.4	0 0.3	1,141 1,000.8
1	2 15.9	23 32.4	33 53.6	39 54.5	53 79.7	61 88.2	63 90.8	68 76.8	56 70.8	39 43.9	25 22.6	8 9.6	2 5.8	3 2.6	0 0.6	475 647.8
2	-	2 2.2	10 7.1	10 10.8	28 21.1	26 29.2	31 36.1	20 35.6	37 37.5	27 26.2	10 15.0	6 7.0	5 4.6	1 2.2	1 0.6	214 235.2
3	-	-	0 0.3	2 1.0	4 2.8	7 5.2	16 8.0	15 9.4	17 11.6	10 9.3	8 6.0	4 3.1	3 2.2	1 1.2	1 0.3	88 60.4
4	-	-	-	0 0.0	0 0.2	3 0.5	1 1.1	4 1.6	2 2.3	5 2.1	3 1.5	1 0.9	3 0.7	2 0.4	0 0.1	24 11.4
5	-	-	-	-	0 0.0	0 0.1	1 0.1	1 0.2	2 0.3	1 0.3	0 0.3	2 0.2	1 0.2	1 0.1	0 0.0	9 1.8
6	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.0	
7	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	3 0.0	
8	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	1 0.0	
9—15	-	-	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
計	136 136.0	157 157.0	196 195.9	169 169.0	224 224.1	234 234.1	234 234.0	196 196.0	182 181.9	115 114.9	61 60.9	27 26.9	17 16.9	8 7.9	2 1.9	1,958 1,957.4

上表に就ての χ^2 -試驗

	觀察數	理論數
0	1,141	1,000.8
1	475	647.8
2→	342	308.8

$\chi^2 = 69.30$

$P = 0.00000$

乳児死亡の家族集積性に関する一考察

第二表 子女數別に見たる各家庭内に於ける乳兒死亡の分布 — 大阪府下農業家庭
(各欄上段の普通數字は觀察數、下段のゴチツク數字は理論數を示す)

乳兒死亡數	子女數														計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
0	524 456.7	420 356.2	335 270.0	321 228.4	197 166.3	134 112.7	85 89.0	50 43.6	30 22.5	8 8.9	4 2.5	2 1.1	0 0.3	0 0.1	2,110 1,740.4
1	34 99.3	102 154.2	109 175.3	117 197.7	146 180.0	105 146.3	65 104.6	60 75.5	30 43.8	7 19.2	0 6.1	0 3.0	1 0.9	0 0.2	776 1,206.1
2	-	5 16.7	35 37.9	51 64.2	75 77.9	79 79.2	64 67.9	37 57.2	24 37.9	18 18.7	3 6.6	5 3.5	1 1.1	0 0.3	397 469.1
3	-	-	7 2.7	9 9.3	17 16.9	29 22.8	34 24.5	37 24.7	24 19.1	12 10.8	7 4.3	2 2.6	1 0.9	0 0.2	179 138.8
4	-	-	-	2 0.5	5 1.8	16 3.7	14 5.3	15 6.7	9 6.2	10 4.1	5 1.9	1 1.2	1 0.5	0 0.1	78 32.0
5	-	-	-	-	3 0.1	2 0.3	8 0.7	6 1.2	8 1.3	5 1.1	1 0.6	0 0.4	0 0.2	0 0.1	33 6.9
6	-	-	-	-	-	0 0.0	2 0.1	2 0.1	4 0.2	1 0.2	1 0.1	0 0.1	0 0.1	0 0.0	10 0.9
7	-	-	-	-	-	-	0 0.0	2 0.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 0.0	
8	-	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	1 0.0	1 0.0	0 0.0	4 0.0	
9	-	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	3 0.0	
10—14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
計	558 558.0	527 527.1	486 485.9	500 500.1	443 443.0	365 365.0	272 272.1	209 209.0	131 131.0	63 63.0	22 22.2	12 11.9	4 4.0	1 1.0	3,598 3,593.3

上表に就ての χ^2 -試験

觀察數	理論數
0	2,110
1	776
2→	707

$\chi^2 = 233.69$

$P = 0$

の分布の相違が偶然であるか否か、誤差論的にピアソンのカイ自乗試験を行つて確かめてみることにし、計算の便宜上乳児死亡の無い家庭、一人ある家庭、二人以上ある家庭の三群に結果を取纏め、 χ^2 Test を作り計算を行ふに、その結果は第一表下段に示す如くであつて、 $\chi^2 = 69.30$ となり、求める兩者の一致する確率は $P = 0.00000$ となつて、理論數と觀察數との二つの系列は全然一致することがないことを示してゐる。即ちこの研究の當初に於て乳児死亡に家族集積性がなく、蓋然律の考へ方から期待せらるゝ偶然分布に従ふものとしたことは誤りであつて、ある家庭に乳児死亡が重發することは偶然から起つたものでなく、何等か其處に特殊の原因が關與して、特に多數の乳児が死亡したるものであること、即ち乳児死亡に家族集積性のあることが、前述したるが如く見掛けのみならず誤差論的にも證明することが出来るのである。

三、二 大阪府下の農業家庭に就ての研究

研究の第二の材料として用ふるものは昭和九年大阪府學務部社會課が、農村經濟更生計畫實施の一翼としての農村社會事業施設の普及、擴充の合理的方策樹立のための資料を得んと、大阪府下に散在する中級農村十二ヶ村に在住する中小農業者に就て行ひたる農村社會調査の報告の一部であつて、この報告書に就て見ると、調査人員中既婚婦人は全部で三、九八二人で、この内出産の經驗を有するものは三、五九三人となつてゐる。

この經産婦三、五九三人に就て、出産回數及びそのうち乳児死亡せるもの數の相關關係を調査したる結果を、こゝに引用して示せば、第二表の如くであつて、この場合の乳児死亡率は、總生産兒一五、三二二名に對して乳児期死亡者二、七二四名であるが故に、一七・七九%となつてゐる。

乳児死亡の家族集積性に關する一考察

この値を以て、前と同じ考へ方から、全ての乳児が平等に一七・七九%の確率を以て乳児死亡の危險に遭遇するものであるとし、同様なる方法で各兒數別家庭群に就て期待さるべき理論數を求めると、第二表ゴチック數字の示す如くなる。この理論數の分布と觀察數のそれとを比較してみると、前研究結果に於て見られたると同様に乳児死亡の無い家庭は實際上多く、乳児死亡一人ある家庭は理論數より到つて少く、これに反し三人以上の多くの乳児死亡のあつた家庭は實際上理論數以上にあることが見られ、カイ自乗試験を行ひ兩者の適合の度合を見ても、 $\chi^2 = 133.69$ と極めて大なる値を示して $P = 0$ となり、この二つの系列の一致は全然考へることは出来なく、この場合に於ても前と同様に乳児死亡は家族集積の性質のあることが認められるのである。

三、三 千葉縣下の農村家庭に就ての研究

前述の二つの研究に於て、乳児死亡に家族集積性の認められることは確證せられたが、之れに用ひたる研究材料は、前者はある特定集團に限つて蒐集せられたるものであり、後者は又他の調査者の行つたもので、その原票に觸れることの出来ないものである。依つて余は更に別の確實なる材料に就て、同様の事實が認められるか否か検討を續けることとしたい。

今回の研究に於て材料として用ふるものは、昭和十七年二月に出生率高地の地域的差違に關する研究のため、千葉縣下の純農村七ヶ村に於て、妊孕可能年齢にある有配偶婦人に就て余等自ら親しく面接、問診聴取し、蒐集し得たる母性調査票であつて、これは一、六二八名の婦人に就て行ひ得たるものであるが、このうち未だ兒を擧げないもの二〇七、出産を経験するも、その出生兒が未だ滿一ヶ年を経過せざるもの及び聴取の不確實の

第三表 子女數別に見たる各家庭内に於ける乳兒死亡の分布 — 千葉縣農村家庭
(各欄上段の普通數字は觀察數、下段のゴチック數字は理論數を示す)

子女數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
0	211 200.3	212 185.2	153 142.4	120 116.7	76 73.8	62 55.2	39 37.2	22 25.9	7 6.9	2 3.3	2 1.2	0 0.2	906 848.3
1	17 27.7	27 51.2	48 59.1	55 64.6	48 51.0	35 45.8	26 36.0	28 28.7	8 8.5	3 4.5	3 1.8	0 0.4	297 379.3
2	-	1 3.5	9 8.2	19 13.4	15 14.1	13 15.8	19 14.9	15 13.9	3 4.7	4 2.8	0 1.3	0 0.3	98 92.9
3	-	-	0 0.4	2 1.2	1 2.0	8 2.9	5 3.4	5 3.8	3 1.5	2 1.0	0 0.5	0 0.1	26 16.8
4	-	-	-	0 0.0	0 0.0	2 0.3	2 0.5	3 0.7	1 0.3	0 0.3	1 0.2	0 0.0	9 2.3
5	-	-	-	-	1 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	1 0.0	4 0.0
6—12	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
計	228 228.0	240 239.9	210 210.1	196 195.9	141 140.9	120 120.0	92 92.0	73 73.0	22 21.9	12 11.9	5 5.0	1 1.0	1,340 1,339.6

上表に就ての χ^2 -試験

	觀察數	理論數
0	906	848.3
1	297	379.3
2→	137	112.0

$\chi^2 = 27.36$

$P = 0.00000$

もの八一、合計二八八は研究の材料として用ひ得ないためこれより除くと、實際にこの研究に用ひ得るものは二、三四〇に落ちる。この二、三四〇家庭の職業を通過してみると、その大部分は農業であつて、二部分公吏、教員、僧侶、商工業従事者等の職業以外の職業に従事するものも含まれてゐるが、これ等は何れも内容的性質から見ても前者と大差がないものと思はれるので、今回のこの研究を進めるに際しては別に隔離することなく含括して用ふることにした。

この材料を前と同様に出生兒數(この場合は生後一ケ年未満のものは計算から取除いてある)、及び乳兒死亡の生起數により分類してみると第三表の如くで、この場合の乳兒死亡率は、死亡數は全部で六二七名で、出生兒總數は五、一六〇名であれば、一二・一五%となつてゐる。

この乳兒死亡率を用ひ前と同様な觀察を行ふに、全く前述せる二つの研究結果に於て認められたる事實がこの場合も見ることが出来、カイ自乗試験を行ひ適合試験を行つてみても、 $\chi^2 = 27.36$ となり、求める一致の確率は $P = 0.00000$ となつて、この研究に於ても乳兒死亡に家族集積性のあることが確めることが出来るのである。

以上述べたる三つの研究成績を綜合考察してみると、乳兒死亡の分布は統計的に蓋然律の觀點から期待されるが如き偶然分布をなすことは實際上認めることが出来ず、これ等の分布とは全く違つて、乳兒死亡は期待される以上にある特定の家庭に多發集積することが認められ、この因つて來れる人口生物學的眞因はこの研究のみからは斷定することが出来ないが、乳兒死亡を生起し易い要因が特定の家庭に限つて存在し、そのために乳兒死亡に家族集積性の傾向が認められるやうになつたものであらうことは推察に難くないところである。

三、四 月齡別に見たる乳兒死亡の家族集積性の問題

乳兒死亡を支配する因子は人口生物學的に種々考へられ、これは極めて複雑多岐に互るものであつて簡單には斷言出來ない。齊藤潔氏⁸⁾はこれを先天的遺傳的因子と後天的環境的因子の二つに大別し、その各々に就て種々の要因を擧げ詳述せられて居るが、前述したる余の研究結果たる乳兒死亡の家族集積性は、この先天的遺傳因子と後天的環境因子と何れが強く關與して生じたるものであるか、即ち乳兒も生物體である以上、遺傳と環境の兩者の支配をうけることは勿論であるが、これらの何れが特に乳兒死亡の家族集積性を招來せしめたるものであるか、この検討を行はんが爲に余は次の如き觀察を試みることにした。

乳兒死亡の原因を母親より聽取したる死因、或は病狀から、先天的遺傳因子によるものであるか、後天的環境因子によるものであるか、即ち判斷を下すことは、言ふべくして仲々行ひ難いことである。依つて余はこの研究を進めるに當つては、この判定標準として死亡時の月齡を以て之に代へることとした。森山豊氏⁹⁾は愛育會編、原因、月及日齡月齡別乳兒死亡統計より昭和十年の乳兒死亡の事實に就て、その死亡原因を先天性のものと後天性のものに分け、更にこれらの生起を生後一ヶ月未満と一ヶ月以上一年未満とに分ちて、その割合を觀察して居られるが、その概略を引用してみると次の如くで、

死因	一ヶ月未満	一ヶ月以上一年未満	合計
先天性死因	七七・五	二二・五	一〇〇・〇
後天性死因	一八・二	八一・八	一〇〇・〇

かゝる結果から氏は、先天性死因によるものゝ死亡の大部分は生後一ヶ月

乳兒死亡の家族集積性に關する一考察

以内に起り、之と反對に後天性死因によるものは一ヶ月以後に起るものであると見做すことが出來ると述べて居られるが、余もこれと同じ觀點から死亡月齡を以て先天的遺傳因子によるものか、後天的環境因子によるものかを判定する目安としたのである。

研究は前項と同じ千葉縣下の農村家庭の蒐集票に就て行つたが、これらの家庭に生起せる乳兒死亡數六二七を死亡月齡によつて分けてみると、生後一ヶ月以内に死亡してゐるものは全部で三五二で、その他の二七五は生後一ヶ月以後に死亡してゐる。従つて前者に於ける死亡率は總出生兒五、一八〇に對して六・八二%に當り、後者に於ては生後一ヶ月生存し得たる乳兒四、八〇八に對して五・八二%に當つてゐることとなる。

この二つの死亡率を用ひて、前と同じ研究方法で家族集積性の存在の検討を、生後一ヶ月未満の乳兒死亡と一ヶ月以上乳兒死亡との二つに就て夫夫行つてみると、第四、第五表に示す如くになつてゐる。然して第五表に於ける觀察は前言したるが如く生後一ヶ月以上の生存兒數に就てのみ検討が行つてゐる。

この二つの研究成績に就て夫々カイ自乗試験を行つた結果を見ると、第四表に於ては $\chi^2 = 26.09$ で、求める一致の確率は $P = 0.0000$ を示し、又後者に於ては $\chi^2 = 13.39$ で、 $P = 0.00046$ となつてゐる。この兩者の確率からその結果を考察してみると、第四表の一ヶ月未満死亡に於ては一致の確率は殆ど零であつて、二ツの系列、即ち觀察數と理論數の分布は一致することとは先づ全然考へることが出來ず、一ヶ月未満の早期死亡に於てはその生起は偶然分布に従ふこと無く、家族集積の傾向を見せることが知り得る。第五表の一ヶ月以後死亡に於ては一致の確率は前者に於ける夫れより大で $P = 0.00046$ であれば、系列の一致する場合は前者よりも相當多く考へ

第四表 子女數別に見たる各家庭内に於ける1ヶ月未満乳兒死亡の分布 ——千葉縣農村家庭
(各欄上段の普通數字は觀察數、下段のゴチック數字は理論數を示す)

乳兒死亡數 \ 子女數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
0	218 212.5	225 208.4	179 169.9	151 147.8	101 99.0	81 78.5	58 56.1	39 41.5	10 11.7	5 5.9	3 2.3	1 0.4	1,071 1,034.0
1	10 15.6	14 30.5	27 37.3	34 43.3	32 36.3	27 34.5	24 28.8	23 24.3	9 7.7	4 4.3	2 1.9	0 0.4	206 264.9
2	-	1 1.1	4 2.7	9 4.8	7 5.3	7 6.3	8 6.3	9 6.2	1 2.3	1 1.4	0 0.7	0 0.2	47 37.3
3	-	-	0 0.0	2 0.2	1 0.4	4 0.6	0 0.8	2 0.9	1 0.4	2 0.3	0 0.2	0 0.0	12 3.8
4	-	-	-	0 0.0	0 0.0	1 0.0	2 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 0.0
5—12	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
計	228 228.1	240 240.0	210 209.9	196 196.1	141 141.0	120 119.9	92 92.0	73 72.9	22 22.1	12 11.9	5 5.1	1 1.0	1,340 1,340.0

人口問題研究 第三卷 第十號

上表に就ての χ^2 - 試験

	觀察數	理論數
0	1,071	1,034.0
1	206	264.9
2→	63	41.1

$\chi^2 = 26.09$

$P = 0.00000$

第五表 子女數別に見たる各家庭内に於ける1ヶ月以上乳兒死亡の分布 ——千葉縣農村家庭
(各欄上段の普通數字は觀察數、下段のゴチック數字は理論數を示す)

乳兒死亡數 \ 子女數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
0	231 224.4	244 233.8	192 189.4	151 150.1	105 1.035	84 80.8	57 55.6	28 30.6	8 8.2	3 3.9	2 1.6	0 0.5	1,105 1,082.4
1	7 13.6	18 28.4	34 34.5	35 36.4	29 31.4	22 29.4	16 23.6	14 14.9	5 4.5	2 2.4	1 1.1	0 0.4	183 220.6
2	-	1 0.9	0 2.1	4 3.3	5 3.8	7 4.5	10 4.3	6 3.2	1 1.1	1 0.6	0 0.3	0 0.1	35 24.2
3	-	-	0 0.0	0 0.1	0 0.2	1 0.4	1 0.4	0 0.4	0 0.2	1 0.1	0 0.1	0 0.0	3 1.9
4	-	-	-	0 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.0
5	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0	1 0.0
6—12	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
計	238 238.0	263 263.1	226 226.0	190 189.9	139 138.9	115 115.1	84 83.9	49 49.1	14 14.0	7 7.0	3 3.1	1 1.0	1,329 1,329.1

上表に就ての χ^2 - 試験

	觀察數	理論數
0	1,105	1,082.4
1	183	220.6
2→	41	26.1

$\chi^2 = 15.39$

$P = 0.00046$

得るが、誤差論的に見て $P = 0.00046 \wedge 0.01$ で、この場合に於ても兩者の一致することは先づ稀であることが言はれ、一ヶ月以上の乳児死亡に於ても家族集積性が認められると見て差支へはあるまい。

これらの結果から考察するに、農村に於ける乳児死亡に於ては生後一ヶ月以内の死亡でも、一ヶ月以後の死亡の場合でも、家族集積性を認めることが出来て、先天的遺傳的にも後天的環境的にも家族集積の傾向を示すものであると見做すことが出来る。即ち研究(一)及び(二)に於て家族集積性の認められたのは、先天的にも後天的にもその原因があるのであつて、この兩者が作用し乳児死亡がある特別の家庭に期待される以上に特に生起したるものであることが推察されるのである。換言すれば素質の劣弱、在胎條件の不良、母體の疾病、特に微毒等、乳児を先天的遺傳的に死の危険に曝す條件は、ある特定の母及び家庭に限られて存し、爲に早期死亡が累積してこれ等の家庭に起り、又乳児の生育に不適當なる外的生活條件、即ち住居、營養方法、生計状態、衛生状態、特に育兒知識の不良、不徹底等、乳児生命保持に對する社會的經濟的の不良條件も亦ある特定の家庭にのみ限られて見られ、これらにより一ヶ月以後の死亡も又累積してこれら特定家庭に生起して來るものではないかと推察することが出来るのである。

然し乍らこれらの成績は農村家庭を材料としたる此の觀察に於て認められたること、全ての場合に於て等しく認められると云ふわけではないが、少くとも農村に於て乳児死亡が一ヶ月未滿死亡に於ても、又一ヶ月以後死亡に於ても家族集積性の認められることは興味あることで、農村乳児保護の對策實行上注目すべきことと言へるのである。然して乳児死亡の家族集積性に關して研究の萬全を期すためには之れのみには止まらず、都市家庭のそれに就ても検討が行はれるべきであり、更に別の方向から生活状

態、夫婦の血縁關係、血液反應等の各種の社會的、生物學的諸要因を考慮に入れて研究が行はれる必要があつて、今後各方面からの種々の調査研究に俟つところが極めて大きいと云はねばならない。

四、摘 要

一 乳児死亡がある家庭に特に重發することは屢々、目撃するところであるが、かゝることは偶然の結果か、それとも特に或る家庭に多く生起したるものであるか、統計的に觀察を行つてみたが、かゝることは偶然の事象ではなく、乳児死亡には家族集積性のあることが指摘することが出来、この原因はこれのみでは確然としないが、乳児死亡はある家庭に特に多く集まつて生起するものであることが出来る。

二 この原因を究明する一方法として乳児死亡を月齡により分ち、農村家庭に於ける乳児死亡の家族集積性を一ヶ月未滿死亡と一ヶ月以後死亡との二つに分けて検討してみたが、その何れに於ても家族集積性の傾向を認めることが出来、農村に於ては先天的遺傳的にも、後天的環境的にも乳児死亡を特に生起し易い家庭があつて、これらの家庭に乳児死亡が集まつて起るものゝ如く見うけられる。

三 この乳児死亡の家族集積性の検討は今後更に各方面の資料に就て行はるべきものであるが、このことは乳児保護對策樹立、實行上、從來とは異つた別方面からの指針を示すものであると言ふことが出来ると思はれる。

(本稿の要旨は今春東京で開催された第十一回日本醫學會の第十三分科(優生學)たる第十一回日本民族衛生學會總會席上に於て口演したるものである。)

參考文獻

- (1) 小宮山新一「乳兒死亡について」——農村保健調査報告、日本勞働科學研究所、昭和十六年
 - (2) Witz, Vererbung innerer Medizin—1936, Stuttgart
 - (3) 荒谷壽治「結核の家族集積性に就て」——慶應醫學、第十九卷第一號、昭和拾四年
 - (4) 内田勇四郎「赤痢の疫學的的研究、患者の家族集積性と患家の散發性に就て」——厚生科學、第二卷第四號、昭和拾六年
 - (5) 横田 年「多産者家系調査(第二回)」——人口問題研究、第三卷第三號、昭和拾七年
 - (6) 「實際調査の結果から見た農村の生活」——大阪府學務部社會課、昭和拾一年三月
 - (7) 横田 年、笠間尙武「千葉縣下低出生率の原因に就て」——第十一回日本醫學會第十三分科(優生學)第十一回日本民族衛生學會總會口演(昭和拾七年三月)
 - (8) 齊藤 潔「乳兒死亡原因の研究」——小兒保健研究、第二卷第四號—第三卷第二號、昭和九—拾年
- 齊藤博士の述べるところにより、乳兒死亡を支配するところの因子を參考迄に此處に要約列記してみると次に示す如くである。

乳兒死亡を支配する因子

(一) 遺傳性先天性

- 一、遺傳因子に及ぼす影響——酒精、その他
- 二、遺傳性並に先天性弱質及び疾患——血友病、微毒、人種による免疫的差異、その他

三、體性

- 四、出生——出生の月、出生の順位、直前分娩との間隔、直後分娩との間隔、出生數と死亡數、單生、復生の別、出産の種類(早産、熟産)分娩の種類(正規、異常)、出産時の障礙(機械的原因)、出生時に於ける父母の年齢
- 五、母體の健康狀態——結核、榮養の狀態、妊娠中に於ける合併症其の他の疾患、乳兒期に於ける母の死亡

(二) 環境

- 一、氣象(季節)——氣溫、濕度、風、降雨量、日光、霧
- 二、社會的經濟的要因——父の職業及收入、母の職業及收入、家族數と收入、妊娠時に於ける母の就業、分娩後一ヶ年に於ける母の就業、住居の狀態(住居の衛生學的狀態、居室の大きさと居住人數)、出生兒の身分(公生・私生)、父母の結婚年齡、公衆衛生標準の程度(小兒衛生知識普及、保健保護施設及び行政)

(9) 森山 豐「先天性弱質乳兒の減退と母性保護」——日本醫事新報、第一〇一八號、昭和拾七年三月

森山博士の計算結果を更に詳細に各死亡別に觀察してみると次に見る如くであつて、參考迄に此處に掲げて置く。

乳兒の死因別生存期間(昭和一〇年、愛育會資料)

先天性死因	六五、三〇六(七七・五)	一九、一一九(二二・五)
先天性畸形	一、八三八(五二・二)	一、六八一(四七・八)
先天性弱質	四八、七八三(七五・八)	一五、九八二(二四・二)
早産	五、三五一(九四・一)	三三三(五・九)
分娩に因る産兒障礙	三八六(九〇・八)	三九(六・二)
其他乳兒固有疾患	八、九九九(八九・二)	一、〇八四(一〇・八)
後天性死因	一八、九九四(一八・二)	八五、五三〇(八一・八)
肺炎	七、三七一(一七・九)	三三、八九六(八二・一)
下痢及腸炎	六、五五九(一六・四)	三三、四四八(八三・六)
腦膜炎	一、三八一(一四・五)	八、一二五(八五・六)
氣管支炎	二、三七七(二九・八)	五、五九〇(七〇・二)
乳兒脚氣	一、二九六(二二・五)	四、四七一(七七・五)
合計	八四、二四〇(四四・六)	一〇四、六四九(五五・四)

- (10) 川上理一「人類遺傳學序論」——公衆衛生院、昭和拾四年
- (11) 上田常吉「生物統計學」——岩波書店、昭和拾貳年

人口問題研究所特別懇談會

本人口問題研究所に於いては昭和十七年十月一日最近南方視察より歸任せられた陸軍省兵務局田熊利三郎少佐の來所を得第二回特別懇談會を催したが、當日は同少佐より南方事情につき種々有益なる報告感想の發表があつた。

人口動態調査令施行細則中改正

人口動態調査令施行細則中改正の件は昭和十七年九月二十三日付官報を以て左の如く公布せられた。

人口動態調査令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年九月二十三日 附令第二十四號)

第一條中「十月末日」ヲ「十一月末日」ニ改ム

第二條 府縣知事ハ前條ノ用紙ヲ受領シタルトキハ府縣送致目錄用紙及豫備ノ爲保留スヘキ分ヲ除キ其ノ他ハ之ヲ其ノ年十二月末日迄ニ市町村長ニ交付スヘシ

府縣知事ハ前項用紙ノ交付ヲ爲シタルトキハ用紙各種毎ニ各市町村別交付枚數及豫備ノ爲手許ニ保留シタル枚數ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第五條 市町村長ハ毎年八月末日現在ニ於ケル用紙ノ各種毎ニ殘枚數ヲ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ府縣知事ニ報告スヘシ

府縣知事ハ前項用紙ノ各市町村別殘枚數及府縣ノ保留殘枚數ヲ各種毎ニ十月二十日迄ニ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十一年十一月 閣令第八號人口動態調査令施行細則抄録

第一條 人口動態調査票ノ用紙ハ別表第一號様式及第二號様式ノ送致目錄用紙ト共ニ翌年中ノ需用枚數ヲ見積リ内閣總理大臣之ヲ毎年十月末日迄ニ府縣知事ニ交付ス

第二條 府縣知事ハ前條ノ用紙ヲ受領シタルトキハ府縣送致目錄用紙及豫備ノ爲保留スヘキ分ヲ除キ其ノ他ハ之ヲ其ノ年十一月三十日迄ニ市町村長ニ交付スヘシ

第五條 年末ニ於テ使用殘ノ用紙アリタルトキハ各種毎ニ其ノ枚數ヲ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ市町村長ハ府縣知事ニ、府縣知事ハ翌年二月二十日迄ニ内閣總理大臣ニ報告スヘシ 前項ノ用紙ハ之ヲ翌年ニ繰越シ使用スヘシ

朝鮮青年特別鍊成令の公布

朝鮮青年特別鍊成令は昭和十七年十月十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮青年特別鍊成令(昭和十七年十月一日 附令第三十三號)

朝鮮青年特別鍊成令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 本令ハ朝鮮人タル男子青年ニ對シ心身ノ鍛鍊其ノ他ノ訓練ヲ施シ將來軍務ニ服スベキ場合ニ必要ナル資質ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トシ兼テ勤勞ニ適應スル素質ノ鍊成ヲ期スルモノトス

第二條 朝鮮ニ居住スル年齢十七年以上二十一年未満ノ朝鮮人タル男子ニシテ第七條第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタルモノハ本令ニ依リ鍊成ヲ受クルコトヲ要ス

第七條第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタル者以外ノ朝鮮人タル男子ニシテ年齢十七年以上三十年未満ノモノハ志願ニ依リ鍊成ヲ受クルコトヲ得

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ鍊成ヲ受ケシメザルモノトス

- 一 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒及同訓練所ヲ修了シタル者
- 二 陸海軍軍屬
- 三 法令ニ依リ拘禁中ノ者
- 四 其ノ他朝鮮總督ノ指定スル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外鍊成ヲ受ケシメザルモノトス

- 一 國民學校初等科ヲ修了シタル者
- 二 其ノ他朝鮮總督ノ指定スル者

第五條 鍊成ノ期間ハ概ネ一年トス但シ戰時又ハ事變ニ際シ朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ之ヲ六月迄短縮スルコトヲ得

第六條 鍊成ハ青年特別鍊成所ニ於テ之ヲ行フ

第七條 道知事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ鍊成ヲ受

ケシムベキ者ヲ選定シ之ヲ青年特別鍊成所ニ入所セシムベシ

道知事前項ノ選定ヲ爲ス爲必要アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ本人ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第八條 鍊成ヲ受クル義務アル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ鍊成ヲ受クルコト能ハザルトキハ

道知事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ鍊成ヲ受クル義務ノ履行ヲ延期シ又ハ免除スルコトヲ得

第九條 府邑面ハ青年特別鍊成所ヲ設置スベシ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ府邑面ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケ青年特別鍊成所ヲ設置セザルコトヲ得

第一項ノ青年特別鍊成所ハ之ヲ府邑面立青年特別鍊成所トス

第十條 私人ハ青年特別鍊成所ヲ設置スルコトヲ得

私人ノ設置スル青年特別鍊成所ハ之ヲ私立青年特別鍊成所トス

第十一條 私立青年特別鍊成所ノ設置及廢止ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道知事ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 府邑面立青年特別鍊成所ノ設備及其ノ維持

ノ費用並ニ職員ノ俸給 旅費其ノ他ノ諸給與其ノ他府邑面立青年特別鍊成所設置ニ關スル費用ハ府邑面ノ負擔トス

第十三條 國庫ハ青年特別鍊成所ヲ設置スル者ニ對シ

補助金ヲ交付スルコトヲ得

第十四條 青年特別鍊成所ニ於テハ鍊成ヲ受クル者ヨリ鍊成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ徵收スルコトヲ得ズ

但シ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 第七條第二項ノ規定ニ依リ出頭ヲ爲スベキ

者又ハ鍊成ヲ受クル義務アル者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リ其ノ者ガ出頭ヲ爲シ又ハ鍊成ヲ受クルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十六條 本令ニ依ル青年特別鍊成所ニ非ラザルモノ

ハ青年特別鍊成所ト稱スルコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ規定スルモノノ外鍊成ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十八條 鍊成ヲ受クル義務アル者正當ノ事由ナクシテ鍊成ヲ受ケザルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

厚生省の昭和十七年度優良多子家庭並

に母子保護事業功勞者表彰の發表

十一月三日の佳節を下して行はるゝ優良多子家庭表彰は本昭和十七年を以て第三回に及ぶが、今年は更に加へて母子保護事業の功勞者をも表彰することとし、その概況は厚生省より左の如く發表された。

優良多子家庭の調査概況及母子保護

事業功勞者表彰に關する件

一、本年度優良多子家庭の表彰に關しては、本月十五日付を以て各地方長官に對し夫々通牒が發せられたのであるが其の調査期日及表彰條件は共に第一、二回と同じく、五月三十一日現在に於て父母を同じうする嫡出の子女にして滿六歳以上の者十人以上を天

災地變等不可抗力に因るの外一人も缺かさず父母自ら心身共に健全に育成した堅實な家庭に付之が調査を進めたのである。

二、而して調査は直接に市區町村長が之に當り、各地方長官の再調査と其の内に係るものに付審査したのであるが其の概況は次の通である。

即ち表彰決定家庭は一五〇二家庭であつて其の道府縣別内譯は北海道の二二五を筆頭に、静岡の七一、鹿兒島の七〇、福島の一五五、東京の五四、埼玉、新潟、長崎の各四八及愛媛、熊本の各四五が之に尋いで居り、少いのは高知の二、滋賀、岡山の各五、京都の六、石川、福井の各七、鳥取の一〇家庭等で其の順序は大體從來と同様であるが總數からすれば昨年度表彰の二一四五家庭より六四三家庭少いことになつてゐる。

三、而して其の内容を一瞥するに父母共に現存する家庭は一二七三にして八割四分強に當り父のみの家庭は六二(四分一厘)、母のみ現存する家庭は一六七(一割一分)となつて居り子女數の最も多き家庭は一四人で之が四家庭(北海道、東京、大阪、愛媛各一)あり、以下一三人が三三、一二人が一六四、一人が三七八、一〇人が九二三となつて居り、其の家庭の主たる職業は依然農業が六割二分強の首位を占め商業の九分三厘、工業の八分六厘等之に次ぎ之を上中下の經濟狀態別に見るに中程度に屬する家庭が昨年度と同じく全體の六割強を占めてゐる狀況である。

四、而して母子保護事業功勞者の表彰に關しては戰時下に於ける母子保護事業の重要性に鑑み、之が事業の強化促進に資する目的を以て本年度初めて實施さ

れるものであつて斯事業に對する盡瘁功勞顯著なる個人(四〇人)及團體(一九)を地方長官の内中に基き調査詮議されたものであつて、優良多子家庭の表彰と同じく十五日付を以て當該地方長官に通牒が發せられた。

五、而して被表彰者に對しては厚生大臣の表彰狀及記念品(優良多子家庭の被表彰者に對しては從來同様の額縁、母子保護事業功勞者表彰被に對しては「保育奉公の牌額」日名子實三氏作)を十一月三日明治節の佳節に際し各地方長官を通じ各地方廳に於て傳達される筈である。

六、尙此の機會に於て各地方廳に於ては傳達式後人口増強と母子保護思想の啓發に關し各座談會若は講演會等が開催される豫定であるが國家百年の計は人を植うるに在りと云はれてゐる通、大東亞戰爭下我國が舉國愈、必勝の信念を堅持し、一路大東亞共榮圈の建設に邁進してゐる今日一層其の感を深うするものであつて、厚生省に於て昭和十五年度以降優良多子家庭を表彰してゐるのも、又本年度新に母子保護事業功勞者を表彰することになつたのも畢竟如上人口増強に關する一方途に資せんが爲であつて、被表彰者は勿論、國民一般に於ても倍、人口増強に關する思想の昂揚に關し一段と理解協力を深められんことを切望して止まない次第である。

勞務報國會設立要綱の決定

その總數百二十萬を越ゆる全國日傭勞務者は運輸事業に於ける荷役、諸建設事業に於ける下部勞働、在外工及び工場新設等各種の方面に服務してゐるが、今日

まで之を統制運營する國家的機關を缺ける爲に種々の弊害も生じ、例へば高賃金の爲めに常傭勞務者が日傭に流出するが如きもその一つであつたので、厚生省勞働局に於いては全國府縣別に勞務報國會を結成せしむることとし、昭和十七年九月厚生、内務兩次官連名の各地方長官宛通牒を以てその設立要綱を明示した。之を掲ぐれば以下の如くである。

勞務報國會設立に關する件依命通牒

(昭和十七年九月三十日
厚生省發第九一號)

日傭勞務者は戰時下交通運輸業、土木建築業、工業又は鑛業等の基礎的勞務に従事しつゝあり斯の種勞務の運營如何は延ては國家當面の要たる軍需輸送、生産擴充の遂行にも至大の關聯を有す従つて日傭勞務者の能力を最高度に發揮せしむると共に之が勤勞の育成培養並に適正なる配置を圖るは勤勞動力完遂上喫緊の要務に有之豫て勞務供給業者の團體の結成を促し之が具現方に關し其の協力を得來りたる處今般更に一般の強化を圖る爲に政府に於て決定せる勤勞新體制確立要綱に則り勞務供給業者、日傭勞務者を使用して作業の請負を爲すを業とする者並に其の所屬及使用勞務者とを一丸とする團體を結成し之が勤勞組織の整備を圖り以て國民勤勞の充實發揚を期することと相成り今回別添「勞務報國會設立要綱」を決定候條爾今本要綱に依り實施相成所期の目的達成上遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

追て之が全國的團體としての大日本勞務報國會は概ね各道府縣勞務報國會の結成せらるゝを、俟ちて組織する豫定に付此の際取急ぎ之が結成方に付特段の御配相

成度申添候

勞務報國會設立要綱

勤勞新體制確立要綱に基き勞務供給業者、日傭勞務者を使用する作業請負業者及日傭勞務者をして勞務報國會を組織せしめ勤勞能力の最高度發揮並に勞務の適正配置を圖り勤勞動力の完遂を期せんとす。

本勞務報國會は大日本産業報國會の一環たるべきものなるも其の特殊性に鑑み別個に之を組織せしめんとするものなるを以て大日本産業報國會と緊密なる聯絡を保ち提携以て産業報國會の實を擧げしむるものとす。

第一 勞務報國會の種類

勞務報國會は大日本勞務報國會、道府縣勞務報國會とすること

第二 大日本勞務報國會

一、構成員 道府縣勞務報國會

二、目的

本會は大日本産業報國會と緊密なる聯絡の下に業者(勞務供給業者)並に日傭勞務者を使用する作業請負業者を指稱す(以下同じ)並に其の所屬及使用勞務者の産業報國會運動を全國的に實施統轄し日傭勞務者の適正なる配置を圖り勤勞動力の完遂を期するを以つて目的とすること

三、事業

- (一) 産業報國會精神の昂揚に關する事項
- (二) 國民動員への協力に關する事項
- (三) 道府縣勞務報國會の指導統轄に關する事項
- (四) 勞務報國會會員の教育訓練其の他能率發揮に關する事項

(五) 福利厚生及生活指導に關する事項

(六) 其の他必要なる事項

第三 道府縣勞務報國會

一、構成員

(一) 業者

(二) 業者に所屬する勞務者

(三) 業者に使用せらるゝ勞務者

二、目的

本會は大日本勞務報國會の指導の下に道府縣に於ける業者並に其の所屬及使用勞務者の産業報國運動を實施統轄し日僱勞務者の適正なる配置を圍り勞務動員の完遂を期するを以つて目的とする事

三、事業

(一) 産業報國精神の昂揚に關する事項

(二) 國民動員への協力に關する事項

(三) 勞務報國會會員の教育訓練其の他能率發揮に關する事項

(四) 福利厚生及生活指導に關する事項

(五) 其の他必要なる事項

四、道府縣勞務報國會支部

(一) 道府縣勞務報國會の下に必要に應じ支部を設けること

支部の區域は國民職業指導所の管轄區域に依るを原則とするも地方の實情に應じ他の區域に設けることを得ること

(二) 支部は道府縣勞務報國會と其の會員との中間組織にして道府縣勞務報國會の組織單位にあらざるものとする事

(三) 支部は其の運営に付關係警察署長及國民職

業指導所長の指導を受くること

五、運営の要領

(一) 大日本勞務報國會の指導統轄を受け道府縣

産業報國會と緊密なる聯絡の下に運営すること

(二) 本會は其の本来の目的に鑑み會員一體國家目的に邁進するものとし本會の活動をして眞に勞務行政への自主的協力機構たるの實を擧げしむること

勞務報國會の鍊成に就いて(厚生省當局談)

疊に政府に於きましては高度國防國家體制の完

成、國家生産力の増強が國民勤勞の充實發揚に俟つ

ところ大なるものあるに鑑み「勤勞新體制確立要綱」

を樹立し爾來着々之が實施に努めて參つたのであり

ますが現に工場、鑛山等に於ては産業報國運動が展

開せられ其の實を擧げつゝあるのであります。然る

に今回之が體制の整備を圖ることに致しました日僱

勞務者に就きましては殆ど確たる組織も結成せられ

ざる儘今日に至つたのであります。而して是等勞務

者は現在交通運輸、土木建築、工鑛業等の分野に於

て或は軍需生産に或は軍需輸送に従事するは勿論其

の他各方面に於ける基礎的勞務面を擔當して居るの

であります。従ひまして之が能力の發揚如何は延て

は國家當面の要請たる生産擴充、國民生活の安定に

も至大の關係を有するのであります。今般厚生省に

於きましては斯る實情に鑑み勞務供給業者、作業請

負業者並に日僱勞務者を打つて一丸とする勞務報國

會の結成を圍り其の組織の發刺たる活動に依つて國

家の基調勞務たるの實を擧げしむることに致したの
であります。而して本組織の實現せんとする具體的
目標は

一、確固たる勤勞精神の確立を基調とする勤勞能力

の充實發揚

二、國民動員完遂の爲の適正なる勞務配置

にあるのであります。關係方面に於ては政府の意の
有るところを體せられまして速かに其の組織を整備
し其の内容を充實して所期の目的達成に邁進せられ
んことを切望する次第であります。

尙、厚生省に於て今般決定を見た準則を掲げれば左

の如くである。

道府縣勞務報國會々則準則

第一條 本會は〇〇道府縣勞務報國會と稱す

第二條 本會は事務所を〇〇に置く

第三條 本會は地方官廳に協力し大日本勞務報國會の
指導の下に會員の産業報國運動を實施統轄し、日僱
勞務の適正なる配置を圍り、勤勞動員の完遂を期す
るを以つて目的とす

第四條 本會は前條の目的を達するため左の事業を行

ふ

一、産業報國精神昂揚に關する事項

二、國民動員への協力に關する事項

三、勞務報國會々員の教育訓練其の他能率發揮に關
する事項

四、福利厚生、生活指導に關する事項

五、其の他必要なる事項

第五條 本會は左の者を以つて之を組織す

一、甲種會員 勞務供給業者及日傭勞務者を使用し
て作業の請負を爲すを業とする者

二、乙種會員 前號の勞務供給業者の所屬勞務者及
作業請負業者の使用勞務者

第六條 本會に左の役員を置く

會長

副會長 二名

顧問 若干名

參與 //

理事 //

監事 //

評議員 //

幹事 //

(内若干人を常任とす)

第七條 會長は〇〇道府縣知事の職に在る者を推戴す

副會長は〇〇道府縣主管部長及學識經驗ある者の中
より會長之を委嘱す

其の他の役員は關係官廳職員、勞務報國會關係者及
學識經驗ある者の中より會長之を委嘱す

第八條 會長は本會を代表し會務を總理す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは其の職務
を代理す

顧問は重要會務に付會長の諮問に應じ又は意見を述
ぶるものとす

參與は重要會務に參與す

理事は理事會を構成し重要會務を審議す

常任理事は會長を輔佐し常務を掌理す

評議員は評議員會を構成し重務を評議す

監事は會の會計を監査す

幹事は會長の旨を承け一般會務を處理す

第九條 役員は任期は二年とす但し再任を妨げず

官吏にして役員たる者の任期は其の在職期間とす

補缺により任期満了後と雖も後任者の就任する迄仍
其の職務を行ふものとす

第十條 本會の會議を分ちて評議員會及理事會とす

會議は必要に應じ會長之を招集す

第十一條 評議員會に附議すべき事項左の如し

一、歳入歳出豫算に關する事項

二、歳入歳出決算に關する事項

三、會則の變更に關する事項

四、其の他會長に於て必要と認めたる事項

第十二條 理事會に附議すべき事項左の如し

一、事業計畫其の他重要會務に關する事項

二、評議員會に附議すべき事項

三、其の他會長に於て必要と認めたる事項

理事會は評議員會に附議すべき事項にして急施を要
するものの代決を爲すことを得

第十三條 議事に關する規定は別に之を定む

第十四條 本會の事務を處理する爲必要な職員を置
く

第十五條 本會は必要により職能別部會を置くことを
得

第十六條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第十七條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

職能別部會に關する規定は別に定む

第十八條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第十九條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十一條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第十七條 本會の經費は會費、補助金、寄附金其の他
の收入を以つて之に充つ

の收入を以つて之に充つ

會費に關する規定は別に之を定む

第十八條 本會は評議員會の議を経て特別會計を設く
ることを得

第十九條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌
年三月三十一日を以つて終る

第二十條 本則の施行に必要な事項は會長別に之を
定む

第二十一條 將來本則の條項を變更せんとするときは
評議員會の議を得て大日本勞務報國會々長の承認を
受くるものとす

〇〇道府縣勞務報國會 〇〇支部規則
準則

第一條 本支部は〇〇道府縣勞務報國會 〇〇支部と稱す

第二條 本支部の事務所を〇〇に置く

第三條 本支部は〇〇管内の〇〇道府縣勞務報國會々
員を以つて組織す

第四條 本支部は〇〇道府縣勞務報國會の統轄の下に
同會々則第四條の事業を行ふ

第五條 本支部に左の役員を置く

一、支部長

二、副支部長 若干名

三、相談役 //

四、理事 //

五、監事 //

六、評議員 //

七、幹事 若干名

第六條 支部長は支部會員中より〇〇道府縣勞務報國會長之を委嘱す

支部長は支部を代表し支部事務を總理す

第七條 副支部長は支部會員中より支部長の推薦に基き〇〇道府縣勞務報國會長之を委嘱す

副支部長支部長を輔佐し支部長事故あるときは其の職務を代理す

第八條 相談役は支部會員關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部長之を委嘱す

關係警察署長及國民職業指導所長は常任相談役とす 相談役は重要なる支部事務を輔導す

第九條 理事は支部會員及會員及關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部之を委嘱す

理事は理事會を構成し重要會務を審議す 常任理事は支部長を輔佐し常務を掌理す

第十條 監事は關係官廳職員及支部會員中より常任相談役の承認を得て支部長之を委嘱す

監事は支部の會計を監査す

第十一條 評議員は支部會員、關係官廳職員及學識經驗ある者の中より常任相談役の承認を得て支部長之を委嘱す

評議員は評議員會を構成し重要なる支部の事務を評議す

第十二條 幹事は支部會員、關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部長之を委嘱す

幹事は支部長の旨を承け支部事務を處理す

第十三條 役員は任期は二年とす但し再任を妨げず官吏にして役員たる者の任期は其の在職期間とす

補缺により就任したる役員は前任者の残任期間とす

役員は任期満了後と雖も後任者の就任する迄其の職務を行ふものとす

第十四條 本支部の會議を分ちて理事會及評議員會とす

會議は常任相談役の承認を得て必要に應じ支部長之を召集す

第十五條 評議員會に附議すべき事項左の如し

一、豫算に關する事項

二、決算に關する事項

三、支部規則の變更に關する事項

四、其の他支部長に於て必要と認めたる事項

第十六條 理事會に附議すべき事項左の如し

一、事業計畫其の他重要なる支部事務に關する事項

二、評議員に附議すべき事項

三、其の他支部長に於て必要と認めたる事項

理事會は評議員會に附議すべき事項にして急施を要するものの代決を爲すことを得

第十七條 議事に關する規定は別に之を定む

第十八條 本支部に必要な職員を置くことを得

第十九條 本支部の經費は〇〇道府縣勞務報國會の交付金を以つて之を充つ

國會長の承認を受くるものとす

農林省の昭和十七年度第一回米豫想收穫高の發表

獲高の發表

本昭和十七年度の第一回米收穫高は昭和十七年十月六日農林省より左の如く發表された。

昭和十七年度米豫想收穫高

本年の稻作附面積は三百十八萬千六百七十四町五反にしてこれを前年作附面積に比すれば三四四五町三反(一毛)を減少せり。しかして九月二十日現在における豫想收穫高は六千七百三十萬千二百十石にしてこれを前年實收高に比すれば千三百二十二萬三千三十九石(二割二分二厘)を、前五ヶ年平均實收高に比すれば三百八十七萬八千六十一石(六分一厘)を増加せり。

蓋し本年の稻作は苗代時期の氣候概ね不順なりしも移植期における天候概して適順にして東北地方の一部を除きては移植は順調に行はれたり、しかして移植後においては六月中下旬より高温多照にして適雨に恵まれ稻の生育一般に良好なりしも七月に入りて關東以西の地方においては寡雨のため一部に旱魃を示せる地方を生ぜり、しかるに八月上旬より幸に時々降雨あり、かつ氣温上昇し日照また多かりしため一部地方の陸稻に著しき旱害を見たるものありしも全國的に稻の生育旺盛、莖葉強健にして分蘗數また多く良好なる生育を遂げつゝありたり、偶、八月下旬颶風來りその被害九州及び中國の數縣に及び局部的には相當の被害を蒙れるものありしも本年は一般に病虫の被害少くまた稻作初期よりの撓まざる官民一致の努力により前記の如き豫

想收穫高を示すに至れり。なほ参考のため最近五ヶ年
間における作附面積及び實收高を掲ぐれば左の如し。

年	作附面積		實收高	
	(單位町)	(單位石)	(單位町)	(單位石)
十二年	三、二七〇、五五五	六、六三九、七六四	三、二七〇、五五五	六、六三九、七六四
十三年	三、三〇〇、七二九・四	六、五八六、九〇九・二	三、三〇〇、七二九・四	六、五八六、九〇九・二
十四年	三、一九二、七〇三・〇	六、八九六、四六八	三、一九二、七〇三・〇	六、八九六、四六八
十五年	三、一七八、二二〇・二	六、〇八七、四二五・二	三、一七八、二二〇・二	六、〇八七、四二五・二
十六年	三、一八二、〇一九・八	五、五〇八、八七一	三、一八二、〇一九・八	五、五〇八、八七一
前五年平均	三、一九八、一四四・八	六、三、四二二、一四九	三、一九八、一四四・八	六、三、四二二、一四九
十七年	三、一八一、六七四・五	六、七、三〇一、二二〇	三、一八一、六七四・五	六、七、三〇一、二二〇

本年度産米第一回收穫高(府縣別)

府縣	豫想收穫高		増減(△ハ減)	
	前年實收高に比し	前五年年平均實收高に比し	増	減
北海道	二、七九七、二六〇	一、四二七、九四六	一、四二七、九四六	一、四二七、九四六
青森	一、四六八、一三〇	七、五六九、九六六	一、四六八、一三〇	一、四六八、一三〇
岩手	一、一九〇、二八〇	四、五四二、二六一	一、一九〇、二八〇	一、一九〇、二八〇
宮城	二、二六七、二八〇	一、〇三三、二二五	一、二四四、〇五五	一、〇三三、二二五
秋田	二、四〇〇、七三〇	一、七四七、〇七九	二、四〇〇、七三〇	一、七四七、〇七九
山形	二、三五六、八〇〇	三、四九三	二、三五六、八〇〇	三、四九三
福島	二、三九九、一六〇	六、七四九	二、三九九、一六〇	六、七四九
茨城	二、四六六、七八〇	九、〇六三、〇三〇	二、四六六、七八〇	九、〇六三、〇三〇
栃木	一、七二二、〇九〇	三、三、八二七	一、七二二、〇九〇	三、三、八二七
群馬	一、〇四七、七五〇	二、九、四三〇	一、〇四七、七五〇	二、九、四三〇
埼玉	一、六五二、一三〇	五、九八七、七九	一、六五二、一三〇	五、九八七、七九
千葉	二、一七〇、九五〇	三、八、四〇八	二、一七〇、九五〇	三、八、四〇八
東京	一、九五、一九〇	六、四、四七	一、九五、一九〇	六、四、四七
神奈川	五、四六、〇〇〇	一、四、一、二	五、四六、〇〇〇	一、四、一、二
新潟	四、一六、一四〇〇	六、六、四三三	四、一六、一四〇〇	六、六、四三三
富山	一、七六三、六〇〇	四、七、四三三	一、七六三、六〇〇	四、七、四三三
石川	一、〇七二、六〇〇	三、六、七九	一、〇七二、六〇〇	三、六、七九
福井	一、〇九一、五〇〇	三、〇、一〇六	一、〇九一、五〇〇	三、〇、一〇六
山梨	四、七〇、八二〇	八、五、九	四、七〇、八二〇	八、五、九
長野	一、六九九、〇九〇	三、三、六四一	一、六九九、〇九〇	三、三、六四一
岐阜	一、四二四、四三〇	三、九、九〇	一、四二四、四三〇	三、九、九〇
静岡	一、四九二、一三〇	三、七、七三二	一、四九二、一三〇	三、七、七三二
愛知	二、〇五九、九六〇	四、二、六三八	二、〇五九、九六〇	四、二、六三八
三重	一、四七三、八二〇	三、六、四三〇	一、四七三、八二〇	三、六、四三〇
滋賀	一、五五三、三六〇	一、九、九七二	一、五五三、三六〇	一、九、九七二
京都	八、九三、三五〇	九、六、九三	八、九三、三五〇	九、六、九三
大阪	九、四三、四六〇	三、八、一四〇	九、四三、四六〇	三、八、一四〇
兵庫	二、三三、一三〇	三、五、八九	二、三三、一三〇	三、五、八九
奈良	七、三、九六〇	四、九、三九	七、三、九六〇	四、九、三九
和歌山	六、三、三〇〇	五、一、五〇	六、三、三〇〇	五、一、五〇
鳥取	七、一、六二〇	一、四、一、五五	七、一、六二〇	一、四、一、五五
島根	一、七二二、〇九〇	三、三、八二七	一、七二二、〇九〇	三、三、八二七
岡山	一、〇四七、七五〇	二、九、四三〇	一、〇四七、七五〇	二、九、四三〇
広島	一、四七三、七六〇	三、七、四六一	一、四七三、七六〇	三、七、四六一
山口	一、〇七二、六〇〇	三、八、四〇八	一、〇七二、六〇〇	三、八、四〇八
徳島	六、二、七八〇	一、五、一、三八	六、二、七八〇	一、五、一、三八
香川	九、七、三七〇	一、五、〇、七五	九、七、三七〇	一、五、〇、七五
愛媛	九、五、八八〇	一、三、一、〇八	九、五、八八〇	一、三、一、〇八
高知	五、六、四八〇	八、〇、六七〇	五、六、四八〇	八、〇、六七〇
福岡	二、一六、九二〇	一、九、九八八	二、一六、九二〇	一、九、九八八
佐賀	一、三八四、三五〇	一、五、三、四一	一、三八四、三五〇	一、五、三、四一
長崎	六、七、四三〇	一、三、七、三三	六、七、四三〇	一、三、七、三三
熊本	一、七三三、七三〇	八、二、〇、九三	一、七三三、七三〇	八、二、〇、九三
大分	一、二〇一、〇八〇	一、五、五、七一	一、二〇一、〇八〇	一、五、五、七一
宮崎	九、六、六四〇	四、一、二、三五	九、六、六四〇	四、一、二、三五
鹿児島	一、四、六、九三〇	八、二、六、九七	一、四、六、九三〇	八、二、六、九七
沖縄	一、四、五九〇	六、七、七七	一、四、五九〇	六、七、七七

外務省東亞局の中華民國在留本邦人及第三國人口概計表の發表

外務省東亞局に於いて昭和十七年七月一日現在に於ける中華民國在留本邦人及第三國人口概計表を發表したが、その一部を掲ぐれば以下の如くである。

1. 中華民國在留本邦人口比較

區分	北支		中支		南支		合計	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
昭和十二年七月一日	四、四二二	八、四四四	二、八四四	二、八四四	一、〇三三	一、〇三三	八、二九九	一三、七四四
昭和十一年七月一日	一、六四三	六、〇七七	一、三	五、三二七	—	—	一、三三〇	六、四〇七
同	—	—	—	—	—	—	—	—
計	六、〇六五	一四、五二一	四、八八八	八、一七四	一、〇三三	一、〇三三	九、六二九	二〇、一五二

同十	同四	同七	同十	同十	同四	同七	同十	同十	同四	同七	同十	同十	同四	同七	同十
月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一	月一
日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年
七九,三八四	一九,六九五	三五九	九,九三四八	三三,三〇五	二,〇七七	六六五	三,四九,九七七	一,四九五	一三四	三,九九九	五,五八八	一,三〇,四四四	三,二八六	五,〇三三	一,三九,八八三
一六,六九五	二九,九〇〇	五〇一	一四七,二二六	四九,五七一	三,八六八	八,九六	五,四,三三三	四,九九〇	二九四	七,七九	一三,〇六三	一七,二五六	三,四〇九二	九,一七六	二,四,五三四
一四〇,八四六	三五,一四二	四八五	一七,七,四五	六二,〇四七	三,六六五	九,九七	六,六,五九九	六,四六二	三,四七	九,二八二	一六,〇九一	二〇,九,五五五	四〇,〇三四	一〇,七,四四	二,六〇,三三三
一,五九,四六六	三七,一〇六	三五一	一,七,九,四五	七二,〇九	七,四四三	三,〇四四	八,一,四六	七,三三一	四〇	九,六三三	一七,三八一	三,八〇,三六	四,七,九	一三,〇一七	二,七,五八三
一八〇,一五六	四八,三五九	六四七	三九,一六二	八二,五三三	八,九四六	三,四九三	九,四九,〇	九,一〇一	五七	一,九八三	二,六二一	二七,一,七七九	五,七,八三二	一六,一三三	三,四,七三三
三〇七,三四三	六二,〇四四	七三四	二,六九,〇一一	八四,五八五	一一,一八〇	三,五五五	九,九,二九〇	一一,三三七	六九	二,三三七	二,五三三	三,〇,三三六	七,二,八四四	一七,六三二	三,九,三三九
三三八,七六〇	六九,八五三	七七〇	三〇,九,三三三	九七,六八五	二,三三三	三,七七	一,三,九九八	二,二九六六	七四三	一,五,一五五	二,八,八八四	三,四,九,四二	八,三,二三八	一,九,六九六	四,五,二,三五五
二四九,九三三	六三,九三二	九八四	三,四,八五〇	一〇三,二四一	一三,〇四一	三,八六四	一,九,一四七	二,二,〇〇〇	六九四	一,三,四七八	二,六,四七二	三,四,四,四六	七,七,六六七	一,八,三三六	四,六〇,四六九
二五七,三〇八	六五,一八四	九七八	三,三,三七〇	一一,一,三九九	一一,一四七	四,八八四	二,七,七〇〇	二,三,四三九	七〇九	一,四,〇八〇	二,八,三九九	三,六,一,八八六	七,一,三三一	一,九,九四三	四,七,八,九四九
二七〇,六三三	七〇,四四四	一,〇四四	三,三,三三三	一一,七,七三	一一,四〇〇	四,六九	一,三,三,七一一	一,四,七四八	一一,一一	一,四,九六六	三,〇,八七	四,〇,一,三三	八,二,九七七	二,〇,〇,〇〇	五,〇,六,三三〇
二九一,八〇九	七〇,五四四	一一,三九九	三,六,五,〇一一	二,四,八四七	二,六五五	四,六八〇	一,四,一,八二	一,六〇,八一	一一,二六九	一,八,六七〇	三,五,九九〇	四,三,一,七三七	八,四,八七八	二,四,四,八九	五,四,二,一〇四
三〇一,三三一	七三,四三六	一三,一一一	三,七,〇,六六	二,九,一三六	二,三,〇九九	四,四,六六	一,四,五,六六一	一,六,七三二	一,三,〇八	一,九,四八八	三,七,五八八	四,四,七,〇九	八,六,七九三	二,五,一,五五	五,五,九,二六七
三〇八,五九九	七三,〇六六	一三,三四四	三,八,一,九九九	一,三〇,八二九	二,三,三九九	四,七七七	一,四,六,九三	一,七〇,四七	一,四,九〇	二,三,三七	三,九,六四	四,五,四,七五	八,四,八三五	二,七,五八八	五,六,八,八八
三七七,四〇七	七〇,五七七	一,一九六	三,八,九,一七四	一,三,四,七六二	一,〇,八二八	五,七,二	一,五,〇,七三	一,七,三,三四	一,二,九九	三,三,四四二	三,九,九九九	四,六,九,四三	八,二,六九二	二,七,八〇〇	五,七,九,九二五
三九〇,七七一	七三,九七九	二,一三三	四,〇,八,八四	一,四,〇,四三三	一一,〇八一	四,九,六六	一,六,一,四一	二,七,九,七	一,三,三三	三,〇,一〇	三,八,九九	四,八,八,八三	八,六,一三三	三,五,九九四	六,〇〇,九九〇

注意 昭和十五年七月一日同十月一日現在數ハ上掲ノ通訂正ス

2. 領事館管内別在留本邦人口

區分	內地人		朝鮮人		臺灣人		合計
	戶數	計	戶數	計	戶數	計	
總計	一八七,一六六	二八三,三三六	二〇,五三四	四八,八八八	二五,一四四	三三,三三四	三四〇,〇九〇
北支計	三三,一三三	一八,九三三	四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,一三四	一,一三四	三三,三三三
張家口	九,七六六	一,二三八	一,九〇七	三,五七	一〇,一〇〇	一〇,一〇〇	一〇,一〇〇
大同	三,七三二	五,七七八	三,八二八	九,五四六	二,八八	二,八八	六,二六三
厚和	二,一三四	二,七〇〇	二,〇三三	四,九三三	〇,七	〇,七	二,九七九

報	汕	廈	南	大	漢	九	蕪	南	杭	蘇	上	中	海	徐	博	張	濟	坊	青	威	芝	太	石	山	唐	塘	天	北	包				
頭	門	計	治	口	江	湖	京	州	州	海	計	州	州	山	店	南	子	島	衛	梁	原	門	關	山	沽	津	京	頭					
四四四	七四六	八三三	一〇,〇六六	四〇,〇六七	七九	三,三六〇	八七〇五	一,八九七	二,五二六	三,六八〇	五,七六〇	一,二六三	五,五四六	六,〇〇〇	一,三三六	一〇,四七九	六,五八	一〇,六〇〇	八五	六,五〇〇	一〇,四〇〇	七,七〇〇	一,四三三	二,三六八	一,七五五	三,二八〇	三,六四〇	一,二八六					
一六二	一〇〇	二,四四四	一,七七一	七,三三四	一,一八二	一,〇,〇〇〇	一,一八〇	二,五九九	三,三三三	五,二五一	二,二二二	一,八二二	九,六九二	一,〇三三	一,三三三	一,五三三	八,七七一	一,八九〇	一〇一	一,〇三三	一,五三三	一,二六三	二,一九九	二,三三三	二,九五一	三,〇六六	三,二八〇	一,四〇一					
四四五	九五六	六,一三六	四,四四四	四,八七四	八二二	一,五八八	八,七七七	一,六七四	二,〇七二	三,八〇〇	八,九三三	一,一〇〇	六,四四四	九,九	九,九	三,〇〇〇	五,七七一	一,七四七	七	八,〇〇〇	一〇,九七七	八,四〇〇	一〇,九七七	一,七七七	三,四七七	三,四七七	三,四七七	三,四七七	九,九				
一,〇三三	二,三三三	一,七三三	二,一九五	二,三三七	四,〇〇〇	二,〇五五	二,〇五五	四,二二二	五,三三三	八,九三三	二,〇五五	二,〇三三	一,六六六	二,二二二	二,二二二	二,七三三	一,四三三	一,七三三	一	一,八七三	二,三三三	二,〇三三	二,〇三三	三,七三三	四,五三三	五,六三三	六,五三三	八,七三三	二,〇三三				
八	一〇	〇〇〇	四八	六二八	九八	一四一	五六六	三七	一四一	二四二	五,九〇八	六三	二,八八三	〇	〇	一〇	一〇	四	四	一〇六	一,八七三	二,〇三三	二,〇三三	三,七三三	四,五三三	五,六三三	六,五三三	七	七				
七	一九	三,三三三	六	〇,〇〇〇	一四九	二,五三三	九六二	五	二四二	三,三三三	五,九〇八	二〇	五,四三三	二	五	一四	二	一,一九九	六	一七三	三,三三三	四,二六八	五,九〇八	二,九二四	三,三三三	四,五三三	五,六三三	八,八〇〇	一〇				
四九	五三	〇〇〇	八二	一,三六四	三,三三三	四,四四四	七,五五五	一	一七〇	二,四八八	五,五五五	八三	四,三三三	九〇	一四	四八〇	二	二,三三三	五	一,九三三	三,三三三	四,三三三	五,三三三	六,三三三	七,三三三	八,三三三	九,三三三	一〇,三三三	一四				
五	七	一,一三三	一四	二,四四四	四,四四四	四,四四四	一,七二二	八	四二二	五,三三三	二,〇二二	二〇	九,七七〇	七	一四	八〇	一	二,三三三	一	三,六八八	六,九九二	八,九九二	一,四四四	五,六三三	五,三三三	六,三三三	七,三三三	八,三三三	九,三三三	二二			
五九〇	二,五二九	九,三三三	六	一,三三三	二	四	三,九二一	一四〇	六	九三	一,五七〇	四	二	二	一〇	一	三	三	四	三,六八八	八,九九二	八,九九二	一,四四四	五,六三三	五,三三三	六,三三三	七,三三三	八,三三三	九,三三三	三三			
一,一七〇	四,五〇〇	三,三三三	一	三三三	七	二〇	六六	三九	九四	一,五七〇	一,六六六	四	三	二	一六	六	二	二	九	一〇	一〇	一〇	二	一	一	一	二	二	二	二	二		
七三三	三,九六八	六,六六六	一	一〇三	二四	三九	七六	二九	五	九七	一,六六六	一	一	一	三	二	二	三	七	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一,九〇五	八,四六八	一〇,一〇一	二	三	七	一五九	一,〇三七	三四八	一四	二,五三三	四,九三三	四	五	三	二	八	一	一	一六	一九	二	二	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一,三三三	三,七三七	一〇,〇〇〇	一,一三三	四,八三七	八三三	二,四八五	九,六六二	二,〇七四	二,七二七	三,三三三	五,三三三	一,三三六	八,四九九	六,九九	一,三二八	二,七九三	六,六九	一,二九九	九	七〇	二,三三三	九,六三三	一,六三三	二,三三三	二,六三三	三,〇三三	三,三三三	三,六三三	三,九三三	四,二三三	四,五三三	四,八三三	
一,七八八	五,六二九	三,三三三	一,八二五	六,六二四	一,三七九	三,三七九	一,三三七	二,八〇九	三,五九二	五,三三三	九,九三三	一,九三九	一,五,一六五	一,〇三三	一,四八八	一,七七一	六,七七	一,〇三三	一〇,八八	一,〇三三	一,八六四	一,八六四	二,七三三	四,一八七	三,二八七	三,二八七	三,二八七	三,二八七	三,二八七	三,二八七	三,二八七	三,二八七	
一,三三三	四,九七九	一〇,〇〇〇	三,三三三	六,三三三	一,一七〇	一,八八九	九,九三三	二,八三三	三,三三三	四,二二二	五,三三三	六,三三三	七,三三三	八,三三三	九,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三
三,三三三	一〇,三三三	五,六三三	二,三三三	一,四九七	三,三三三	五,三三三	二,三三三	四,六三三	五,九三三	九,七三三	一,三三三	二,五三三	三,五三三	四,五三三	五,五三三	六,五三三	七,五三三	八,五三三	九,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三

3. 各地別在留內地人口

區分 戶數 男 女 計

張家口總領事館管內合計 九,七三六 二,三二八 七,四〇八

張家口 七,七三三 八,九四六 六,四三一 一五,三七七

大同出張所管內合計

三,七三三 五,七六八 三,八八八 九,五四一

新保安

二 二 一 一 二

沙城

一〇九 九 二九 二六

土木

三三 三三 一〇 二二

韓家嶺

五 五 一 一 二

聚樂莊站

六 六 一 一 二

周士莊站

四 四 一 一 二

口泉鎮

二五 二五 一三 一三 二

永定莊

二六 三六 二四 二四 二

平旺村

三五 四六 三〇 三〇 二

白洞村

三三 二九 四 四 二

裕豐村

六七 七 三〇 三〇 二

保晉村

九 六 三 三 二

鷓毛口村

一〇 一〇 三 三 二

岱岳鎮

一八 一九 二七 二七 二

烏蘭花

五 五 一 一 二

北京總領事館管內合計

三,二六四 五,一九七 三,五〇六 八,七七〇

北平

二七,五三三 四六,〇七七 三二,四七一 七七,四九八

內一區

九,五九〇 一六,七七七 一〇,六五〇 二七,三六七

內二區

六,一五九 九,九二〇 六,一三三 一六,〇四二

內三區

三,四二二 五,五八四 四,六一一 一〇,二六五

內四區

一,八七五 三,三〇四 二,八五〇 六,一五九

南口

四三 五〇 三九 七二

塘子

二五 二五 一 一 二

懷柔

八 八 一 一 二

密雲

二二 二二 一 一 二

長辛店

二〇 二〇 一 一 二

石景山

七二 四七 二六 一四九

門頭溝

三三 二五 三三 九一

南苑

二〇九 二四三 二四七 四九九

黃村

七 七 一 一 二

西直門外

一〇二 二二 二五 一四九

新市街 八九 八八 八〇九 一,一六七

西苑 四 五 五 一四

北郊 二 二 二 六

南郊 一八 四 二六 四八

東郊 二 五〇 一 一 二

外二區 一,三五一 一,五二四 一,五八 三,四一〇

外三區 四七 一三 一三 七三

外四區 二七八 四〇〇 三〇六 七四四

外五區 一八四 三三〇 一五 四九〇

外一區 一九一 一九九 一五 三九五

公使館區 二〇 四四 二四 六八

內五區 九〇 一四八〇 一,二六一 二,七四一

內六區 二四九 四六七 三四三 八〇九

城 二〇 四四 二四 六八

廣東 二,七六 五,五九九 三,八三三 九,四三〇

海口 四,七六 四,一九四 八,一 五,〇七五

澳門 二五 七 一 三三 五〇

懷來 五 三 六 三 九

延慶 三〇 三 三 三 九

西撥子 六 六 一 一 六

康莊 三三〇 二五 九〇 三三〇

赤城 二 二 一 一 二

龍關 六 七 八 八 二

蔚縣 六 四 二 二 六

涿鹿 四 四 二 二 六

下花園 三三 二五 二九 三六

宣化 六六 八六 五五 一,三六八

尚都 二〇 二 三 五 八

德化 二 二 四 四 〇

尚義 六 七 三 一〇 一〇

康保 二五 二六 三 三 九

寶源 二 二 一 一 二

多倫 九〇 一〇一 四八 一四九

張北 二九〇 三〇六 二六〇 六六六

錫林郭勒盟 二 七 一 一 二

崇禮 二四 一四 六 三〇

萬安 三 三 五 二六

陽原 一〇 九 二 二一

張家口 七,七三三 八,九四六 六,四三一 一五,三七七

開平	胥各莊	塘坊	唐山	管內合計	唐山	新河	小站	大沽	軍糧城	新城	北塘	塘沽	管內合計	塘沽出張所	滄州	郎坊	華街	特別四區	特別三區	特別二區	特別一區	佛國租界	伊國租界	區	特別行政	日本租界	天津總領事館	管內合計	順義縣	薊縣	平谷縣
三	六	五	五	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
五	七	五	五	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
二	一	一	一	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
七	八	五	五	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
武寧	山海關	管內合計	茶淀	漢沽	大清河	樂亭	柏各莊	大孟莊	馬城鎮	倂城鎮	雷莊	坨子頭	偏涼汀	卑家店	窪里	榛子鎮	趙各莊	林西	古冶	蘆台鎮	蘆合農村	遵化縣城	姚家南山	小石家口	馬蘭峪	玉田	豐潤	龍王廟			
六	七	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
六	七	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
一	一	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
六	七	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
姜各莊	石龍	後豐台	張家莊	朱格莊	安山	朱健宅	洋河口	留守營	西河南	芦龍	潮河莊	赤洋口	昌黎	賀庄	下平山	區長城炭礦々々	九門口	義院口	石門寨	柳江	北戴河	秦皇島	金廠	遷安	澈河橋	喜峰口	蔡各莊	海陽鎮			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		

東趙村	盧家莊	上湖	岸泉	測石	坡頭	亂流	賽魚	岩會	娘子關	黃丹溝	壽陽	陽泉	離石	汾陽	介休	靈石	平遙	祁縣	太谷	榆次	段家嶺	沙峪	五台	大車店	寧武	長珍	軒崗鎮	原平鎮	
六	六	三	四	七	三	五	六	七	七	五	六	八	八	三	三	三	七	四	四	四	四	七	二	六	一	六	二	七	
九	三	九	三	五	九	一	九	七	二	一	九	九	二	二	五	八	一	二	一	五	五	八	七	七	二	二	二	三	
一	二	一	一	一	一	一	一	五	四	六	七	三	三	二	四	四	六	三	一	一	一	一	一	一	一	二	一	三	
九	五	九	四	五	九	五	九	七	二	一	一	四	四	二	四	六	八	六	三	三	一	八	八	七	七	六	二	二	
汾城	曲沃	高顯	翼城	史村	張禮	甘亭	洪洞	趙城	辛置	霍縣	臨汾	襄垣	壺關	高平	沁縣	潞城	澤州	潞安	遼縣	段延	馬首	程家莊	白羊	下盤	昔陽	和順	孟縣	平定	
一	三	七	四	五	七	九	七	七	七	九	八	二	二	五	一	一	一	二	二	三	三	五	四	五	三	一	六	三	
二	三	〇	五	〇	八	九	八	四	九	七	三	二	二	三	一	一	一	一	一	一	一	四	〇	五	三	一	六	四	
一	七	一	元	一	三	一	二	八	一	三	五	〇	〇	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	三	
二	七	〇	四	〇	二	九	元	三	九	七	一	三	二	一	一	一	一	二	二	二	三	五	二	五	五	一	八	〇	
羅山鄉	黃縣	龍口	萊陽	棲霞	蓬萊	牟平	福山	芝罘	管內	芝罘	夏縣	猗子	萬泉	榮河	臨晉	河津	稷山	蒲州	趙伊	虞鄉	解縣	運城	禮元	聞喜	橫水	絳縣	東鎮	侯馬	新絳
二	〇	三	一	一	六	二	五	三	六	四	五	六	二	二	二	六	四	三	八	二	七	七	八	四	七	六	六	三	五
九	二	一	一	〇	二	七	七	六	四	四	六	二	三	一	八	五	三	三	八	二	二	六	〇	二	七	六	六	四	六
三	五	一	一	三	一	四	六	九	九	一	一	一	三	八	三	三	二	一	四	二	三	一	一	三	九	四	二	三	七
二	六	三	二	二	三	二	一	二	一	二	二	二	三	三	三	六	六	八	一	四	二	二	二	六	〇	八	六	六	六

桑德兩吳寧程汝泗南曲鄉鑛寧兗界陶沙南鄒泥山韓台嶧滕鄒鄒莒沂費
 園州店村縣莊上水村阜縣炭州河莊溝河塢溝林莊莊縣縣城城縣水縣

三	三	二	三	四	一	一	六	六	三	三	三	四	二	二	三	四	五	三	六	四	七	六	六	六	三	三	八	一	一	〇	七	四
四	七	三	二	三	四	一	一	六	三	三	三	三	二	二	三	四	五	三	六	四	七	五	八	五	三	〇	六	一	一	〇	七	四
二	四	一	一	二	一	一	一	九	八	一	四	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	四	三	元	六	一	三	五	一	一	一	一
六	一	三	三	五	四	一	一	九	四	四	五	九	二	二	四	五	三	六	四	四	八	元	三	三	六	一	三	三	三	三	三	五

晉玉大臨廣桓南辛金湖張管張定鄆魚單金城曹荷鉅喜濟陵德武恩平黃
 集村池淄饒台定店嶺田店內店出店陶城合縣鄉武縣澤野祥寧縣平城縣原涯

七	元	七	三	四	八	六	九	七	七	二	二	二	八	二	二	四	三	一	四	一	二	三	一	四	一	三	五	三	三	四	三
八	元	七	三	三	九	元	九	七	八	三	三	二	〇	二	二	三	二	一	七	二	五	五	九	三	六	七	六	四	四	四	四
三	六	一	二	九	六	六	一	一	六	一	四	一	四	一	二	七	一	三	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	七	五	三	五	五	九	〇	七	四	七	三	四	二	三	五	九	二	〇	九	六	〇	四	七	七	七	七	八	六	六	六

後馮秋山大西淄洪博管博青濟鄒馬周臨譚楊淄普青利高文章濱蒲棗明
 峪峪嶺頭崑崙河川山山內山計所城東平尚村胸坊莊店通州津苑祖邱縣臺寺水

一	四	六	一	三	七	二	三	三	三	六	二	五	四	七	七	五	七	二	〇	七	二	六	一	一	三	三	七	三	七	八	八
一	四	六	一	五	七	二	六	四	六	三	二	五	四	七	九	六	七	二	〇	七	二	六	一	一	三	三	八	三	七	八	八
一	二	一	一	一	二	六	三	三	三	一	三	三	一	〇	五	一	一	四	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	六	六	一	六	九	三	八	〇	七	三	二	八	七	八	〇	二	七	二	四	七	五	一	二	四	五	九	四	七	八	八	八

盛澤	平望	吳江	正儀	天福安	安亭	陸家濱	崑山	望亭	澱關	外塘	唯亭	蘇州	管內合計	蘇州領事館	楊行鎮	舟山島	象山	南通	青浦	南翔	南匯	金山	大倉	嘉定	崇明島	松江	彭浦鎮	劉行鎮	大場鎮
六〇三	三三二	二二二	二二二	七三三	六四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	九七九	二五二六	八	三三三	三三三	五九六	二五二	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
六三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	二一八六	三三三五	八	三三三	三三三	六六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	
六三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	九三四	二一〇七	八	三三三	三三三	一八五	七七八	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
寬橋	良山門	湖州	南潯	長興	菱湖	西興鎮	肅山	拱宸橋	杭州	橫林	新開	漣里鎮	奔牛	東安鎮	宜興	常州	戚墅堰	新巷	八坪巷	靖江路	江陰	洛社	石塘灣	周經巷	無錫	滄浦	常熟		
五二二	二二二	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
五三三	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
六三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
龍潭	棲霞山	堯化門	湯水鎮	溧水	銅井	下三山	江寧鐘	板橋鎮	中華門	下關	城內	南京	管內合計	南京總領事館	西塘	海鹽	平湖	桐鄉	王店	七星橋	楓經	嘉善	嘉興	長安	硤石	斜橋	周廟	許村	臨平
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	八七五	一	一	二	二	六	二	二	四	三	三	三	三	三	三	三	三
六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	二一〇八	一	一	一〇	二	六	六	二	五	三	六	六	六	六	六	六	六
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	八七五	一	一	二	二	六	六	二	二	七	三	三	三	三	三	三	三
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二

嘉山	張八嶺	沙河集	除縣	担子	鳥衣葛	東葛營	花旗營	浦鎮	浦口	興化	寶應	高郵	揚州	高資	鹽城	東台	泰縣	口岸	陵口	呂城	渣澤	新豐	金壇	丹陽	四擺渡	鎮江	下蜀	句容			
元九	六六	九九	六六	四四	二二	五五	四四	二六	三三	四四	九九	五五	二二	四四	四四	三三	五五	二二	三三	一一	二二	二二	七七	五五	三三	五五	六六	五五			
元九	六六	八八	五五	四四	二二	六六	四四	三三	三三	四四	三三	三三	二二	四四	四四	二二	八八	二二	三三	一一	二二	二二	三三	五五	三三	七九	七七	六六			
五五	一一	三三	三三	一一	二二	一一	一一	六六	六六	一一	七七	六六	二二	一一	五五	五五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二二	七七	三三	一一	三三	三三			
二四	七七	一一	二二	四四	二二	八八	五五	三三	四四	二二	六六	三三	六六	四四	九九	九九	三三	三三	一一	一一	二二	三三	三三	五五	五五	一一	三三	九九			
鳳臺	壽縣	水家湖	朱港鎮	下糖集	常家墳	田家庵	大通	淮南九龍崗	劉府	石門山	泗縣	小溪河	板橋	臨淮關	門臺子	長淮衛	固鎮	靈璧	五河	鳳陽	懷遠	蚌埠	六合	卸甲甸	橋林	明光	小卡	管店			
四二	四二	四七	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	
四二	四二	四七	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
四三	四三	四九	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	
老屋鮑家	大通	安慶	襄安	荻港	羅集	雙柳	廬州	撮城	橋頭集	銅河	中埠	巢縣	林頭	東關	銅關	沈家巷	竹絲港	裕溪口	灣沚	慈湖	馬鞍山	采石	當塗	大橋	蕪湖	蕪湖內合	黃炭	羅集			
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四

羅家市	甘園	植方	吳城	安義	南昌	永修	張公渡	星子	湖口	大田	箬溪	瑞昌	徐家埠	德安	廬山	九江	管內合計	九江領事館	陳村	銅陵	湯溝	池州	光山咀	香口	殷家匯	棕陽鎮	彭澤	望江	東流
一	三	一	一	元	二六四	二	二	六	八	三	一〇	六	四	一〇	一	三四六	三九	二	六	三	六	二	三	二	一	七	一	七	
一	三	一	一	四	三五三	四	二	二	三	三	〇	七	六	一五	一	六〇〇	二二三	二	六	三	七	二	三	二	二	〇	三	二	
一	二	一	一	元	二六三	一	一	一	八	二	九	七	一	五	一	四四	八三	一	三	一	四	一	一	一	一	四	一	一	
一	五	二	二	七	六六	五	二	四	四	五	元	四	七	二〇	二	二四	二〇四	二	七	三	二	二	三	二	二	二	四	四	

漢川	小河	王家店	花園	考感	尹家河	中關驛	麻場	胡三勝	馮家莊	遊河	長台關	新店	信陽	支那街	佛租界	第三特區	第二特區	第一特區	日本租界	漢口	管內合計	漢口總領事館	萬家埠	南城	韋家	風林	樂化	樵舍	蓮塘
七	一	一	四	元	一	二	一	一	一	一	二	三	九	一七	二	三	六	二	七六〇	二八四	四〇七	一	一	一	二	二	二	二	
六	一	一	四	〇	一	二	一	一	一	一	二	五	一〇〇	二九三	三	五九三	四六一	三三五	一二九一	五六一	七三四	一	一	二	二	二	二	三	
一	一	一	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	三〇三	三	二七七	一九四	二九	一〇四七	三九〇	四八四	一	一	一	二	一	一	二	
七	一	一	五	元	一	二	一	一	一	一	二	五	一四	四九五	五	八六九	六五五	五六四	二,三三八	九四〇	三,二二七	二	一	二	四	三	二	五	

紫金峯	隔蒲潭	雜樹店	向港鎮	了陵舖	拾里舖	掇刀石	沙洋鎮	荆門	倉子埠	東橋鎮	宋河鎮	孫橋鎮	京山	德安	白磯	董市	浙河	龍泉舖	石溜花	仙女廟	紫荊嶺	鴉嶺	宜昌	馬坪	郝家店	廣水鎮	應山	潛江
一	一	一	二	二	三	三	五	四	二	二	三	一	五	三	六	一	六	一	一	一	二	一	九	一	七	元	二	
一	一	一	二	二	五	三	八	七	四	二	四	一	五	四	九	一	九	一	一	一	二	二	三	一	一	〇	七	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	七	七	一
一	一	一	二	三	六	三	三	四	五	二	五	一	七	六	〇	一	〇	一	一	一	二	三	四	一	一	七	〇	三

沙面租界	市內	廣州市	廣東總領事館 管內合計	浮洋	彩唐	鶴巢	巷埠	潮州	達濠島	潮陽	南澳島	外砂	澄海	汕頭	汕頭總領事館 管內合計	禾山	活嶼	金門	鼓浪嶼	廈門	廈門總領事館 管內合計	舊鐵山	鐵山	小池口	武穴	富地口	慈口鎮	大橋甫
八一	二,二八〇	二,四六六	二,三七八	三	一	三	七	一七	一	四	八	三	三	三六四	四三四	二〇	一	八	五	六五四	七六八	七	三	三	二〇	一	一	三
二二	四,九一六	五,二五三	五,五九九	四	二	四	九	二〇	一	六	一〇	三	五	五四七	六二一	二	一	七	九	九七五	一,一〇〇	七	三	三	二〇	一	一	五
六	三,五七九	三,七二六	三,八三二	四	二	一	七	二〇	一	一	三	三	一	四一五	四五五	一	二	九	八五六	八五六	九五六	一	一	一	一	一	一	一
三五	八,四九五	八,九七九	九,四〇〇	八	四	四	一六	四〇	一	六	一三	六	六	九六二	一,〇六六	四	一	九	一七五	一,八三二	二,〇五六	七	三	三	二〇	一	一	五
容奇	太良	沙頭鄉	石灘	官塘	新增塘	增城	大平墟	虎門	石龍	槎橋	東莞	第二碼浦	九江	官密	鹽步	佛山	龍眼洞	竹寮	石井	橫沙	魚珠村	石井橋頭	蛙湖鄉	珠江村	芳村	西村	黃埔	河南
四	二	九	一	一	一	四	一	四	二	七	四	九	三	八	一	三	一	一	一	四	四	四	一	四	三	五	二	二
六	三	〇	一	二	一	五	二	八	三	八	四	三	三	九	一	六	二	一	二	四	四	四	一	四	四	三	七	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	三	一	一	二	四	一	一	九	三	四	一	七	三	六
六	三	〇	一	二	一	五	二	八	三	六	四	三	五	九	一	六	二	三	六	四	四	三	四	八	五	六	六	三
龍塘	定安	烈樓	永興市	東山	十字路	南渡	瓊山	海口	海口總領事館 管內合計	武村	太平場	南園	琛安	寶安	西水	三水	新會	江門	前山	崔園	西極鄉	江尾頭鄉	茶園鄉	會同鄉	羅陌鄉	平山	唐家	石岐
九	七	四	六	一	一	五	五	一,〇〇五	四,三六八	一	二	三	六	八	一	二	四	三	一	一	一	二	四	一	三	二	九	一
九	八	四	六	一	一	五	五	九六〇	四,一九四	一	一	三	七	二	一	三	七	七	一	二	一	三	四	一	四	二	一〇	五
一	六	一	一	一	一	一	四	五〇八	八,八二一	一	四	一	三	四	一	二	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	三	六	一
九	四	四	六	一	一	五〇	一〇〇	一,四八八	五,〇七五	一	五	三	一〇	一五	一	四	七	七	一	二	一	三	四	一	四	五	六	一五

各部々會順序第一日研究發表會

第一部會(國民保健並醫療)

一、國民保健並醫療

- 宮崎縣方面委員 渡邊 義久
- 二、厚生事業の新分野に見出す國民學校修了者の運命に就て
大阪府勞政課技師 丸山 博
- 三、行旅病者心理性癆の異常及び之が矯正方策に關する研究
京都地藥院協會主事 高橋 重藏
- 四、國民醫療制度の改革と総合醫學の建設に就て
三井報恩會主事 横田 忠郎
- 五、國民保健並醫療
福島縣社會事業協會主事 遠藤 三郎
- 六、健民健兵方策としての酒害防除
大阪講演會々長 林 龍太郎
- 七、農山漁村に於ける醫療低下を怖る
鹽岐共生學園長 名越 隆成
- 八、國民健康保健組合の運営に就て
全國協同組合保健協會技師 小宮山 新一
- 九、結核問題に就て
大阪市弘濟會 小島 瀨
- 十、國民健康保健組合
保健施設擴充とその成績
京都府養老村々長 谷川 佐代藏
- 十一、醫療保護事業の將來性
贊育會常務理事 丹羽 昇
- 十二、人口増強とアルコール問題
キリスト教婦人矯風會常務理事 久布 白落實

十三、戰時下國民保健並醫療に就て

第二部會(母性並兒童保護)

- 日本國民禁酒同盟 小塩 完次
- 佐賀育兒院副院長 小島 實彦
- 一、農村母性乳幼児の保護對策に就て
新縣縣根岸村障保協會主事 栗林 貞助
- 二、家庭學校四十年の教育實驗よりみたる要保護兒童問題の將來
家庭學校校長 今井 新太郎
- 三、余の母性保護方法とその成果
岡山縣豐野村助成會理事 小出 永雋
- 四、「育兒院と乳兒とその母」に就て
仙臺キリスト教育兒院 大坂 鷹司
- 五、日かげに生ふる子等の中より
竹田 昊
- 六、我が市乳兒保護の一斷面
岐阜縣大垣市厚生課長 石田 繁
- 七、母性並兒童保護に就て
仙臺能仁保兒園長 白石 玄淨
- 八、技術としての遊びの指導
大阪高志學園長 古田 誠一郎
- 九、廣尾保健地區指導の實際
愛育研究所小兒科醫長 内藤 壽七郎
- 十、母性並兒童保護
宮崎縣方面委員 渡邊 義久
- 十一、里子を語る
京都平安徳義會主事 原 善太郎
- 十二、母性及乳幼児保護に關して
キリスト教婦人矯風會常務理事 久布 白落實

十三、母性並兒童保護

- 福島縣社會事業協會主事 根本 貞治
- 札幌育兒園理事 天野 銀市
- 聖心愛子會長 聖園 テレジア
- 十六、我が飯能町に於ける母性乳幼児の保護育成に就て
埼玉縣飯能町長 井上 太平
- 十七、母性並兒童保護
青森縣八戸學園 成田 龍觀
- 十八、都鄙別にみたる妊産婦の休養狀態
愛育研究所產婦人科醫長 森山 豊
- 十九、落伍兒童をめぐるる人の問題
京都白川學園主事 脇田 悦二
- 二十、母性並兒童保護に就て
富城縣社會事業協會主事 喜田 章明
- 廿一、異狀兒童に就て
京都平安養育院 秦 隆眞
- 廿二、母性擁護に就て
前橋養老院長 田邊 熊藏
- 廿三、本能及個性を重視せる本館の教育
大阪水上斯民館主事 佐々木 貞人
- 廿四、母性の勞働と乳幼児の死亡率に就て
富山縣津井村々長 麻生 正藏
- 廿五、幼兒保育事業に關する實證的研究
大阪市役所市民局調査係長 岡本 精
- 廿六、兒童と人口更生の問題
社會事業研究所 高橋 梵仙
- 廿七、母性並兒童保護に就て
佐賀縣方面常務委員 佐々木 泰存

廿八、東北農村に於ける乳幼児保護問題に就て

秋田角館國民保育園 村野孝顯

廿九、母性並兒童保護

福岡那爛陀學園 新森貫瑞

第三部會(一般庶民生活の援護)

一、教(られあひて)

滋賀縣大津市方面常務委員 田中龍定

二、「國民生活の最低限」に關する若干の考察

大阪市役所 中野正直

三、解勞務者家族員の居住問題に關する研究

神戸市水上児童ホーム寮長 大西雄一

四、戦時下に於ける部落厚生の意義及對策

同和奉公會主事 東山範明

五、未定

社會事業研究所 大久保滿彦

六、一般庶民生活の援護

宮城縣白石託兒所長 麻生寛道

七、精神低格者の作業能力に就て

關西學院教授 松澤兼人

九、一般庶民生活の援護

東京市養育院 坪田正男

十、單身日傭勞務者

山口縣小野田市勞道社主 姫井伊助

十一、敬老の現代的意義

神戸市厚生局 白鳥甲子彦

十二、國民生活と救護制度の任務

浴風會囑託 橘 覺 勝

十三、勤勞者(特に筋肉勞働者)に對する酒類配

社會事業研究所 小澤 一

給に就て

高知市社會事業協賛會理事 氏原一郎

十四、物資統制の厚生事業に及ぼす影響に就て

大崎製食糧給與組合主事 内村又一

十五、人口食糧問題と國民生活

厚生省囑託 梶田抱村

十六、一般庶民生活の擁護に就て

佐賀縣方面委員 樹下智康

十七、今時大戰直前に於けるイギリス庶民生活の窮狀

社會事業研究所 天達忠雄

十八、傷痍者の更生實話

福岡縣不具署更生會 花岡更生

十九、戦時經濟が勤勞階級の生活に及ぼせる影響について

東京市役所 工藤善郎

第四部會(厚生事業の組織・機關)

一、文化運動を通じての社會事業社會化の問題

厚生省囑託 横山定雄

二、經營體の綜合的厚生施設に就て

近江兄弟社 西村關一

三、現下厚生政策所見

大正大學教授 長谷川良信

四、厚生事業の内容領域

同志社大學講師 竹内愛二

五、厚生事業の地方組織に就て

新潟縣方面委員書記 乘松尋匡

六、漁村の厚生とその組織に就て

社會事業研究所 伊佐忠一

七、農村厚生事業の特殊性

産業組合中央會厚生課長 黒川泰一

八、國民厚生に就て

産業報國會副參事 的場光三

九、厚生事業の組織・機關

廣島市品學園長 伊藤恕介

十、三角法厚生事業論

東京市社會事業協賛會主事 林 灼 旭

十一、二宮尊徳とドクトル・チャルマーの學說及其の體系に於ける相似點について

社會事業研究所 篠崎篤三

十二、未定

産業報國會本部主事 柴田敬次郎

十三、社會教化事業の厚生事業に於ける地位に就て

同志社大學教授 大林宗嗣

十四、社會事業に於ける「厚生」の原理

同 竹中勝男

十五、大陸に於ける生活文化の諸問題と社會事業の役割

愛隣團主事 谷川貞夫

十六、北支農村の同族墓地

社會事業研究所 磯野誠一

十七、厚生事業當面の具體策

同 松本征二

十八、厚生事業の組織及機關

福岡有隣館主事 千國 保

十九、同

福岡養老院主事 古野義雄

第二日 討論會

第一部會 「結核豫防並治療對策に就て」

報告擔當者 東北帝大 高橋 實氏

第二部會 「乳幼児保育事業に就て」

報告擔當者

第三部會 「物資統制の厚生事業に及ぼす影響に就て」

社會事業研究所 浦邊 史氏

第五部會 「厚生事業の地域組織に就て」

報告擔當者

社會事業研究所 重田 信一氏

報告擔當者

東京市養育院 水野博之氏

第六部會 「厚生事業の體系並範圍に就て」

報告擔當者

九州帝大教授 菊池 勇夫氏

第四部會 「厚生事業施設の經營に就て」

報告擔當者

秋田婦人ホーム 三浦三郎氏

康徳七年滿洲國臨時國勢調査に依る
確定人口の發表

康徳七年十月一日(昭和十五年十月一日)我が國の國勢調査施行に即應して行はれた滿洲國臨時國勢調査の速報的結果については既に本誌本欄に所報の如くであるが、その確定全國人口は康徳九年九月二十二日付政府公報を以て左の如く發表せられた。但し左表數字は右公報發表中の誤植を訂正せるものである。

民族別人口

總數	滿洲					日 本		第三無國籍人					
	滿洲旗人	漢 人	蒙古人	回教人	其他	内地人	朝鮮人	其他	無國籍人				
總數	48,101,880	48,858,475	2,677,288	3,670,978	1,065,793	19,447,731	49,944,222	2,374,955	8,962,144	1,450,384	1,497	3,733	69,880
總數	23,908,001	33,600,333	1,077,747	10,999,248	589,601	1,058,807	27,996	1,771,575	48,037	7,895,757	925	2,288	3,005
總數	19,294,791	18,258,151	1,269,556	16,402,730	476,191	88,666	3,008	9,999,781	38,687	6,600,809	583	1,544	35,255
總數	555,000	46,679	8,321	41,333	544	5,544	1,066	2,609	11,166	1,000	347	335	996
總數	347,075	27,091	5,061	25,496	396	3,183	853	7,368	6,153	1,034	233	333	474
總數	207,934	15,178	3,110	14,835	138	2,381	344	55,522	4,866	640	155	93	533
總數	5,608,933	5,397,390	181,807	5,162,707	20,898	31,299	699	3,073	22,055	1,676,200	76	99	744
總數	3,069,144	2,947,355	96,011	2,833,355	11,445	16,788	575	1,219	25,781	95,368	44	55	561
總數	2,597,791	2,450,035	85,505	2,340,472	9,435	14,510	24	89,447	17,262	7,253	33	24	183
總數	2,393,500	2,260,767	67,731	2,179,507	10,041	7,593	85	3,000	2,443	7,595	33	34	370
總數	1,163,100	1,143,155	35,171	1,040,975	5,035	4,311	47	1,969	1,485	476	15	170	38
總數	930,000	977,574	29,559	844,544	4,096	3,291	41	2,400	967	2,806	7	14	153
總數	338,957	2,200,406	89,678	2,163,006	2,264	4,054	24	6,358	3,016	2,839	33	76	477
總數	1,327,999	1,278,097	48,735	1,355,744	1,332	2,348	18	3,499	3,499	1,703	14	44	300
總數	1,000,996	981,999	40,999	988,999	999	1,709	27	1,883	7,577	1,295	9	3	167
總數	1,498,877	1,581,366	11,090	1,331,399	975	971	1,080	10,895	8,695	2,196	2	1	78

